

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月21日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 5 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	10
永山市長提案理由説明	10
上総務企画部長兼総務課長	10
日程第 6 議案第 1 号 平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて	11
日程第 7 議案第 2 号 日置市個人情報保護法施行条例の制定について	11
日程第 8 議案第 3 号 日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	11
日程第 9 議案第 4 号 日置市職員定数条例の一部改正について	11
日程第 10 議案第 5 号 日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について	11
日程第 11 議案第 6 号 日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部 改正について	11
永山市長提案理由説明	11
上総務企画部長兼総務課長	12
日程第 12 議案第 7 号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	17
日程第 13 議案第 8 号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	17
日程第 14 議案第 9 号 日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について	17
日程第 15 議案第 10 号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	17
日程第 16 議案第 11 号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について	17
日程第 17 議案第 12 号 日置市国民健康保険条例の一部改正について	17

永山市長提案理由説明	17
新川市民福祉部長兼市民生活課長	18
黒田澄子さん	21
新川市民福祉部長兼市民生活課長	22
黒田澄子さん	22
新川市民福祉部長兼市民生活課長	22
休 憩	23
日程第18 議案第13号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第12号)	24
日程第19 議案第14号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	24
日程第20 議案第15号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	24
日程第21 議案第16号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	24
日程第22 議案第17号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第4号)	24
日程第23 議案第18号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)	24
日程第24 議案第19号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	24
日程第25 議案第20号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算(第6号)	24
日程第26 議案第21号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第4号)	24
永山市長提案理由説明	24
黒田澄子さん	27
濱崎地域づくり課長	27
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	27
田代商工観光課長	28
黒田澄子さん	28
濱崎地域づくり課長	28
日程第27 議案第22号 令和5年度日置市一般会計予算	29
日程第28 議案第23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算	29
日程第29 議案第24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	29
日程第30 議案第25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算	29
日程第31 議案第26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	29
日程第32 議案第27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算	29
日程第33 議案第28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	29
日程第34 議案第29号 令和5年度日置市水道事業会計予算	29
日程第35 議案第30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算	29

永山市長提案理由説明	29
散 会	33

第2号（3月6日）（月曜日）

開 議	38
日程第1 議案第13号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）	38
日程第2 議案第14号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	38
日程第3 議案第15号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）	38
日程第4 議案第16号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）	38
日程第5 議案第17号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）	38
日程第6 議案第18号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）	38
日程第7 議案第19号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	38
日程第8 議案第20号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）	38
日程第9 議案第21号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）	38
坂口予算審査特別委員長報告	38
日程第10 議案第22号 令和5年度日置市一般会計予算	44
日程第11 議案第23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算	44
日程第12 議案第24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	44
日程第13 議案第25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算	44
日程第14 議案第26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	44
日程第15 議案第27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算	44
日程第16 議案第28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	44
日程第17 議案第29号 令和5年度日置市水道事業会計予算	44
日程第18 議案第30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算	44
佐多申至君	44
上村企画課長	45
新川市民福祉部長兼市民生活課長	45
佐多申至君	45
上村企画課長	45
新川市民福祉部長兼市民生活課長	46
漆島政人君	46
東財政管財課長	46

山口初美さん	4 6
上村企画課長	4 6
東財政管財課長	4 7
宮前健康保険課長	4 7
山口初美さん	4 7
坂上福祉課長	4 8
宮前健康保険課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
東財政管財課長	4 8
上村企画課長	4 9
濱崎地域づくり課長	4 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	4 9
黒田澄子さん	5 0
濱崎地域づくり課長	5 0
休 憩	5 1
日程第 1 9 発議第 1 号 日置市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	5 1
日程第 2 0 発議第 2 号 日置市議会委員会条例の一部改正について	5 1
日程第 2 1 発議第 3 号 日置市議会会議規則の一部改正について	5 1
日程第 2 2 発議第 4 号 日置市長専決処分事項の指定について	5 1
富迫議会運営委員長報告	5 1
散 会	5 3

第 3 号（3 月 7 日）（火曜日）

開 議	5 8
日程第 1 一般質問	5 8
坂口洋之君	5 8
井多原副市長	5 8
坂口洋之君	6 0
井多原副市長	6 0
坂口洋之君	6 0
井多原副市長	6 0
坂口洋之君	6 0

濱崎地域づくり課長	6 1
坂口洋之君	6 1
濱崎地域づくり課長	6 1
坂口洋之君	6 1
濱崎地域づくり課長	6 2
坂口洋之君	6 2
濱崎地域づくり課長	6 2
坂口洋之君	6 2
濱崎地域づくり課長	6 2
坂口洋之君	6 2
濱崎地域づくり課長	6 3
坂口洋之君	6 3
濱崎地域づくり課長	6 3
坂口洋之君	6 3
濱崎地域づくり課長	6 3
坂口洋之君	6 3
濱崎地域づくり課長	6 3
坂口洋之君	6 4
濱崎地域づくり課長	6 4
坂口洋之君	6 4
濱崎地域づくり課長	6 4
坂口洋之君	6 4
濱崎地域づくり課長	6 4
坂口洋之君	6 4
濱崎地域づくり課長	6 5
坂口洋之君	6 5
濱崎地域づくり課長	6 5
坂口洋之君	6 5
濱崎地域づくり課長	6 5
坂口洋之君	6 5
濱崎地域づくり課長	6 5
坂口洋之君	6 6
濱崎地域づくり課長	6 6
坂口洋之君	6 6
濱崎地域づくり課長	6 6
坂口洋之君	6 6
濱崎地域づくり課長	6 7
坂口洋之君	6 7
上村企画課長	6 7
坂口洋之君	6 7

	上村企画課長	6 7
	坂口洋之君	6 8
	上村企画課長	6 8
	坂口洋之君	6 8
	上村企画課長	6 8
	坂口洋之君	6 8
	上村企画課長	6 8
	坂口洋之君	6 9
	上村企画課長	6 9
	坂口洋之君	6 9
	上村企画課長	6 9
	坂口洋之君	6 9
	上村企画課長	6 9
	坂口洋之君	6 9
	上村企画課長	7 0
	佐多申至君	7 0
休	憩	7 0
	井多原副市長	7 0
	佐多申至君	7 1
	馬場口こども未来課長	7 1
	佐多申至君	7 1
	馬場口こども未来課長	7 2
	佐多申至君	7 2
	馬場口こども未来課長	7 2
	佐多申至君	7 2
	馬場口こども未来課長	7 2
	佐多申至君	7 2
	馬場口こども未来課長	7 3
	佐多申至君	7 3
	馬場口こども未来課長	7 3
	佐多申至君	7 3
	馬場口こども未来課長	7 3

佐多申至君	7 3
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 4
佐多申至君	7 4
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 4
佐多申至君	7 4
上総務企画部長兼総務課長	7 5
佐多申至君	7 5
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 5
佐多申至君	7 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 6
佐多申至君	7 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 6
佐多申至君	7 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 7
漆島政人君	7 7
井多原副市長	7 8
休 憩	7 9
漆島政人君	7 9
田代商工観光課長	7 9
漆島政人君	7 9
田代商工観光課長	7 9
漆島政人君	8 0
田代商工観光課長	8 0
漆島政人君	8 0
田代商工観光課長	8 1
漆島政人君	8 1
田代商工観光課長	8 1
漆島政人君	8 1
田代商工観光課長	8 1
漆島政人君	8 1
田代商工観光課長	8 2
漆島政人君	8 2

田代商工観光課長	8 2
漆島政人君	8 2
田代商工観光課長	8 3
漆島政人君	8 3
田代商工観光課長	8 3
漆島政人君	8 4
田代商工観光課長	8 4
漆島政人君	8 4
井多原副市長	8 5
漆島政人君	8 5
井多原副市長	8 5
下園和己君	8 6
井多原副市長	8 6
下園和己君	8 7
田代商工観光課長	8 8
下園和己君	8 8
田代商工観光課長	8 8
下園和己君	8 8
田代商工観光課長	8 8
下園和己君	8 8
田代商工観光課長	8 8
下園和己君	8 8
田代商工観光課長	8 8
下園和己君	8 8
田代商工観光課長	8 9
下園和己君	8 9
田代商工観光課長	8 9
下園和己君	8 9
田代商工観光課長	8 9
下園和己君	9 0
田代商工観光課長	9 0
下園和己君	9 0

田代商工観光課長	9 0
下園和己君	9 0
田代商工観光課長	9 0
下園和己君	9 1
田代商工観光課長	9 1
下園和己君	9 1
田代商工観光課長	9 1
下園和己君	9 1
井多原副市長	9 2
休 憩	9 2
山口初美さん	9 2
井多原副市長	9 3
奥教育長	9 4
山口初美さん	9 4
上総務企画部長兼総務課長	9 4
山口初美さん	9 4
上総務企画部長兼総務課長	9 4
山口初美さん	9 5
上総務企画部長兼総務課長	9 5
山口初美さん	9 5
上総務企画部長兼総務課長	9 5
山口初美さん	9 5
井多原副市長	9 6
山口初美さん	9 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 6
山口初美さん	9 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 6
山口初美さん	9 7
松岡介護保険課長	9 7
山口初美さん	9 7
宮前健康保険課長	9 8
山口初美さん	9 8

松岡介護保険課長	99
山口初美さん	99
奥教育長	100
山口初美さん	100
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	100
山口初美さん	100
奥教育長	100
山口初美さん	100
奥教育長	101
散 会	101

第4号（3月8日）（水曜日）

開 議	106
日程第1 一般質問	106
黒田澄子さん	106
井多原副市長	107
奥教育長	108
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	109
黒田澄子さん	109
坂上福祉課長	109
中鉢学校教育課長	109
黒田澄子さん	109
坂上福祉課長	110
中鉢学校教育課長	110
黒田澄子さん	110
坂上福祉課長	111
黒田澄子さん	111
中鉢学校教育課長	111
黒田澄子さん	111
中鉢学校教育課長	112
黒田澄子さん	112
井多原副市長	112

黒田澄子さん	1 1 2
田口建設課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
田口建設課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
田口建設課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
田口建設課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3
田口建設課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
井多原副市長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 4
黒田澄子さん	1 1 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
井多原副市長	1 1 5
黒田澄子さん	1 1 5
田代商工観光課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
田代商工観光課長	1 1 6
黒田澄子さん	1 1 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 7
黒田澄子さん	1 1 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 7
黒田澄子さん	1 1 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 7

	黒田澄子さん	1 1 7
	福田晋拓君	1 1 8
	井多原副市長	1 1 8
休	憩	1 1 8
	福田晋拓君	1 1 9
	馬場口こども未来課長	1 1 9
	福田晋拓君	1 1 9
	馬場口こども未来課長	1 1 9
	福田晋拓君	1 1 9
	馬場口こども未来課長	1 1 9
	福田晋拓君	1 1 9
	馬場口こども未来課長	1 1 9
	福田晋拓君	1 1 9
	馬場口こども未来課長	1 2 0
	福田晋拓君	1 2 0
	馬場口こども未来課長	1 2 0
	福田晋拓君	1 2 0
	馬場口こども未来課長	1 2 0
	福田晋拓君	1 2 0
	馬場口こども未来課長	1 2 0
	福田晋拓君	1 2 0
	馬場口こども未来課長	1 2 1
	福田晋拓君	1 2 1
	馬場口こども未来課長	1 2 1
	福田晋拓君	1 2 1
	井多原副市長	1 2 1
	馬場口こども未来課長	1 2 1
	中村清栄君	1 2 2
	井多原副市長	1 2 2
	中村清栄君	1 2 3
	井多原副市長	1 2 3
	中村清栄君	1 2 3
	馬場口こども未来課長	1 2 3
	中村清栄君	1 2 3

馬場口こども未来課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
馬場口こども未来課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
馬場口こども未来課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
馬場口こども未来課長	1 2 4
中村清栄君	1 2 4
馬場口こども未来課長	1 2 5
中村清栄君	1 2 5
馬場口こども未来課長	1 2 5
中村清栄君	1 2 5
馬場口こども未来課長	1 2 5
中村清栄君	1 2 5
井多原副市長	1 2 5
中村清栄君	1 2 5
馬場口こども未来課長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
井多原副市長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
馬場口こども未来課長	1 2 6
中村清栄君	1 2 6
馬場口こども未来課長	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
馬場口こども未来課長	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
馬場口こども未来課長	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
宮前健康保険課長	1 2 8
中村清栄君	1 2 8
井多原副市長	1 2 8
休 憩	1 2 9

山口政夫君	1 2 9
井多原副市長	1 2 9
山口政夫君	1 3 0
濱崎地域づくり課長	1 3 0
山口政夫君	1 3 0
濱崎地域づくり課長	1 3 0
山口政夫君	1 3 1
濱崎地域づくり課長	1 3 1
山口政夫君	1 3 1
井多原副市長	1 3 1
山口政夫君	1 3 1
濱崎地域づくり課長	1 3 1
山口政夫君	1 3 1
濱崎地域づくり課長	1 3 2
山口政夫君	1 3 2
坂上福祉課長	1 3 3
山口政夫君	1 3 3
坂上福祉課長	1 3 3
山口政夫君	1 3 3
井多原副市長	1 3 3
山口政夫君	1 3 3
井多原副市長	1 3 4
山口政夫君	1 3 4
井多原副市長	1 3 4
山口政夫君	1 3 5
富迫克彦君	1 3 6
井多原副市長	1 3 7
富迫克彦君	1 3 9
上村企画課長	1 3 9
富迫克彦君	1 3 9
井多原副市長	1 3 9
富迫克彦君	1 3 9

田口建設課長	1 4 0
富迫克彦君	1 4 0
田口建設課長	1 4 0
富迫克彦君	1 4 0
井多原副市长	1 4 1
休 憩	1 4 2
富迫克彦君	1 4 2
濱崎地域づくり課長	1 4 2
富迫克彦君	1 4 2
濱崎地域づくり課長	1 4 3
富迫克彦君	1 4 3
濱崎地域づくり課長	1 4 3
富迫克彦君	1 4 3
濱崎地域づくり課長	1 4 4
富迫克彦君	1 4 4
散 会	1 4 4

第5号（3月29日）（水曜日）

開 議	1 4 8
日程第1 議案第4号 日置市職員定数条例の一部改正について	1 4 8
日程第2 議案第5号 日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について	1 4 8
佐多総務企画常任委員長報告	1 4 8
日程第3 議案第22号 令和5年度日置市一般会計予算	1 4 9
日程第4 議案第23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算	1 4 9
日程第5 議案第24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	1 4 9
日程第6 議案第25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算	1 4 9
日程第7 議案第26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	1 4 9
日程第8 議案第27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算	1 4 9
日程第9 議案第28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	1 4 9
日程第10 議案第29号 令和5年度日置市水道事業会計予算	1 4 9
日程第11 議案第30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算	1 4 9
坂口予算審査特別委員長報告	1 4 9

山口初美さん	156
休憩	158
山口初美さん	158
重留健朗君	159
中村清栄君	159
漆島政人君	160
山口政夫君	160
日程第12 議案第31号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第13号)	162
永山市長提案理由説明	162
日程第13 閉会中の継続審査の申し出について	163
日程第14 閉会中の継続調査の申し出について	163
閉会	163
永山市長	163

令和5年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月21日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、委員会付託
2月22日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月23日	木	休 会	天皇誕生日
2月24日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月25日	土	休 会	
2月26日	日	休 会	
2月27日	月	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
2月28日	火	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
3月 1日	水	委 員 会	議会運営委員会
3月 2日	木	休 会	
3月 3日	金	休 会	
3月 4日	土	休 会	
3月 5日	日	休 会	
3月 6日	月	本 会 議	補正予算等採決、当初予算総括質疑
3月 7日	火	本 会 議	一般質問
3月 8日	水	本 会 議	一般質問
3月 9日	木	休 会	
3月10日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月14日	火	休 会	中学校卒業式・日吉学園卒業式
3月15日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月16日	木	委 員 会	予算審査特別委員会（予備日）
3月17日	金	休 会	定例全員協議会
3月18日	土	休 会	
3月19日	日	休 会	

3月20日	月	休	会		
3月21日	火	休	会	春分の日	
3月22日	水	委	員	会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
3月23日	木	休	会	小学校卒業式・日吉学園前期課程修了式	
3月24日	金	休	会		
3月25日	土	休	会		
3月26日	日	休	会		
3月27日	月	休	会		
3月28日	火	休	会		
3月29日	水	本	会	議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1 号	令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
議案第 1 号	平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて		
議案第 2 号	日置市個人情報保護法施行条例の制定について		
議案第 3 号	日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について		
議案第 4 号	日置市職員定数条例の一部改正について		
議案第 5 号	日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について		
議案第 6 号	日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について		
議案第 7 号	日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		
議案第 8 号	日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について		
議案第 9 号	日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について		
議案第10号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第11号	日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第12号	日置市国民健康保険条例の一部改正について		
議案第13号	令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）		
議案第14号	令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）		
議案第15号	令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）		
議案第16号	令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）		

- 議案第17号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）
- 議案第21号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 令和5年度日置市一般会計予算
- 議案第23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度日置市水道事業会計予算
- 議案第30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第31号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）
- 発議第1号 日置市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 発議第2号 日置市議会委員会条例の一部改正について
- 発議第3号 日置市議会会議規則の一部改正について
- 発議第4号 日置市長専決処分事項の指定について

第 1 号 (2 月 2 1 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	議案第 1号 平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて
日程第 7	議案第 2号 日置市個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 8	議案第 3号 日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 9	議案第 4号 日置市職員定数条例の一部改正について
日程第10	議案第 5号 日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について
日程第11	議案第 6号 日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第 7号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第 8号 日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第 9号 日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について
日程第15	議案第10号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第11号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第12号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
日程第18	議案第13号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）
日程第19	議案第14号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第15号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第16号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第17号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第18号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24	議案第19号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第20号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）
日程第26	議案第21号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 令和 5 年度日置市一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 令和 5 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 令和 5 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 令和 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 5 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 令和 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 令和 5 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 令和 5 年度日置市下水道事業会計予算

本会議（2月21日）（火曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満渉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから令和5年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、坂口洋之君、並松安文君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの37日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの37日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、議会閉会中の議員辞職につきまして、12月31日付で元山寿哉議員から日置市議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、日置市議会規則第147条の規程により、議長において許可しましたので、ご報告いたします。

次に、議会の報告、例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告及び随時監査結果報告に対する監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。11月7日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

11月7日に、谷山伊作線改良整備・伊作トンネル建設に関する関係機関への要望活動を行いました。

次に、11月15日に姉妹都市であります南大隅町を訪問し、交流交歓会を行いました。

次に、11月27日にクリーン・リサイクルセンターにおきまして、リユース可能な物品の無償譲渡会を開催しました。初めての開催となりましたが、多くの市民の方々が参加されました。今後、継続的に実施してまいります。

次に、12月6日に本年一斉改選となりました日置市民生委員・児童委員への委嘱状伝達式を行いました。

次に、12月16日に株式会社カチタスと空き家バンク制度推進に関わる連携協定を締結しました。本協定により、民間企業のノウハウを活用しましてより一層の空き家対策の推進が図られます。

次に、12月24日から26日まで、薩摩川内市、阿久根市、日置市で構成しております薩摩國広域輸出促進協議会主催の薩摩國クリスマスフェアが台湾で開催されましたので参加しました。このフェアでは、各市の特産

品を台湾の皆さんに知っていただくことを目的としており、今後においても、特産品の輸出促進へつなげてまいります。

次に、1月3日に伊集院文化会館におきまして、令和5年二十歳を祝う式を挙行了しました。民法の改正により成人年齢が引き下げられたことに伴いまして、本年から式典の名称を変更し、本年度に20歳、二十歳を迎える方334人をお祝いしました。

次に、1月8日に東市来中学校グラウンドにおきまして令和5年日置市消防出初め式を挙行し、永年にわたり地域に貢献された消防団員及び消防職員に表彰が行われました。

次に、1月10日に子ども民生委員発足式及び委嘱状交付式を行いました。この子ども民生委員は7月に開催された子ども議会での提言を実現したもので、今回は、下方限自治会の子どもお助け隊の14人に委嘱状を交付しました。

次に、1月11日にエネルギー事業や貿易事業などを手がける総合商社小平株式会社と本社移転立地協定調印式及び企業との地域の新しい関係性を通じて湯之元を世界に誇れるウェルビーイングタウンにしていくための連携協定調印式を行いました。この連携協定により、今後東市来地域の湯之元を舞台に空き家の再生や温泉を活用した取組を通じ、ウェルビーイングタウン化を目指して、連携・協力を図ってまいります。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（池満 渉君）

日程第5、報告第1号令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第1号は、令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、報告第1号令和5年度日置市土地開発公社事業計画の報告について補足説明を申し上げます。

別紙の1ページを御覧頂きたいと思っております。

土地開発公社の予算でございますが、表の左側の収益的収入でございます。1億1,475万7,000円を計上しております。内訳といたしまして、事業収益では清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料および住宅団地の販売等を見込みまして1億1,462万5,000円を、事業外収益で受取利息や雑収益の合計13万2,000円を計上しております。

次に、右側の収益的支出ですが、8,509万6,000円を計上しております。内訳は、土地造成事業原価7,633万円は吹上地域住宅団地の販売見込額を計上し、販売額及び一般管理費を826万6,000円、予備費を50万円計上しております。

次に、2ページの資本的収入でございます。令和5年度においては新たな借入れを予定しておりませんので、予算は計上しておりません。

資本的支出でございますが、701万円を

計上しております。内訳は土地造成事業費で、伐採委託料や工事費など土地管理費に必要な経費とその他の住宅団地造成事業の関連費など601万円を計上しております。また、予備費といたしまして100万円を計上しております。

資金的収入が資金的支出に対して不足する701万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填をしております。

3ページから14ページまでは6団地の事業計画でございます。そして、15ページが事業計画の一覧表になっております。

次に、17ページが当初資金計画でございます。受入資金の合計で3億9,287万2,000円、支払資金の合計で1,577万6,000円となっており、差引き3億7,709万6,000円の繰越しを予定しております。

18ページ以降につきましては、予算説明書になります。ご確認をお願いしたいと思います。

以上で、報告申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから、報告第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。これで、報告第1号の報告を終わります。

△日程第6 議案第1号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて

△日程第7 議案第2号日置市個人情報保護法施行条例の制定について

△日程第8 議案第3号日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

△日程第9 議案第4号日置市職員定数条例の一部改正について

△日程第10 議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について

△日程第11 議案第6号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第6、議案第1号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてから日程第11、議案第6号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてまでの6件を一括議題とします。

6件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第1号は、平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてであります。

現計画が令和4年度をもって満了することに伴い、次期計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提案するものであります。

次に、議案第2号は日置市個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第3号は日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

日置市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第4号は日置市職員定数条例の

一部改正についてであります。

職員の定数を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第5号は日置市まちづくり応援基金条例の一部改正についてであります。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源となる寄附金を基金として積み立てるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第6号は日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてであります。

情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上6件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第1号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてでございます。

辺地につきましては、吹上町の平鹿倉辺地、それと伊集院町にございます上神殿辺地と2つございます。生活文化の格差の是正を図ることを目的としているところでございます。

別紙をお開き頂きたいと思っております。

1番目に、辺地の概況といたしまして、対象辺地は吹上町湯之浦の一部、吹上町和田の一部、人口143人、面積19.6km²、辺地度数は162点となっております。

2番目に、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、急坂・急カーブや幅員が狭い箇所が多い道路・橋梁を整備するという事で地域住民の生活環境の改善及び利便性の向上が期待できるため、市道竜之瀬平鹿

倉線改良工事を継続して行うものでございます。

3番目に、整備計画でございますが、令和5年度から令和7年度までの3年間で、全体事業費は1億200万円、財源内訳としまして辺地債を充てる計画でございます。年度別事業計画につきましては、令和5年度は100m、令和6、7年度は120mの総延長340mの整備になります。

次のページに平鹿倉辺地の位置図、そしてその次のページに市道竜之瀬平鹿倉線改良工事の整備計画図を添付しておりますのでご確認頂きたいと思っております。

次に、議案第2号日置市個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定したいので提案するものでございますが、これまで各地方公共団体が条例で定めておりました個人情報保護制度につきまして、改正個人情報保護法の施行により、全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることとなります。

この法改正に伴いまして、新たに法の施行に関し、必要な事項を規定する日置市個人情報保護法施行条例を制定するとともに、現行の日置市個人情報保護条例を廃止いたします。

それでは、別紙をお願いいたします。

第1条で、趣旨を規定しております。

そして、第2条で個人情報保護法において使用する用語の例によることとするほか、実施機関について定義をしております。

第3条につきましては、手数料等として、手数料は無料でございますが、行政文書の写しの交付及び電磁的記録の開示に要する費用については開示請求者の負担とすることを規定するものです。

第4条につきましては、開示決定等の期限ということで、個人情報保護法では開示請求等の決定期限は30日以内とされております

が、本市の現行条例の規定は15日以内であるということで、法定期限を短縮し、15日以内とすることで開示決定までの期限が従前より長くならないように規定をするものでございます。なお、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは個人情報保護法の規定と同様に30日以内に限り、期間を延長できることといたします。

第5条、開示決定等の期限の特例ということで、第4条の規定する延長後の開示決定等の期限である45日以内に全ての開示を行うことが事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合の特例措置について規定しております。

次に、第6条から第9条でございますが、第6条及び第7条につきましては、保有個人情報の訂正に係る請求に対する訂正決定の期限及び期限の特例について規定しております。第8条及び第9条につきましては、保有個人情報の利用もしくは提供の停止または消去に係る請求に対する利用停止決定等の期限及び期限の特例について規定しております。内容につきましては、先ほどの第4条及び第5条と同様の規定となります。

次に、第10条、審査会への諮問でございますが、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに諮問することができること。

附則の第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項で、日置市個人情報保護条例は廃止する。

このほか、経過措置として必要な事項を規定しております。

ここ2年間の個人情報の情報開示の状況でございますが、令和2年度が13件、令和3年度で9件ということで、主に固定資産税の照会ということで相続に関することとか、あるいは戸籍の照会、自分以外に誰か請求し

たのかというような部分で情報開示は行っているところでございます。

次に、議案第3号日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

日置市情報公開・個人情報保護審査会を設置するために提案をするものでございますが、本条例は現行の日置市個人情報保護審査会と日置市情報公開審査会、この2つの審査会を統合した日置市情報公開・個人情報保護審査会に関し、必要な事項を規定するものでございます。

各条項につきましては、現行の情報公開条例と個人情報保護条例の2つの条例の各条項を踏襲したものといたします。

それでは、別紙をお願いしたいと思います。

第1条は審査会設置の規定を、第2条は所掌事項で情報公開条例、個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例の規定による諮問に応じ、審査請求等について調査審議することを規定しております。

第3条は組織及び委員で、委員は5人以内で組織をいたしまして任期は2年と。

第4条は会長、第5条は会議、第6条は庶務について規定をしております。

審査会の運用で、これまで市と鹿児島県市町村行政推進協議会と協定を結びまして、諮問の必要が生じた場合は当該団体に審査会の開催を委任してきております。今後も同様の取扱いとなります。

第7条につきましては、審査会の調査権限について規定をしております。

次のページの第8条の意見陳述、第9条は意見書の提出、そして第10条は委員による調査の手続、第11条は提出資料の写しの送付等について規定をしております。

第12条は、調査審議の手続でございます。会議を公開すると不開示情報が公になる可能性が高いということで非公開としております。

第13条は答申書の送付等、第15条で罰則を規定をしております。

附則の第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項で、日置市情報公開条例の一部改正ということで、審査会条項の削除。

第3項で、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、別表の改正をしておりますが、情報公開審査会会長・委員と個人情報保審査会・委員とそれぞれあった審査会を情報公開・個人情報保護審査会会長・委員に統合するものでございます。

これまでの異議申立てにつきましては4件、個人情報情報が1件、情報公開が3件ということで、全部公開すべきじゃないかとか、あるいは市の審査等が不透明とか、あと結果を公表すべきじゃないかとか、そういったものが寄せられているところでございます。

次に、議案第4号は日置市職員定数条例の一部改正についてでございます。

日置市職員定数条例は、市長部局等各部局に常時勤務する職員の定数を定めております。

第4次日置市行政改革大綱に基づきまして、現在の職員定数は維持しながら効率的かつ機能的な組織を構築するために見直すものでございます。直近では、平成25年度、26年度に定数条例の改正を行っております。行政課題に対応するため、本庁・支所の課・係の統合、そして新設など行政改革により組織機構の見直しを行ってきているところでございます。

今回の改正は、職員の総定数は現状を維持しながら、各部局ごとの定数を変更するものでございます。

別紙をお願いします。

第2条第1項第1号中、市長の事務部局の職員を現行344人から356人に改めるもので、これは多様な行政サービスに対応した組織機構の見直しなどによるものでござい

す。

次に、第3号中、教育委員会の事務部局の職員115人から94人に改めるもので、これにつきましては学校主事や給食センター調理員など退職不補充の方針を平成20年3月に定めておりますが、それによるものでございます。

次に、第8号中、消防職員は81人から86人に改め、及び第9号中、公営企業の事務部局の職員につきましては20人を24人に改めるものでございます。これにつきましては、災害や漏水対応等人員配置を強化するものでございます。

なお、定数条例上の定数につきましては、兼任及び併任の人数も合わせておりますので、実際の職員数よりも多くなっている形でございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第5号は日置市まちづくり応援基金条例の一部改正についてでございます。

日置市まちづくり応援基金は、日置市を応援しようとする個人または団体からの寄附を適正に管理するとともに、活力あるまちづくりに資する事業の財源に充てることを目的に設置をしているところでございます。

まちづくり応援基金には、これまで個人のふるさと納税の寄附金、一般寄附、指定寄附でございますが、その分を積み立ててまいりました。一方、企業版ふるさと納税寄附金につきましては寄附を受けた年度の事業へ充当してまいりましたが、今回企業版ふるさと納税寄附金について、基金に積み立てて後年度の事業に充当し、活用できるように改正するものでございます。

なお、企業版ふるさと納税は企業が自治体の地方創生であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業に対して寄附を行うことで法人関係税から税額控除ができる仕組みとなっ

おります。企業としても社会貢献や法人税の軽減といったメリットがあるところがございます。

それでは、別紙をお願いいたします。

第2条の事業で、寄附金を財源として実施する事業として第6号中、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、今回の企業版ふるさと納税の基金の積立てにつきまして内閣府との事前協議が必要でございますので、設置根拠となる本条例案を提出いたしまして既に了承は頂いているところでございます。

企業版ふるさと納税の寄附金の活用状況でございますが、事業内容につきましては、例えば観光PR武将隊のプロジェクト、あるいはマタニティボックスの配布事業、生ごみ回収事業、オリーブ産業のプロジェクトなどにこれまで充当しているところで、ここ最近の受入額につきましては令和3年度で1,220万円、令和4年度で2,125万円を見込んでいるところでございます。

次に、議案第6号は日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてでございます。

改正前の条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、平成18年に制定いたしまして、紙による申請に変えて電子申請も可能としてきたところでございます。今後利用の拡大がさらに見込まれるということで、電子申請等による行政手続を行うために必要となる事項を定めるために所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお願いしたいと思います。

改正内容といたしまして、まず題名を法に沿う形で日置市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に改めます。

第1条は目的で、積極的に情報通信技術を活用した行政の推進を行い、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを規定しております。

第2条は定義で、必要な条文整理をしつつ、市の機関等の定義について今回新たに指定管理者を含むように規定の整備を行っております。

第3条は電子情報処理組織による申請等でございます。主な改正内容につきましては、条文整理になります。第4項で、署名等を行うことがほかの条例等に規定されている手続についてオンラインによるマイナンバーカードの利用等をもって署名に代えることができる規定を整備。第5項で、手数料等の納付の方法がほかの条例等に規定されている手続について手数料等をオンラインで納付できる規定を整備しております。第6項で、申請等をする者について対面により本人を確認すべき事情があるとき、原本を確認する必要があるときなどオンラインによる手続が困難または著しく不適當である部分がある場合は、当該部分以外の手続についてはオンラインで行うことができる規定を整備するものでございます。

次のページの第4条は電子情報処理組織による処分通知等で、主な内容につきましては条文整理となります。第5項で、処分通知等を受ける者について対面により本人を確認すべき事情があるとき、原本を交付する必要があるときとか、オンラインによる手続が困難または著しく不適當である部分がある場合に、当該部分以外の手続についてはオンラインで行うことができる規定を整備するものでございます。

第5条から第6条関係につきましては、条文整理でございます。

次に、第8条につきましては条文整理をい

たしまして、これを第10条に繰り下げるものでございます。

第7条はオンライン申請等の実施状況などについて随時公表していくような規定を整備し、これを第9条に繰り下げるもので、第6条の次に次の2条を加えるということで、第7条は適用除外ということで対面による確認が必要であることなどオンラインによる手続が適当でないもの、ほかの条例においてオンラインにより行うことが規定されている手続等につきましては第3条から第6条までの規定を適用しないことと規定をしております。

次のページで、第8条でございますが、添付書面等の省略ということで申請等に必要な書面等につきましては、マイナンバーカードの利用により市の機関等が当該書面等により確認すべき事項を確認できるときは当該書面の添付を要しないことを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから6件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号から議案第3号まで及び議案第6号の4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、議案第4号及び議案第5号の2件は総務企画常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第3号まで及び議案第6号の4件は委員会付託を省略し、議案第4号及び

議案第5号の2件は総務企画常任委員会に付託することに決定しました。

これから、議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号日置市個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号日置市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号日置市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第7号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

△日程第13 議案第8号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

△日程第14 議案第9号日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正について

△日程第15 議案第10号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第16 議案第11号日置市放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第17 議案第12号日置市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第12、議案第7号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてから日程第17、議案第12号日置市国民健康保険条例の一部改正についてまでの6件を一括議題とします。

6件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第7号は、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

印鑑登録証明書の男女の別の記載を廃止し、及び移動端末設備を使用した印鑑登録証明書の交付を行うため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第8号は日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてであります。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において特定個人情報を利用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第9号は日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正についてであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第10号は日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第11号は日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第12号は日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行令の一部改正を勘案し、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上6件、内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

それでは、議案第7号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、1点目は性別に関わりなく自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、性同一性障がいなど性的マイノリティーに配慮するとともに、個人のプライバシーを尊重するため、印鑑登録証明書の性別の記載を廃止するものでございます。

2点目は、国の法改正に伴い、可能となる移動端末設備、いわゆるスマートフォンを使用する際の印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うための規定の整備を行うものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、まず第6条は印鑑登録原票への登録事項についての規定ですが、第5号に男女の別が登録事項として規定されていますのでこちらを削除し、次の6号及び7号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

第14条は印鑑登録証明書に記載する事項に関する規定ですが、さきの第6条の改正により生じた号ずれに対応するものでございます。

最後に、第15条の2は多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、いわゆる印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定ですが、これまではマイナンバーカードを使用してコンビニの多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定となっておりましたが、今回マイナンバーカードに加え、移動端末設備用利用者証明書が記録されたスマートフォンでも交付を受けることができるように規定を整備するものでございます。

附則としまして、この条例中第6条第1項及び第14条の改正規定は令和5年4月1日から、第15条の2の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定のうち、同法第49条の規定の施行の日から施行するものでございます。

以上が、議案第7号の補足説明となります。

続きまして、議案第8号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてにつきまして補足説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において個人番号を利用することができる法定事務が規定されていますが、同法の規定により、条例で定める独自利用事務についても必要な限度で

個人番号を利用することができます。

今回の改正は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、独自利用事務としてマイナンバーが付された個人情報、いわゆる特定個人情報を利用するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

別表第1の改正は、特定個人情報を利用することができる事務として、市長が行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を同表の最後に加えるものでございます。

別表第2の改正は、市長が生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理するために、市長が保有する生活保護関係情報その他7項目の特定個人情報を利用することができるものとして同表の最後に加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、現在日置市におきましては生活保護の措置を受けている外国人はおりません。

以上が、議案第8号の補足説明となります。

続きまして、議案第9号日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例等の一部を改正するものでございます。

別紙を御覧ください。

まず、第1条、日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてでございます。こちらは、こども家庭庁の設置により、国の子ども・子育て会議の機能がこども家庭審議会に移管され、廃止されることに伴い、子ども・子育て支援法における国の子ども・子育て会議に関し、規定する第72条から第76条までが削られ、第77条以後の条文が

5条ずつ繰り上げられることにより、同法第77条を引用する本条例第1条に条ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

続きまして、第2条、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。こちらは、大部分がこども家庭庁の設置に伴う内閣総理大臣と厚生労働大臣との協議に関する規定である子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに伴い、生じた条ずれに係る条文整理となりますが、下から6行目の第15条の改正につきましては学校教育法第25条に新たに2項が追加されたことに伴い、生じた条ずれに係る規定の整備となり、下から4行目の第26条の改正規定につきましては民法から親権者の監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができる懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する本規定を削除するものでございます。

続きまして、次のページになりますが、第3条、日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてでございます。先ほど第1条の改正規定でも申し上げましたが、子ども・子育て支援法における国の子ども・子育て会議に係る条文が削除されたこと等により、本条例における同法の引用箇所条ずれが生じた題名及び条文について規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条中日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第9号の補足説明となります。

続きまして、議案第10号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

まず、第6条につきましては、後ほど出てきます第7条の3第2項が送迎用自動車への置き去り防止のブザー等の装置の設置を義務づける規定なのですが、家庭的保育事業者等のうち、自宅等で保育を行う居宅訪問型事業所については事業の性質上、送迎が想定されていないため、設置義務を適用除外とするものでございます。

続きまして、第7条の2につきましては安全計画の策定ということで、家庭的保育事業者に対し、利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定や必要な措置、職員及び保護者に対する安全計画の周知、研修・訓練の実施等を義務づける規定を整備するものでございます。

続きまして、第7条の3につきましては自動車を運行する場合の所在の確認ということで、昨今問題となっている乳幼児の自動車への置き去りを防止する観点から、利用乳幼児の自動車の乗降時における点呼その他の確実な方法による所在確認及び自動車へのブザーその他見落としを防止する装置の設置を義務づける規定を整備するものでございます。

続きまして、第10条につきましては、保育と児童発達支援を一体的に実施するインクルーシブ保育を可能とするため、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について緩和するものでございます。

続きまして、第13条につきましては、民法から親権者の監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができる懲戒権に関する

規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する本規定を削除するものでございます。

続きまして、第14条につきましては、努力義務である感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための必要な措置について、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練の定期的な実施と明確化するものでございます。

附則第1項はこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございますが、第13条改正規定につきましては公布の日から施行するものでございます。

附則第2項は、改正後の第7条の3第2項に規定する車内の乳幼児の見落としを防止するブザー等の設置義務に関する規定の適用について、令和6年3月31日までの間、ブザー等の装置の設置や使用が困難な事情がある場合は装置使用に代わる所在確認の代替的な措置を講じることができる経過措置を設けるものでございます。また、ブザー等の装置の設置につきましては、座席が2列以下の自動車は、除かれます。

以上が、議案第10号の補足説明となります。

続きまして、議案第11号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国の基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、先ほどの議案第10号と同様のものになります。

それでは、別紙を御覧ください。

まず、第6条の2につきましては安全計画の策定ということで、放課後児童健全育成事

業者に対し、利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画の策定や必要な措置、職員及び保護者に対する安全計画の周知、研修・訓練の実施等を義務づける規定を整備するものでございます。

続きまして、第6条の3につきましては自動車を運行する場合の所在の確認ということで、利用者の自動車への置き去りを防止する観点から、利用者の自動車の乗降時における点呼その他の確実な方法による所在確認を義務づける規定を整備するものでございます。

続きまして、第12条の2につきましては業務継続計画の策定等ということで、感染症や非常災害の発生時における業務の継続または業務の早期再開のための計画の策定及び周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施、業務継続計画の見直し及び変更等について努力義務とする規定を整備するものでございます。

続きまして、第13条につきましては、努力義務である感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための必要な措置について、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練の定期的な実施と明確化するものでございます。

附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、改正後の第6条の2に規定する安全計画の策定等の義務に関する規定の適用について、令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を設けるものでございます。

以上が、議案第11号の補足説明となります。

最後に、議案第12号日置市国民健康保険条例の一部改正についてにつきまして補足説明を申し上げます。

令和4年12月の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和

5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことにより、健康保険法施行令に規定される出産育児一時金の支給額が40万8,000円から48万8,000円に改正されましたので、これを勘案して所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

改正内容といたしましては、第7条第1項に規定する出産育児一時金の額につきまして、健康保険法施行令の改正と同様に現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。なお、出産育児一時金の総額につきましては、条例施行規則に規定する1万2,000円の産科医療補償制度加算を加え、現行の42万円から50万円への引上げとなります。

附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、改正後の出産育児一時金の額は令和5年4月1日以後に出産した被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、改正前の額を適用するものでございます。

以上が、議案第12号の補足説明となります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから6件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

議案第7号の日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正で、一番最初に部長のほうからスマホによるコンビニ交付も可能になっていきますという説明を受けて、便利になるんだなあというふうに思っております。

この15条の2の下の方に、全部日本語で漢文のような文字がずっとあるんですけども、最終的にこのスマホで証明書のようなものが記録されたスマホがないといけないと

ということなんですけど、一体スマホに何を取り込んで持っていけばいいのか。そして、そのスマホに取り込む方法というか、どうやったら市民は、マイナンバーはただ持っていけばよかったんですけど、スマホに何かを取り込まないといけないって書いてある部分がちょっとよく分からなかったの、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ただいまご質問がございましたスマホを利用した印鑑登録証の発行についてでございますが、もちろん今までどおりマイナンバーカードをかざすことによって暗証番号を入力することによっても取得できます。

また、マイナンバーカードを携帯しなくても、マイナンバーカードとひもづけたスマートフォン、スマートフォンにマイナンバーカードをかざすことによってスマートフォンの中にマイナンバーカードを取り込むことができるようになります。そのことによって、これはアプリを使っての取り込みになりますが、今後5月11日をめどに今準備が進められているところでございます。そのマイナンバーカードと同様の働きをするスマートフォンということで、そのスマートフォンをまたかざすことで同じく印鑑登録証明書を取れるということでございます。

よくコンビニなどでは、スマートフォンをかざして支払いをするという、クレジットカードの機能をスマートフォンの中に盛り込んだ形が取られておりますが、同様の形態となつてまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

おおよそ分かったんですけども、このマイナンバーカードとひもづけておっしゃったんですけども、その5月に出てくるアプリで取り込むと、マイナンバーカードの情報を自分で入れればそれで完了するというふうな

簡単なことでよろしいのか、もう一度お尋ねをします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ただいまのご質問でございますが、携帯のほうにそのアプリを使って、今マイナポイントという事業があるんですが、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして中でアプリを動かしていくという機能がございしますが、それと同じような形でマイナンバーカードを、機種によって異なりますが、スマートフォンにかざして中にその情報を取り込むということで、マイナンバーカードとスマートフォンが同じ機能になるということでご理解頂ければと思います。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号から議案第12号までの6件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第12号までの6件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

7号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号日置市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- △日程第18 議案第13号令和4年度
日置市一般会計補正予算
(第12号)
 - △日程第19 議案第14号令和4年度
日置市国民健康保険特別
会計補正予算(第4号)
 - △日程第20 議案第15号令和4年度
日置市国民宿舎事業特別
会計補正予算(第3号)
 - △日程第21 議案第16号令和4年度
日置市健康交流館事業特
別会計補正予算(第3号)
 - △日程第22 議案第17号令和4年度
日置市温泉給湯事業特別
会計補正予算(第4号)
 - △日程第23 議案第18号令和4年度
日置市介護保険特別会計
補正予算(第4号)
 - △日程第24 議案第19号令和4年度
日置市後期高齢者医療特
別会計補正予算(第4号)
 - △日程第25 議案第20号令和4年度
日置市水道事業会計補正
予算(第6号)
 - △日程第26 議案第21号令和4年度
日置市下水道事業会計補
正予算(第4号)

○議長（池満 渉君）

日程第18、議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算(第12号)から日程第26、議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第4号)までの9件を一括議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第13号は、令和4年度日置市一般会計補正予算(第12号)についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,426万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億6,266万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、保育所運営に関する予算措置や国の補正予算に伴う農林水産業等の産業基盤整備などのほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定や年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、地方交付税で普通交付税の増額により1億8,378万7,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費国庫補助金、児童手当国庫負担金の減額、保育所運営費国庫負担金の増額などにより1億2,101万4,000円を減額計上いたしました。

県支出金で、保育所運営費県負担金や産地パワーアップ事業費県補助金の増額、出産・子育て応援事業費県補助金の減額などにより7,285万4,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより3億7,356万6,000円を減額計上いたしました。

市債で、合併特例債や現年補助農地農業用施設災害復旧事業債などの減額により、1,380万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で議会管理費の減額により556万1,000円を減額計上いたしました。

総務費で、将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金費の積立金や個人番号カード事業費の増額などにより8,956万1,000円を増額計上いたしました。

民生費で、障がい児通所給付費や保育所運営費の増額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費、児童手当支給事業費の減額などにより1億9,260万2,000円を減額計上いたしました。

衛生費で、クリーン・リサイクルセンター運営費や感染症予防接種事務費、後期高齢者医療費の減額などにより1億1,683万9,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費で、経営体育成支援事業費や産地パワーアップ事業費、畑地帯総合整備事業費の増額などにより8,787万8,000円を増額計上いたしました。

商工費で、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う繰出金の増額や商工業振興費や地域経済活動支援事業費の減額などにより2,103万4,000円を減額計上いたしました。

土木費で、道路維持管理費や河川維持管理費の減額などにより2,370万4,000円を減額計上いたしました。

消防費で、消防施設整備費の減額などにより898万6,000円を減額計上いたしました。

教育費で、小中学校管理費や小学校建設事業費、民俗芸能伝承活動支援事業費の減額などにより5,540万2,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費で、現年単独農地農業用施設災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費の減額などにより757万9,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第14号は令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ

いてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,700万2,000円とするものであります。

歳入では、特別調整交付金の減額などを計上いたしました。

歳出では、一般管理費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第15号は令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,627万9,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、総務管理費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第16号は令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,955万5,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、管理事業費の減額を計上いたしました。

次に、議案第17号は令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算

のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳出では、維持管理費の増額を計上いたしました。

次に、議案第18号は令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,696万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,327万6,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で現年度分特別徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、施設介護サービス給付費や特定入所者介護サービス費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ509万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,427万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、事業費の確定による保険基盤安定繰入金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第20号は令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。

収益的収入及び支出については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実績に伴い、総額から273万6,000円を減額し、総額を9億6,489万1,000円に、収益的支出は、総額から2万7,000円を減額し、総額を9億5,898万9,000円とするも

のであります。

収益的収入では、水道事業収益の営業外収益で一般会計補助金の減額を計上いたしました。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で委託料の減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実績に伴い、総額からそれぞれ185万2,000円を減額し、資本的収入は総額を4億3,162万円に、資本的支出は総額を9億8,039万6,000円とするものであります。

資本的収入では、市補助金で一般会計補助金の減額を計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費で工事請負費等の減額を計上いたしました。

次に、議案第21号は令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額から356万1,000円を減額し、総額を7億7,879万8,000円に、収益的支出では、総額から685万7,000円を減額し、総額を5億2,474万8,000円とするものであります。

収益的収入では、下水道事業収益の営業外収益で国庫補助金の減額などを計上いたしました。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で委託料の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入では、総額から605万8,000円を減額し、総額を1億2,413万3,000円とするものであります。下水道事業資本的収入の企業債の減額などを計上いたしました。

資本的支出の総額は既定の予算のとおりとし、総額を3億2,546万7,000円とするものであります。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたし

ます。

○議長（池満 渉君）

これから、議案第13号から議案第21号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算について質疑を行いたいと思います。

まず、補正予算の説明資料29ページ、12目の地域づくり推進費、11節役務費手数料、ひおきとプロジェクトのネオ日置建設ガバメントクラウドファンディング33万円が事業延期ということになり、減額をされています。12月の議会で補正予算で計上された新規の予算だったと思っております。延期の理由は何だったのかをお尋ねしたいと思います。

次に、51ページの6款1項3目、18節負担金及び交付金の新規就農経営開始資金の所得超過の支給停止となっている部分がございます。あまりこれを聞いたことがなかったのですけれども、まずこの所得超過というのは所得制限自体が幾らまでだったのか。そういう定義があると思います。それと、この方になると思いますが、1人150万円となっていましたけれども、事前の審査ではどのような状況でこれ計上ができていたのかなという部分で、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、52ページのほうの、同じく18節の活動火山周辺地域防災営農対策事業費の1者の事業計画辞退というのが減額でございます。まず、辞退の理由は何だったのか。それと、辞退の申出はいつ頃あったのかお尋ねをします。

55ページの6款1項4目、17節受精卵移植技術事業用供卵牛135万円の未購入となっております。この牛が未購入になっている理由は何だったのか、お尋ねをしたいと思います。

います。

最後に、61ページ、7款1項3目、18節の日置市地域おこし協力隊起業等支援事業費交付金100万円が減額をされています。事業未実施なんですけれども、これはそもそも地域おこし協力隊の方が起業を予定されていたものだったのか。まずあったのか。そういったことはなかったんだという単なるその想定していた予算だったので、今回なかったから減額しているのか。実はあったんだけれども、それをしなくなったことだったのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

役務費の手数料でございます。

12月補正における予算計上の時点では、楽天のガバメントクラウドファンディングを12月にスタートするよう手続を進めておりました。しかしながら、審査の通過、内諾のタイミング、これが想定よりも時間を要しまして本年1月末ということになったことから、楽天や関係部署とも協議をした上で令和5年4月から新年度でクラウドファンディングを行うということにいたしました。

よって、今回3月補正で手数料を減額いたしまして、新年度の当初予算のほうで再度計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

新規就農経営開始資金の支給停止の件でございます。

この事業につきましては、前年度の確定所得によりまして一定の所得からは規定の計算方法で減額される仕組みとなっております。今回の対象の方につきましては350万円を超えておりました、350万円を超えると計算式上、全額が給付停止となる形となっております。

また、事前審査につきましてはこの就農開始時に要件となっております青年等就農計画の提出を平成30年度に提出頂いております。その段階で担い手育成支援協議会、関係機関で構成する協議会ですが、これで審査をして認定をされているという状況でございます。

なお、この青年等就農計画の認定の要件としましては、日置市の認定農業者の所得目標である380万円の約4割を5年後に達成するという計画を作っていただくということが前提となっております。

次に、活動火山周辺地域防災営農対策事業の辞退の申出の件でございますが、この活動火山の事業の中のメニューとして、被覆資材の更新、いわゆるビニールの張り替えでございますけれども、に対する補助でございますが、要件としまして透過率が70%以下であることという要件がございます。

事業実施に当たりまして10月の中旬時点で市のほうで透過率を調査いたしましたところ、若干70%を上回っていたために令和5年度で要望をすることにしますということで辞退されたものでございます。

次に、受精卵移植技術事業用の供卵牛でございます。

本年度につきましては、受精卵移植用の供卵牛として優秀な資質を備えた雌牛が見当たらなかったため、今回は購入を見送ったところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

地域おこし協力隊等支援事業交付金のご質問についてですけれども、この交付金につきましては隊員の本市への定住促進及び地域活性化を図ることを目的に、任期満了の日から起算して前後1年以内に市内で起業または事業承継を行う隊員に交付金を交付するものと

しております。

この隊員につきましては、令和4年6月末で任期を満了してございまして、当初交付金を活用しての新規起業を模索してございましたけれども、もともとご本人がイベント企画やブランドのコンサルなどの事業を経営していたこともあり、新規起業には至らなかったというケースでございます。

以上で終わります。

○14番（黒田澄子さん）

大体内容がよく分かりました。

最初に申し上げたこのネオ日置の建設について、昨年度が第1次ネオ日置建設というふうに令和4年度中ということで。そして、令和5年度には第2次というふうに説明を受けてございましたけれども、この建設に当たって令和4年度中にこのクラウドファンディングが延期したということで、何かお困りの部分はなかったのか。しっかり完了しているのか。そこら辺りが第2次の、いよいよ当初予算がまた出てきますけれども、そことの兼ね合いもあるので併せてそこら辺を。無事に完了できているのか、その点について最後お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

第1次というのが本年度の事業計画でございました。本来、この第1次についても楽天でのガバメントクラウドファンディングを使うということを想定してございましたけれども、そこに時間を要したということで急遽ふるさとチョイスのほうに切り替えまして現在クラウドファンディングを実施しているということで、今700万円ほどお金が入ってきているという状況でございます。

よって、第1次はふるさとチョイス、それから第2次を楽天という形で現在考えているところでございます。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号から議案第21号までの9件については、全議員19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選頂いておりますので、お知らせいたします。委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君。

以上であります。

△日程第27 議案第22号令和5年度
日置市一般会計予算

△日程第28 議案第23号令和5年度
日置市国民健康保険特別
会計予算

△日程第29 議案第24号令和5年度
日置市国民宿舎事業特別
会計予算

△日程第30 議案第25号令和5年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算

△日程第31 議案第26号令和5年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算

△日程第32 議案第27号令和5年度
日置市介護保険特別会
計予算

△日程第33 議案第28号令和5年度

日置市後期高齢者医療特
別会計予算

△日程第34 議案第29号令和5年度
日置市水道事業会計予算

△日程第35 議案第30号令和5年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（池満 渉君）

日程第27、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算から日程第35、議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方について、お諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は3月6日の第2本会議で行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。それでは、9件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

本日、令和5年日置市議会第1回定例会に当たり、市政運営に臨む所信と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和5年度当初予算案等の概要をご説明いたします。

まず、対話を通して市政への意見等を各自治会で何う草の根対話を令和5年度も引き続き、実施します。対話で生まれるアイデアや可能性を今後の市政に生かし、年齢を問わず、皆で日置市の未来を考えられる環境づくりを大切にしていきたいと考えております。

また、子育て世代の生活支援、カーボンニュートラルの実現に向けた取組、教育環境、社会基盤の整備、行政のデジタル化の推進など本市が抱える様々な課題の解決に向けて必要な施策を実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましては令和5年度の早い段階に5類へ移行する見込みであることから、アフターコロナの取組を加速し、1日も早く平時に戻していくために全力で取り組んでまいります。

令和5年度は、延期されていた燃ゆる感動かごしま国体が開催されます。本市では、軟式野球とレスリング等の競技が行われます。特別国民体育大会を市一丸となって盛り上げていきたいと考えております。

これらの取組を実現するためには、行政がこれまで以上に関係する皆様と連携し、オール日置で取り組む必要があります。今後とも市議会並びに市民の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和5年度の予算編成の大綱について申し上げます。

本市においては財政規律の維持を念頭に、令和5年度も引き続き、人口減少の克服と地方創生の取組である日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を第2次日置市総合計画後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし訪ねてよしふれあいあふれるまちひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としました。

また、これまでの厳しい財政状況に加え、エネルギー価格の高騰による光熱水費の上昇や扶助費の増加、公債費の高止まりなどによるさらなる財源不足を乗り切るため、補助金の削減などの事務事業の見直しを引き続き実施し、歳出削減を図りました。

今後も、これまで行ってきた歳入・歳出改革の努力について決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進し、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう、一層の歳出削減と歳入確

保を推進してまいります。

次に、マニフェストに基づき、主要施策の概要について申し上げます。

1つ目の柱、コロナ対策でございます。

現在、国において感染症法上の位置づけを5類へ移行する見込みではありますが、コロナ禍を機に連携が強化された医療機関と行政の関係を基に今後必要な検査や医療体制の確保を図るとともに、ワクチン接種を推進してまいります。

また、飲食店・観光業などにおきましては、世界的な原油や原材料等の価格高騰の影響により厳しい経済情勢ではありますが、5類への移行に備え、新たなチャレンジや事業の立て直しなどに取り組みやすい環境づくりが必要でありますことから、国や県のあらゆる交付金を有効に活用し、事業継続の支援や地域経済の好循環を図るための対策を講じてまいります。

次に、2つ目の柱、地域福祉でございます。

高齢化がますます進む中におきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが重要であります。そうした観点から、医療・介護・住まい・生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアの体制を作るため、引き続き、市役所内の横断的な連携により検討や取組を進めるとともに、公共交通の利便性を高めるため、乗合タクシーの範囲を見直すことで移動支援の充実を図ってまいります。

また、加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態になる危険性が高くなる、いわゆるフレイルの予防対策として、タブレットの活用により自宅にしながら健康体操などに取り組める環境を整備してまいります。

また、性的少数者に配慮したパートナーシップ宣誓制度の導入に向け、庁内や外部委員による検討を進め、あらゆる人にとって暮らしやすいまちづくりを目指してまいります。

次に、3つ目の柱、子育て支援でございます。

子育て世代に寄り添う取組としまして、妊娠早期から伴走型で相談支援を行う体制を構築するとともに、産後の不安軽減を目的とした産後ケア事業を拡充してまいります。

保育所等の紹介動画配信や入園オンライン申請につきましては、引き続き取り組むとともに、保育士確保に向け、大学・専門学校等の養成校と連携したインターンシップや就職セミナーを開催します。

また、現在予防接種や健診などの子育て支援情報を提供しています子育てアプリにつきましては、より利便性を高めるため、内容の充実を図ります。

次に、4つ目の柱、全世代の教育・学びでございます。

コロナ禍からアフターコロナへと日常の社会生活が変容しようとする中、若い世代への影響は非常に大きいものがあります。若い世代の思いを形にしてまちの未来を描き、その実現を目指す日置市若者未来会議を引き続き開催し、次世代の挑戦を応援してまいります。

さらに、昨今の原油価格・物価高騰を受け、学校給食の質と量を確保し、安定的に児童生徒に提供することを目的として学校給食の食材購入費及び保護者負担軽減策を講じます。

また、特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体につきましては、市民の皆様とともに盛り上げ、今大会を機に市民の皆様が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めてまいります。

次に、5つ目の柱、産業活性化でございます。

地域経済におきましては、コロナ対策の緩和により大きな変化を迎える年になると考えています。新たに特産品コンクールを開催し、商品開発や商談会等の出展を促進するとともに、新たな販路開拓としてオンライン販売や

輸出促進に向けて取り組みます。

また、観光におきましては、関係者で構成する観光振興連絡協議会におきまして現在本市の観光に関する情報の整理・共有を図っており、引き続き、今後の観光振興に向けた取組を進めてまいります。

次に、6つ目の柱、オール日置でございます。

地域の課題解決を図るため、市民だけでなく、様々な結びつきのオール日置のネットワークを生かしたクラウドファンディング型のふるさと納税などを通じて地域外の方々の思いを結集できる枠組みを構築するとともに、関係人口施策として実施しているひおきとプロジェクトによるWEB戦略に取り組んでまいります。

また、多文化共生社会の実現に向け、日本語・日本文化理解講座の開催や多言語に対応したごみ出しカレンダーの作成により、在住する外国人の方々が安心して生活し、活躍できる環境整備に努めてまいります。

次に、7つ目の柱、景観・環境・防災でございます。

現在、脱炭素ビジョンの策定に向け、最終的な協議を進めているところでありますが、令和5年度におきましては、そのビジョンを着実に推し進めるため、小水力発電や木質バイオマス発電の可能性調査を実施し、循環型社会の構築を目指してまいります。

また、クリーン・リサイクルセンターでのリユースを進めるため、令和4年度開催しましたリユース品無料譲渡会を継続的に実施します。

令和6年9月の稼働を予定している、仮称南薩地区新クリーンセンターについては、将来にわたり安全・安心で地域住民の信頼に応えられる施設となるよう建設を進めてまいります。

次に、8つ目の柱、財政・行政運営ござい

います。

行政運営につきましては、引き続き、民間企業から出向されている方々の専門的知識などを生かし、あわせて企画課内にゼロカーボン推進係を設置するなど効果的な組織機構を構築するとともに、引き続き、女性職員を積極的に多様な職域へ配置することにより活躍の場を提供してまいります。

デジタル・トランスフォーメーション、DXにつきましては、市民サービスの向上につながるよう、オンライン相談窓口の設置や会計処理におけるペーパーレス化などの取組を積極的に進めてまいります。

市民と市役所の対話の場を増やすため、令和4年度から実施している自治会単位での草の根対話をはじめ、テーマごとに市民と市職員がミーティングをするおしゃべりカフェも引き続き開催してまいります。

また、地域づくりにつきましては、日置市協働のまちづくり推進委員会において、住民の暮らしを守る自治会を基盤とした最適な地区公民館の在り方を検討してまいります。

次に、令和5年度の一般会計の予算規模について申し上げます。

令和5年度の当初予算は、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により編成しました。

市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性や重要性のある施策・事業等を選択し、予算を編成した結果、令和5年度の一般会計当初予算額は過去最大の297億8,100万円となり、前年度と比較し、25億9,100万円の増となっています。

これは、南薩地区新クリーンセンターの施設整備に伴う負担金の大幅な増額が主な要因となっています。

まず、歳入で、市税については直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の

影響や地方財政計画などを踏まえ、2億703万8,000円の増となりました。

地方交付税については、前年度と同額の79億円となっています。

市債については、将来世代に過度な負担を残さないよう、交付税措置のある有利な地方債の活用を図りました。

また、臨時財政対策債については、地方交付税の原資が増額確保され、折半財源不足が生じていないことから発行額が大幅に抑制されました。

次に、歳出で前年度と比較して増減額の大きいものを性質別で見ると、普通建設事業費が21億2,964万1,000円の増となっていますが、前述した南薩地区新クリーンセンターの施設整備に伴う負担金等の増が主な要因となっています。

また、物件費が2億2,815万7,000円の増で、かごしま国体準備・運営事業の増が主な要因となっています。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算規模について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算であります。

国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策に取り組むための予算を計上し、58億2,420万7,000円となりました。

次に、国民宿舎事業特別会計予算であります。

職員の人件費、施設の運営費等を計上し、1億9,401万5,000円となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい経営状況が続いておりますが、施設を利用する方に安心してご利用頂けるよう、感染症対策を徹底し、新規顧客の獲得に向けた営業活動を行い、利用者ニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

次に、健康交流館事業特別会計予算であります。

職員の人件費、施設の運営費等を計上し、9,976万1,000円となりました。

本施設も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい経営状況の中、感染症対策に取り組みながら、国民宿舎吹上砂丘荘と連携を図り、合宿利用等を積極的に受け入れるとともに、温泉やプールを安心してご利用頂けるよう、事業運営に努めてまいります。

次に、温泉給湯事業特別会計予算であります。

維持管理委託料、電気料等の管理運営費等を計上し、504万円となりました。

次に、介護保険特別会計予算であります。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護予防の推進及び認知症対策の強化、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険事業の運営に努めるための予算を計上し、56億7,997万1,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。

保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、8億3,702万4,000円となりました。

後期高齢者医療保険の保健事業として、国民健康保険保健事業や介護保険制度における地域支援事業等との一体的な実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計予算であります。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額10億2,420万2,000円、支出額9億8,586万円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額2億5,335万円、支出額8億2,870万8,000円となりました。

今後も計画的に水道施設整備等を実施し、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額8億1,880万3,000円、支出額5億7,563万7,000円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億9,910万円、支出額4億1,046万4,000円となりました。

今後も、公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について私の基本的な考え方と令和5年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これで、議案第22号から議案第30号までの9件の説明を終わります。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月6日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

午後0時10分散会

第 2 号 (3 月 6 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 13号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）
日程第 2	議案第 14号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 3	議案第 15号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第 16号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第 17号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第 18号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第 19号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第 20号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）
日程第 9	議案第 21号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 10	議案第 22号 令和5年度日置市一般会計予算
日程第 11	議案第 23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 12	議案第 24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 13	議案第 25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 14	議案第 26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 15	議案第 27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 16	議案第 28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 17	議案第 29号 令和5年度日置市水道事業会計予算
日程第 18	議案第 30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算
日程第 19	発議第 1号 日置市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 20	発議第 2号 日置市議会委員会条例の一部改正について
日程第 21	発議第 3号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第 22	発議第 4号 日置市長専決処分事項の指定について

本会議（3月6日）（月曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

副市長	井多原章一君	教育長	奥善一君
総務企画部長兼総務課長	上秀人君	市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君
産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君	教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君
消防本部消防長	福山昌己君	東市来支所長	横枕広幸君
日吉支所長	船倉利幸君	吹上支所長	有村弘貴君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君	財政管財課長	東正和君
企画課長	上村裕文君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	田代誠治君
福祉課長	坂上誠君	健康保険課長	宮前美紀さん
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	松岡政仁君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

-
- △日程第1 議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）
- △日程第2 議案第14号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- △日程第3 議案第15号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第4 議案第16号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
- △日程第5 議案第17号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）
- △日程第6 議案第18号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- △日程第7 議案第19号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- △日程第8 議案第20号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）
- △日程第9 議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）から日程第9、議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告

を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）から議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月21日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、2月22日、24日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて、2月28日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2億5,426万8,000円を減額し、総額を296億6,266万1,000円とするものであります。今回の補正予算は、保育所運営に関する予算措置や、国の補正予算に伴う農林水産業等の産業基盤整備のほか、来年度の業務で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定や、年度内に事業完成が見込めないものについて、繰越明許費の補正など所要の予算を編成するものであります。

歳入について主なものは、地方交付税で普通交付税の増額。

国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増額及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費国庫補助金などの減額。

県支出金では、障害児通所給付費県負担金などの増額及び出産・子育て応援事業費県補助金の減額。

繰入金では、財政調整基金繰入金などの減額。

市債では、過疎対策事業債などの増額及び合併特例債等の減額。

歳出について主なものは、総務費で、財政調整基金費などの増額及び企業誘致対策費などの減額。

民生費で、障害児通所給付費などの増額及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費などの減額。

衛生費で、塵芥処理事業費などの増額及びクリーンリサイクルセンター運営費などの減額。

農林水産業費で、経営体育成事業費など増額及び活動火山周辺地域防災営農対策事業費などの減額。

商工費で、国民宿舎、健康交流館への繰出金などの増額及び商工業振興費等の減額。

土木費で、道路維持管理費などの減額。

消防費で、災害対策費などの減額。

教育費で、小・中学校管理費などの減額。

災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費の増額及び現年補助公共土木施設災害復旧費の減額でありました。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、防災行政無線有線柱撤去補助金について、市内全ての有線柱が撤去できたとの理解かとの問いに、東市来と日吉に有線柱があり、今年度で日吉地域は終了したが、東市来地域がまだ残っているとの答弁。

財政管財課所管では、3月補正時点で財政調整基金が38億円あるが、この件について財政管財課としてどのように捉えているのかとの問いに、令和3年度、4年度は大きな事業があまりなかったため基金については余裕が出てくるであろうと予測はしており、いいか悪いかで言われるといい状況であると認識しているが、今後は大きな事業があるので基金残高は減少していくと思われるとの答弁。

企画課所管では、ふきあげビジョン69の

現在の進捗状況はとの問いに、先日、今年度の会議は終了し、これまでとこれからの吹上を語るということで、分野ごとの課題の優先づけを行っている。来年度以降も各分野で自走できるための協議を行う予定であるとの答弁。

税務課所管では、地籍図デジタルオルソ画像の負担金が350万円の減額との説明であったが、その理由はとの問いに、鹿児島県土地改良事業団連合会が各市町村に呼びかけて航空写真を共同で撮影する、この呼びかけに参加する市町村数の状況により、事業費が当初と比べて安価になったためであるとの答弁。

商工観光課所管では、工場等立地補助金の減額が大きいとその理由はとの問いに、当初予算では4企業に補助金の上限額を計上していたが、上限額に満たない企業もあったことや新規雇用の人数等が補助要件にあるため、その要件を満たさなかったところもあったためであるとの答弁。

消防本部所管では、備品購入費の減額が大きいと、積算時に見積もりは何社から取ったのかとの問いに、3社以上見積もりを徴収し、その平均値等で積算したとの答弁。

市民生活課所管では、直近での個人番号カードの取得率はどれくらいかとの問いに、2月12日現在で交付済み70.50%であるとの答弁。

福祉課所管では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費について、減額の理由はとの問いに、対象者の交付率は93.3%であった。住民税未申告者と転入者に申告書を送付したが、そのうち非課税だった方は284件中48件であり、見込みより少なかったためであるとの答弁。

こども未来課所管では、児童福祉総務費の報酬、手当等について、家庭相談員の辞職に伴う実績見込みによる減となっているが、相談業務等に影響はなかったのかとの問いに、

本来、家庭相談員は2名体制であるが、現在1名となっている。業務については、課内の保健師や社会福祉士を持つ職員が担当しているとの答弁。

健康保険課所管では、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費について、増額の理由は何かとの問いに、副反応者1名分で、医療費と負担金を合わせて支給決定となるので、今回の予算計上となったとの答弁。

介護保険課所管では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業について、事業不採択の理由は何かとの問いに、国への要望件数が多く、国の予算が大幅に上回ったことと、採択の優先基準として、福祉避難所の指定を受けていることの項目があったことにより不採択であったとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管では、中学校維持補修費について、予算額の3分の1程度が減額になっているがその理由はとの問いに、中学校2校のトイレ洋式工事の執行残が主であるが、当初の積算で特殊な工法で予算計上をしていたが、従来の改修工法で対応できることになったための入札執行残であるとの答弁。

社会教育課所管では、民俗芸能伝承活動支援事業費について、交付金が減となっているが、今年度活動を行った団体は何団体あったのかとの問いに、62団体中24団体の見込みであるとの答弁。

農林水産課所管では、農政推進特別指導員の報酬の減額は、採用がなかったとのことであったが、理由は、との問いに、公募も行ったところであるが、なかなか見つからなかったとの答弁。

農地整備課所管では、農用水資源開発調査事業費の減額については、事業を行われなかったということかとの問いに、今回、北山地区と入来地区の2地区を要望していたが、県の予算の関係で、北山地区には県の事業費は

つかなかったとの答弁。

建設課所管では、市道愛護作業報償費と河川愛護作業報償費がどちらも減額になっているが、参加してくれる自治会が減ったのかとの問いに、河川愛護作業については、前年度と比べると総延長で約5km減少したため減額になった。逆に道路愛護作業については、前年度と比べると総延長で5km増え、参加した自治会の数も5自治会増えている。これは、令和3年度にコロナにより実施できなかった自治会が令和4年度に実施できたものによると思われる。予算の減額については、全自治会が実施する見込みで予算計上しているため今回減額になっているとの答弁。

そのほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、準要保護の認定件数の報告はあったが、申請件数についての質疑はあったのかとの問いに、そのような質疑はなかったとの答弁。

また、委員より、農用水資源開発調査で、入来地区のボーリング調査結果がまだであるとの報告であったが、いつ調査結果が分かるのかとの問いに、揚水試験を行うと聞いているが、まだ調査結果が上がってきていない、いつになるという明確な回答はなかったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号令和4年度日置市一般会計補正予算（第12号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出の総額にそれぞれ488万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,700万

2,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、保険給付費交付金で確定見込みに伴う特別調整交付金の減額、一般会計繰入金で、国保税制安定化支援事業算定額確定に伴う繰入金の増額。

歳出についての主なものは、一般管理費と国保ヘルスアップ事業費の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保ヘルスアップ事業費については、健やか母子係の保健師の産休代替の応募がなかったため、国保ヘルスアップ事業の会計年度任用職員を配置転換したことにより、補充として会計年度任用職員を募集したが応募がなかったとの説明であったが、採用は難しいのかとの問いに、今回は11月から3月までの短期採用であったため応募がなかったと思われるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、保健師の応募がなかったという報告であったが、その期間の業務に支障はなかったのかという質疑はあったのかとの問いに、ほかの部署から異動してもらい対応したとの答弁。

ほかに質疑はなく、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、議案第14号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）について、報告いたします。

歳入歳出予算からそれぞれ584万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,627万9,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、料金収入の減額及び一般会計繰入金の増額。

歳出についての主なものは、総務管理費の

報酬等の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

報酬で533万円の減額であるが、これは何人分の人件費の減額に当たるのかとの問いに、当初は39人の予算計上で、現在33人の職員であるので、6人分の人件費に当たるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第15号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

歳入歳出予算からそれぞれ297万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,955万5,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、料金収入の減額と、一般会計繰入金の増額。

歳出についての主なものは、管理事業費の報酬等の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委託料の増額の理由はとの問いに、宿直業務の委託料の増額であるが、単価契約であり、合宿等が増えて、当初見込んでいた日数を超えたため増額したとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第16号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）につい

て報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳入の増減はなく、歳出については、予備費から組替えによる温泉受給装置工事負担金の増額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

市が負担する工事の内容、種類はどのようなものかとの問いに、温泉給湯条例ののっとり市が負担し、今回の受給装置に関する費用は市の負担となっているため、計上しているとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第17号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出予算から、それぞれ8,696万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,327万6,000円とするものであります。

歳入について、主なものは介護保険料と介護給付費負担金の減額。歳出について、主なものは施設介護サービス給付費、特定入所介護サービスの減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

介護認定審査会費について、委員等報酬の減の理由はとの問いに、コロナ禍により、4月と10月の研修会が中止になったことによるものであるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いま

したが、質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第18号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について報告いたします。

歳入歳出の予算の総額からそれぞれ509万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,427万2,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、保険基盤安定繰入金の減額。歳出について、主なものは後期高齢者医療広域連合給付費の減額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

歳入の雑入について、特別対策補助金の決定に伴う増額となっているが、その内容はとの問いに、2回目の保険証発送に係る経費であり、消耗品費、保険証作成費用、郵便料相当分であるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、2回目の保険証発送という説明があったが、なぜ2回送付されるようになったのかという質疑があったのかとの問いに、令和4年の10月から窓口負担が2割となった人がいたため、その見直しに伴う2回目発送であるとの説明を受けたとの答弁。ほかに質疑はなく、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）について報告いたします。

収益的収入は273万6,000円を減額し、総額を9億6,489万1,000円に、

収益的支出は2万7,000円を減額し、総額を9億5,898万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出については、それぞれ185万2,000円を減額し、資本的収入の総額を4億3,162万円に、資本的支出は総額を9億8,039万6,000円とするものであります。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業実績見込みに伴い、一般会計補助金の減額や、営業費用での委託料の減額に伴う補正であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

資本的支出の備品購入費の執行残は、何の備品を購入したのかとの問いに、組立て式の給水タンク4基分であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、採決の結果、議案第20号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第6号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について報告いたします。

収益的収入は356万1,000円を減額し、総額を7億7,879万8,000円に、収益的支出は685万7,000円を減額し、総額を5億2,474万8,000円とするものであります。

資本的収入については、総額から605万8,000円を減額し、総額を1億2,413万3,000円に、資本的支出は既定の予算どおりとし、総額を3億2,546万7,000円とするものであります。

今回の補正については、国庫補助金の減額や企業債の減額等を計上するものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

農業集落排水の収益的収入の一般汚水収益

の減額について、今後、収益の減額が続くと予測されるが、件数の増減はどの問いに、年度途中での増減であるが、271件が10件減って261件となったとの答弁。

そのほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、特別委員会にて報告を行いました。質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第21号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

先ほど発言の中で、訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第19号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算の中で、歳出について主なものは、後期高齢者医療広域連合、先ほど給付金と発言したんですけれども、納付金に訂正させていただきます。

先ほどの発言の中で、議案第19号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、議案19号と言うのを発言が漏れておりましたので、議案第19号になりますので訂正したいと思います。

○議長（池満 渉君）

これから議案第13号から議案第21号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第13号から議案第21号までの9件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから9件について採決いたします。こ

の採決は、議案等採決区分票の採決順位により行います。それでは、採決順位第1の議案第13号から議案第21号までの9件を採決します。

お諮りします。9件に対する委員長の報告は可決です。そのように決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第21号までの9件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- △日程第10 議案第22号令和5年度
日置市一般会計予算
 - △日程第11 議案第23号令和5年度
日置市国民健康保険特別
会計予算
 - △日程第12 議案第24号令和5年度
日置市国民宿舎事業特別
会計予算
 - △日程第13 議案第25号令和5年度
日置市健康交流館事業特
別会計予算
 - △日程第14 議案第26号令和5年度
日置市温泉給湯事業特別
会計予算
 - △日程第15 議案第27号令和5年度
日置市介護保険特別会計
予算
 - △日程第16 議案第28号令和5年度
日置市後期高齢者医療特
別会計予算
 - △日程第17 議案第29号令和5年度
日置市水道事業会計予算
 - △日程第18 議案第30号令和5年度
日置市下水道事業会計予
算

○議長（池満 渉君）

日程第10、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算から、日程第18、議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

この9件については、さきの本会議において、提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

発言通告がありますので、まず佐多申至君の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

1回目の質疑をさせていただきます。

まず、令和5年度の施政方針及び予算説明について。

1、施政方針及び予算説明において、厳しい財政状況かつ限られた財源の中で、今回の予算編成を通して厳しい財政期間を乗り越えるため、まち・ひと・しごと創生戦略を重点施策にして、実効性の高い事業を重要視していると理解しているが、その点について市長の考えを伺う。

また、事業の選択には、その見極めも様々な視点からの重要性、緊急性が求められるが、その実効性の基準となるものは何だったのか市長に伺う。

2、マニフェスト8本柱の展望とオール日置として、市民に何を求めるか市長の考えを伺う。

次に、2項目め、当初予算について、仮称南薩地区新クリーンセンター建設について、予算説明資料131ページ、環境衛生費の投資的経費で施設整備負担金26億2,628万7,000円に関して、同説明資料41ページ、衛生債、一般廃棄物処理事業債と過疎対策事業債を財源としていると理解するが、ほかに有利な起債等の検討はなされたのか伺う。

まずは、1回目の質疑をさせていただきます。

終わります。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

平成27年度から始まりました、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和5年度で9年目を迎えることとなります。地方創生は人や経済活動の流れに影響を与えることから、息の長い取組が必要であり、これまでの事業を定着させ、さらにデジタル技術など新たなことも取り入れながら磨き上げることが重要であると認識しております。

実効性の基準につきましては、毎年度実施しています評価検証を踏まえながら、目標値達成に向けて、事業推進が確実に図られるよう予算編成しているところです。

続きまして、マニフェストの8本柱とオール日置についてでございます。

マニフェストの全73施策については、財政規律の維持を念頭に、関係課と進捗状況を確認しながら進めているところであります。令和5年度は市長就任3年目の折り返し期間となりますことから、様々な人材や制度などを活用しながら、スピード感を持って、マニフェストに取り組んでまいりたいと考えています。

オール日置については、日置市を思う市外に在住する方々や企業などからの応援を、結集できることが重要であると考えております。そのため、市民の皆様には、就職などで市外に在住されている、お子さんやお孫さん、親戚等の関係する方々に対しまして、イベントの参加やふるさと納税など、外から日置市を応援できることについて、ぜひ、お声かけなどをお願いしたいと考えています。

以上です。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

それでは、南薩クリーンセンターについてお答えいたします。

南薩地区衛生管理組合が実施する新クリーンセンター施設整備の負担金については、組

合を構成する4市とも、多額の一般財源を確保することは困難であることから、協議の上、最も有利な過疎対策事業債（公共施設マネジメント特別分）を国、県に要望し、同意されたところでございます。これにより、本市においては、人口割による東市来・日吉・吹上地域分の事業費相当分が確保されました。

次に、過疎地域でない伊集院地域分については、活用できる起債は合併特例債と一般廃棄物処理事業債の2つのみであります。合併特例債については令和5年度予算において約7億円を他事業に充当しており、令和6年度以降の発行可能な額が約6億円しかなく、今後も幅広い事業での活用が見込まれるため、唯一残る一般廃棄物処理事業債の活用を選択いたしました。

以上のようなことから十分な検討の上、有利な起債を活用していると考えております。

終わります。

○6番（佐多申至君）

2回目の質疑ですが、まずは1問目の令和5年度の施政方針については基本的にはマニフェスト8本柱についてですが、市民とその理解を深めるために具体的にどのようなことを行っていくのかを伺いたいと思います。

また2、当初予算については今、起債についてはご説明がありまして、おおむね理解いたしました。残りの負担額は基金や一般会計からと考えるところですが、その充当額は当初予算の段階で分かっているのか、分かっていたらお答えください。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

オール日置については本市に関わる様々な方々の力を結集することが重要であり、対話を通して市政への意見等を各自治会で伺う、草の根対話など様々な機会を通じて、理解を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

2問目の充当額についてのご質問でございますが、予算額26億2,628万7,000円のうち、起債充当額は過疎対策事業債で14億3,230万円、一般廃棄物処理事業債で9億9,670万円の合計24億2,900万円でございます。また、総額から起債額を差し引いた残り1億9,728万7,000円のうち、1億4,900万円は施設整備基金からの繰入金を、4,828万7,000円は一般財源を充当する計画でございます。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

次に、漆島政人君の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

令和5年度一般会計当初予算に関わる件について質疑します。

ご承知のとおり、ここ一、二年人件費やエネルギー価格の高騰などにより、様々な分野で値上がりが続いています。これにより予算編成につきましても、いろいろなご苦労があったのではないかとお察しするところです。

そこで物価高騰による新たな支出額は3年前と比較して概算で幾らぐらい増えたのかと、このことをお尋ねしたかったのですが、誠に私の認識不足で、3年前と令和5年度の予算内容が全く同じであれば比較することもできます。

しかし、異なる部分も幾つかあるようです。したがって、比較できる範囲内で金額でも、割合でも結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（東 正和君）

まず、金額である程度比較できる部分についてご説明いたします。

燃料費、光熱水費などのエネルギー関連予算でございます。当初予算で比較しますと、令和5年度は令和2年度より約4,500万

円ほど増加しております。

次に、工事請負費などの普通建設事業費でございます。これにつきましては確かに単純に比較ができませんので、現行の公共事業の設計単価の表があるわけですが、これを3年前のものと比較をしますと、全単価平均しますと約17%ほど上昇をしております。ですから、大きな影響を受けているというふうに言えると考えております。

○議長（池満 渉君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私のほうからは、令和5年度当初予算の中のコロナ対策について伺います。

政府は新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけを5月の大型連休明けから5類に引き下げると決めましたが、それを機に、法律ではなく予算措置として実施されてきた対策も含めまして、これまでの新型コロナに関する政策を大幅に縮小させようとしています。本市では何がどのように変わっていくのか、伺いたいと思います。

2点目は、コロナの影響を受けて厳しい経営状況になったり、収入減などで生活が苦しい市民に対しまして、どのような支援をこの令和5年度の当初予算に組まれているのか、その点について伺います。

3点目は、現在は新型コロナウイルスに感染し治療が必要になった場合、医療費の患者負担分は感染症法や予算措置によって、全額公費で賄われています。検査も医師が必要と判断をすれば、全額公費負担であります。

5類化された後はこうした公費支援を一定期間後には廃止するというような方針が示されておりますが、この国の方針について市長の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○企画課長（上村裕文君）

1問目についてお答えいたします。

5類への引下げを受けて、コロナ禍を機に連携が強化された医療機関と行政の関係を基に、医療体制の確保やワクチン接種を推進してまいります。

また、地域産業の中でも影響を受けた飲食店、観光業などにおきましては、新たなチャレンジや事業の立て直しなどに取り組みやすい環境づくりが必要でありますことから、地域経済の好循環を図るための対策を講じてまいります。

以上です。

○財政管財課長（東 正和君）

2問目の当初予算に組み込まれている事項でございます。令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業があったわけですが、一部の事業につきましては、令和5年度におきましても市の単独事業として取り組んでまいります。具体的には、子育て世帯向けには学校給食費の保護者支援高騰対策事業、高齢者向けにはひおき健やか憩いの湯事業、広く市民向けにはプレミアム付商品券発行事業を行う予定としております。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

3問目についてお答えいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症について感染症法に基づく私権制限に見合った国民の生命、及び重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられないことから、5類感染症に位置づけるべきとしており、自己負担を求めることはやむを得ないと考えております。5類への移行により、一般病院や診療所での治療も可能となり、医療提供体制が拡充することで市民の安心にもつながります。国は、自己負担額が高額にならないよう当面の間、入院費の一部助成や高額薬は無料とするなど、負担軽減を検討していると聞いておりますので、市としましても、感染状況や変異株の発生動向など情報収集し、随時情報提供に努めたいと

考えております。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

今、ご答弁いただきましたけれども、医療体制など変わりなく、それからいろいろな困窮世帯やまた事業者などへの支援も、引き続き対策を取っていくというようなご答弁でした。それから、市の単独事業としても、本市としては努力してやっていくということでご説明があった中で、昨年度、生理の貧困対策というようなことで、一定——120万円程度でしたかね、予算が含まれていたんですが、この事業については引き続き行われるのか、その点を1点伺いたいと思います。

5類になったとしてもですね、感染力が弱くなるわけでは決してありません。5類移行後の患者の自己負担については、3割負担で外来受診なら6,000円です。入院費用は最大約37万5,000円になるとの試算もあります。リスクの高い後期高齢者の窓口負担は2割に引き上げられる一方で、年金は引き下げられています。今、負担増を実施すれば、検査や医療につながらない市民が出てくるのではないかと心配です。つまり医者にかかれぬ、病院に行けぬ、こういった人が出てくるのが大変心配なんです。

また、5類への変更で1病院当たり4,500万円の減収になるとする、これは全国医学部長病院長会議の試算でございますが、公費による支援がなくなれば、患者の受入れを断るか、赤字で経営難に陥るかの二者択一を医療機関に迫ることになるかもしれません。病院がこれまで以上に経営の面でも、体制の面でも、一層厳しくなるのは目に見えているのではないのでしょうか。もし、公費負担が全てなくなった場合、検査や受診の抑制を招く危険があります。市民の命や健康を脅かすだけでなく、感染拡大防止にも逆行するのではないかと、このような点も大変心配で、

この対策をどうするのが本市にとっても大きな課題となるのではないかと考えているが、この点について伺いたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

生理の貧困事業についてでございますが、今まではコロナ給付金を活用して、事業を実施しておりましたが、令和5年度の予算につきましては、生理の貧困事業というわけではございませんが、生活保護総務費の需用費の中で生理用品の予算のほうを計上しております。

以上です。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

医療提供体制について、になりますけれども、先ほど1回目の答弁でもお話ししましたように、医療機関につきましては今は現在、コロナを治療できる医療機関というのは非常に限られているような状況でございます。この状況から、5類へ移行することによって、一般病院や診療所そういったところで検査や治療などが行える状況になりますので、そういった意味合いでは広く市民の方々には利便性、また検査を受けられやすい、治療を受けられやすい状況になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、総括質疑をさせていただきます。

当初予算の概要の中から令和5年度の当初予算について。

1点目、市の予算編成の基本方針について示されていました歳出において、補助金の削減、普通建設事業費の抑制の方針がその中で示されている一方で、また新たな空き家対策補助金も創設をされている内容でございます。実際、総体的な削減分はこの補助金等どれくらいになっていくのか、割合でも、金額でもいいのですが、その点をちょっと質疑をさせ

ていただきます。

2点目では、予算書の中からですが、企画費で委託料の中小水力発電設備設計、また木質バイオマスエネルギー利用可能性調査等業務委託で約4,000万円が計上されています。これらの事業の委託内容について質疑をいたします。

3点目、地域づくり推進費の委託料の第2次ネオ日置建設運營業務委託2,100万円について。1点目で業務委託の内容とその効果について。また2点目、予算のこの財源はどのようになっているのか。3点目、事業が進む中での、まあ、これは運營業務委託となっておりますので、どこかが委託をされると思うんですけども、市の関わり方はどうなっていくのか。

4点目に、1億円計上の畜産クラスター事業地域内の一貫経営というふうに説明資料161ページに載っておりました。まず一貫経営とはどのような経営のやり方をされていくのか。

次に、事業主体のひおき畜産クラスター協議会の詳細について、まず1回目のお尋ねをします。

○財政管財課長（東 正和君）

1問目の予算編成の基本方針の部分でございます。

まず、補助金についてでございますが、令和3年度から5年度までの3年間で見直しを実施しました。その結果、令和5年度は対令和4年度比で1億6,871万3,000円の減額となっております。それから、普通建設事業費の抑制についてでございますが、南薩地区新クリーンセンターの施設整備の経費が令和6年度までは計上されますので、令和6年度までについては抑制方針の通りにはどうしてもなってきません。

しかし、令和7年度以降につきましては、おおむね30億円をめどとした中で抑制をし

てまいりたいと考えております。

○企画課長（上村裕文君）

企画費についてですが、この業務委託では大きく3つの事業を予定しています。

1つ目の中小水力発電設備設計については市全域の可能性のある地点を洗い出し、その中から事業化の可能性が高い2つの地点について、流量観測などの調査や簡易設計を実施するものでございます。

2つ目の木質バイオマスエネルギー利用可能性調査については、市内の木質バイオマス資源の供給可能量と熱エネルギー需要等の面から調査を実施し、その結果を踏まえ実施計画を策定するものでございます。

最後に3つ目は、脱炭素の理解促進を図るための取組としまして、学校や各種団体等での研修会などを実施するものでございます。

今回の業務委託は、全額国庫補助の事業でございます。

以上です。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

3問目になります。地域づくり推進費の委託料の件でございます。

まず、委託料の中の①業務委託の内容と効果についてということでございますが、委託の内容です。業務委託の内容としましては、メタバース上に商店街とか、イベントの空間、観光案内所、それから各名所、こういったものを建設しまして、現在第一次として建設中のネオ日置のエントランス、このエントランスの部分に接続をしたいというふうに考えております。

それから、効果ですけれども、効果については、遠隔地域に住む方々とのリアルタイムでの交流、それからオンラインでの経済活動の強化、こういったことによりまして日置ファンを増やして関係人口をさらに創出したいというふうに考えております。

それから次です。2番目の予算の財源です

けれども、まず2,000万円につきましては、総務省の全額国庫補助であります過疎地域持続的発展支援交付金、これはICT活用の部分がございますので、それを活用しまして対応したいというふうに考えております。

それから、残る100万円、これにつきましては、一般財源を充当したいというふうに考えておりますが、4月の7日からガバメントクラウドファンディング、これは楽天を使ってですね、これをスタートさせたいというふうに考えておまして、それも同時並行で財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の事業が進む中での市の関わり方でございますが、本事業につきましては非常に高度な専門知識・技術が必要になります。こういったことから、ひおきとプロジェクトの協定事業者でありますLR株式会社さんに委託をしまして、市と協議をしながらですね、ネオ日置の空間設計とか建設を進めていきたいというふうに考えております。

市としては、特設会場の設置など空間整備を行いながら、地元の野菜とか特産品の販売など、市民参加型の取組ができるように、説明会、メタバースの体験会等を実施しまして、ネオ日置の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

1億円計上の畜産クラスター事業の中での説明の中の、地域内一貫経営ということについてでございます。

通常、子牛の生産と育成を行って子牛競り市等で販売する繁殖経営というのと、その子牛を購入して食肉として飼育をする肥育経営というのが、通常2段階に分かれておりますけれども、それを、少ないんですけれども、日置市内にも2軒ほど、一貫して行われる畜産農家がいらっしゃいますが、そういう意味

で地域内での一貫した経営ということでございます。

それから、ひおき畜産クラスター協議会につきましては、日置市やJA、県など、畜産に関連する組織6団体と、施設整備や機械導入などを計画している市内23戸の農家で組織する協議会でございます。

令和5年度で協議会が事業主体となってこの畜産クラスター事業を実施いたしますけれども、取組主体につきましては、市内で一貫経営を行っている法人経営の畜産農家でございます。その農家の方の牛舎と堆肥舎の建設に対する補助金を協議会を通じて交付するものでございます。なお、全額国庫補助ということになってございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

補助金の関係など、また普通建設費なども、目の前に新クリーンセンターの建設等もございますので、今後30億円ぐらいつつをどんどんどんどん頑張っていこうということはよく理解できました。

それと、企画費においても、今後2つの河川について、何とか頑張っていきたいということで、いい河川が3つ4つ出てきたらどうするんだろうかなというのをちょっと思うわけですが、選定されていかれるんでしょうね。

それと、木質バイオマスエネルギーは、少し驚いたのですが、日置市でそれが本当にできるのかちょっと心配ですが、調査をされるという費用ですので、これも頑張っていかれるんだろうと思います。

私は今回、3番目のネオ日置について、ちょっとお尋ねをもう一度させていただきます。

私たちはアナログな人間で、どうしても、お買物はお店に行っても、それが若干進んでネット上でいろんなものを購入することに大分慣れてきていますが、今回はメタバース

上でアバターをつくらせて、実際そういう、先ほどおっしゃった市内の、まあ、一般の方も参加できるような市民参加型の地元の商品なども、というお話がありました。そういうメタバース上になると、交流人口もそうですけど、世界中からも入ってくる、そういうものになっていくんでしょうね、というふうに想像はできます。

で、実際、先ほども言われましたが、商売の場ともなって、品物やお金のやり取りも実際そうなると思われるのか、まあ、思ったときに、メタバース上で想定されるリスクとしてよく言われているのが、なりすまし、それから人のアバターに似せたものをつくらせての詐欺、それから中には透明アバターをつくってしまって、人がこう会話している情報などを、まあ透明なのでいなりすましでしゃべっているが、聞こえてしまって情報漏えい、そういったことが、今、既に民間は先行してやっている中で心配されるリスクかなと思うわけですが、こういったセキュリティー、も先ほどLRさんとおっしゃいましたけれども、委託業者さんのほうが全部そこを行っていかれるのか、もう一度、お尋ねしたいと思います。

また、利用者からそういった不具合の申出があったときに、市はどのように関わっていかれるのかをお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

今議員がおっしゃった点というのは、確かにですね、我々もリスクとして考えているところですが、基本的にはLRさんというのが、そういった部分にも精通しておりますので、こういったリスクがあるのかということころを今拾い上げようとしておりますので、しっかりとそこら辺は対応していくようにやりたいというふうに考えております。

加えまして、鹿児島大学といろいろな協定を結んでおりますので、セキュリティー対策

については現在研究をしているというところ
でございます。

いずれにしても、新たな取組ということで、
いろんな課題というのが今後出てくると思
います。そういったことも想定しながらです
ね、しっかりと打ち合わせをしていきたい
というふうに考えております。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第22号から議案第
30号までの9件については、全議員19
人の委員で構成する予算審査特別委員
会を設置し、これに付託したいと思いま
す。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、19
人の委員で構成する予算審査特別委員
会を設置し、これに付託することに決定
しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副
委員長の選任につきましては、事前の
全員協議会で次のように互選いた
だいておりますので、お知らせいた
します。委員長に坂口洋之君、副
委員長に佐多申至君、是枝みゆき
さん、福元悟君。

以上であります。

ここでしばらく休憩します。次の会
議を11時20分とします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第19 発議第1号日置市議会の
個人情報の保護に関する

条例の制定について

△日程第20 発議第2号日置市議
会委員会条例の一部改正につ
いて

△日程第21 発議第3号日置市議
会会議規則の一部改正につ
いて

△日程第22 発議第4号日置市長
専決処分事項の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第19、発議第1号日置市議
会の個人情報の保護に関する条例
の制定についてから、日程第22、
発議第4号日置市長専決処分事
項の指定についてまでの4件を一
括議題とします。

本件について提出者に趣旨説明を
求めます。

〔議会運営委員長富迫克彦君登壇〕

○議会運営委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております、
発議第1号日置市議会の個人情
報の保護に関する条例の制定につ
いて、発議第2号日置市議
会委員会条例の一部改正につ
いて、発議第3号日置市議
会会議規則の一部改正につ
いて及び発議第4号日置市長
専決処分事項の指定につ
いての4件につきまして、趣
旨説明を申し上げます。

まず、発議第1号日置市議
会の個人情報の保護に関する
条例の制定について、その
内容につきましては別紙のと
おりでございますが、個人
情報の保護に関する法律の
一部改正に伴い、議会にお
ける個人情報の適正な取
扱いに
関し必要な事項を定める
必要があるため、条例を
制定したいので、本議案
を提出するものであり
ます。

附則としまして、この条例
は令和5年4月1日から
施行するものでございま
す。

次に、発議第2号日置市
議会委員会条例の一部
改正について及び発議
第3号日置市議会
会議規則の一部改正
については、その内容に

つきましては別紙のとおりでございますが、重大な感染症の蔓延、災害の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難な場合におけるオンラインによる方法での委員会の開催に関し、所要の改正を行うものであります。

附則としまして、この条例及び規則は、ともに公布の日から施行するものでございます。

次に、発議第4号日置市長専決処分事項の指定については、その内容につきましては別紙のとおりでございますが、第1項から第3項までに規定しております事項につきましては、これまでに指定している事項でございます。

近年の物価高騰に伴う資材等の価格変動により契約額に変更が生じる場合がありますが、議会の議決を経た工事または製造の請負契約の変更についても変更の都度議会の議決を得る必要があることから、迅速かつ円滑な契約変更及び工事等の履行に資するため、今回新たに第4項として、議会の議決を経た工事または製造の請負契約について、当該契約に係る契約金額の10分の1に相当する金額で、上限2,000万円の範囲内において増額または減額の変更契約を締結をすることを追加するものでございます。

なお、この専決処分事項は、令和5年3月30日から効力を生ずるものとし、平成22年9月30日議決の日置市長専決処分事項は、令和5年3月29日限りで効力を失うものとするものでございます。

以上、発議第1号から発議第4号までの4件につきまして、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから、発議第1号から発議第4号まで

の4件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号から発議第4号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号から発議第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号日置市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、発議第

2号日置市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号日置市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから発議第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号日置市長専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時27分散会

第 3 号 (3 月 7 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、6番、19番、5番、16番）
-------	-------------------------

本会議（3月7日）（火曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

副市長	井多原章一君	教育長	奥善一君
総務企画部長兼総務課長	上秀人君	市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君
産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君	教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君
消防本部消防長	福山昌己君	東市来支所長	横枕広幸君
日吉支所長	船倉利幸君	吹上支所長	有村弘貴君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君	財政管財課長	東正和君
企画課長	上村裕文君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	田代誠治君
福祉課長	坂上誠君	健康保険課長	宮前美紀さん
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	松岡政仁君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。3月定例議会、一般質問初日、1番目の質問者となりました。私は社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、71回目となります一般質問をいたします。

初めに、本市の公共交通について5項目質問いたします。

1つ目です。人口減少と利用者の減少で、地方の公共交通機関（路線バス・JR・タクシー）の運営が全国的な大きな課題となっております。特に、吹上地域はその影響があると感じます。本市の現状と課題は何かお伺いいたします。

2つ目に、日置市地域公共交通計画における、バス、乗合タクシーの利便性の向上と、利用しやすい環境についての現状と課題は何かお伺いいたします。

3つ目です。地域、学校から要望があれば、バス停の屋根整備、JR伊集院駅のバス待合所の整備を検討できないかお伺いいたします。

4つ目です。4月から東市来、吹上地域の乗合タクシーの運行について、コース等の基本的な考えを伺います。

5つ目です。JR伊集院駅は昼以降、駅員が無人になり不便との声がございます。窓口時間の見直しを文書による申入れができない

か伺います。

2問目の質問をいたします。行政のデジタル化と情報格差の是正について5項目質問いたします。

1つ目です。マイナンバーカードの申請や証明書の発行等、確定申告等、行政手続の電子化が進み、スマートフォンを使いこなせない方や高齢者を中心に、申請に戸惑う声がございます。現状についての本市の認識を伺います。

2つ目を質問いたします。デジタル社会に向けての本市の考えと、デジタル推進支援事業について本市の考えを伺います。

3つ目です。本市においても市内4地域において、スマートフォン教室を開催されました。成果と課題は何か伺います。

4つ目です。地区公民館、希望があれば自治会と連携し、より身近にスマートフォン教室が開催できないか伺います。

5つ目です。より多くの方が参加しやすい環境について、令和5年度はどのように取り組む考えか伺います。

以上、2点について市長に質問をいたします。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

おはようございます。お答えしてまいります。

質問事項1、本市の公共交通についてのその1、本市の公共交通の現状と課題についてお答えいたします。

本市における公共交通の現状については、全国的に問題となっている運転手不足や利用者の減少、燃油高騰など運行コストの増大により、バス路線の減便が毎年実施されています。

また、課題については、移動資源であるバス・タクシー事業者の事業存続支援と多様化する移動ニーズに、柔軟に対応できる交通体

系の構築であると考えています。

その2、公共交通計画における利便性の向上等についてお答えいたします。

令和4年3月に策定しました日置市地域公共交通計画において、基本方針として、市民が安心して暮らせる交通体系の構築を掲げています。利便性向上を目的として、令和5年度から東市来、吹上両地域のコミュニティバスを廃止し、乗合タクシーへ移行します。また、市内全地域の乗合タクシーについては、これまでの3往復から4往復へ増便するとともに、一部の地域では利用エリアを大きく広げるなど、利用者ニーズへの対応を強化します。

課題は、利用方法も含めた周知であり、現在、自治会活動研修会や出前講座などを通して、広報に努めているところです。

その3、バス停の屋根整備等についてお答えいたします。

バス停の屋根整備等は、その路線や施設の位置づけによって設置主体が異なるため、日置市地域公共交通会議において、必要性や実施主体などを協議し、判断する必要があります。

その4、乗合タクシーのコース等の基本的な考えについてお答えいたします。

乗合タクシーのルート設定については、原則2つの視点を考慮しています。1つ目が、地域内の郊外地から中心地へのルートとすることで、買物などの暮らしのニーズに応える視点。2つ目が、既存のバス路線等と重複するルートを極力避け、民間事業の維持存続を図る視点です。

その5、JR伊集院駅の窓口時間の見直しの申入れについてお答えいたします。

JRへの要望については、例年、鉄道路線の沿線自治体で構成される鹿児島県鉄道整備促進協議会から文書で要望活動を行っており、窓口対応時間の延長も含め、申入れを行って

おります。

質問事項2、行政のデジタル化と情報格差の是正についてのその1、行政手続の電子化に伴う現状認識についてお答えいたします。

行政手続等のオンライン化の推進については、市民の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化につながるものであると考えております。その中で、ご指摘のとおり、インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できない、または、不慣れな方々については、戸惑いや不安などを持っていらっしゃる方がいることは認識しており、デジタル活用の不安解消に向けた支援などが必要と考えております。

その2、デジタル社会とデジタル推進支援事業についてお答えいたします。

国においては、令和4年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されたところですが、このビジョンの実現を図るためには、本市においても、国と歩調を合わせ、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化など、自治体デジタルトランスフォーメーションを進める必要があるものと考えております。

また、令和4年度は、デジタル格差の解消を図ることなどを目的として実施されているデジタル活用支援推進事業を活用し、スマートフォン教室を実施したところであり、今後も積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

その3、スマートフォン教室の成果と課題についてお答えいたします。

成果としては、受講された高齢者の方々は、インターネットの基本的な使い方から様々な行政手続の方法等まで、スマートフォンの活用方法を学んでいただけたものと思っております。

一方で課題としては、講師及び講義内容の都合もあり、1回当たりの定員が4名と少な

いことが挙げられます。

その4、より身近なスマートフォン教室の開催についてお答えいたします。

令和4年度、伊作田地区公民館においては、直接、携帯電話サービスを提供している事業者へ打診、調整を行い、スマートフォン教室を実施しているケースもありますので、デジタル活用支援推進事業と併せ、今後もスマートフォン教室の開催方法等の在り方について研究してまいります。

その5、スマートフォン教室に参加しやすい環境についてお答えいたします。

令和5年度も、引き続きデジタル活用支援推進事業を活用したスマートフォン教室を開催する予定としております。その中で、令和4年度の課題も踏まえ、開催方法について事業者と協議しながら実施してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

永山市長に通告をし、副市長にご答弁を頂いたところでございます。今回、永山市長が病気療養ということで、副市長にご答弁を頂くこととなりました。今回の10名の議員が一般質問しますが、やはり、質問に対しても少々戸惑う点もございます。副市長も積極的に、お考えをぜひ述べていただければと思っております。

まず最初に、副市長自身に、公共交通の取り巻く現状と課題について、再度伺います。

私は今回、質問をするに当たり、日置市内の路線バス、周遊バスに実際乗車し、利用者や運転手さんの声を聴いてまいりました。JR伊集院駅から鹿児島交通の永吉経由の伊作、さつま湖行き、夕方のゆすいんバス、鹿児島交通の伊集院の上神殿から妙円寺経由、これは1日1便ですが、路線バスに乗り、運転手さんの声や利用者の声をお聴きいたしました。

運転手さんからは、経営も厳しく運転手不

足が深刻で、路線の維持が難しくなっている。また、ゆすいんバス利用者の方の声は、運転免許証を返納し、今は80円なので入浴に毎日行かれるとのことでした。鹿児島交通の伊作までの路線バスは、利用者が2名、高校生にお話をお聴きしました。伊作までバス通学される方で、朝の時間と夕方の増便をしてほしい。また、定期代も高く、吹上からの伊集院駅までの高校通学は、経済的な負担が大きいとのことでした。

そこで副市長に質問いたします。これまでの、本市の公共交通等に実際乗車されたことはありますか。また、もしあれば、そのご感想を頂ければと思います。

○副市長（井多原章一君）

まず、本市の公共交通に乘車したことがあるかというご質問ですけれども、JRは利用したことがございます。路線バスについては、利用したことございません。本市の公共交通についての課題等でございますが、特に地方においては、路線バス乗客の確保が非常に難しい状況にあると思っております。それから、よく言われております運転手不足、こういった形で、その公共交通を維持していくことは非常に厳しいというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

ぜひ、副市長も日置市のこの公共交通の実態を知るために、ぜひ路線バス、巡回バス、乗合タクシー等に実際乗っていただいて、地域住民の声をぜひ聴いていただきたいと思いますが、そのことについての副市長の考えを伺いたいと思います。

○副市長（井多原章一君）

地域内の公共交通等につきまして、機会があれば乗車をして、住民の方々のご意見も聴いてみたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

機会があるのではなく、ぜひ、これからの日

置市の大きな施策としての公共交通の役割がありますので、ぜひ乗車していただきたいと思います。

今回、市長はいらっしゃらないんですけれども、永山市長自身も、市長自身のブログにも、日置市の公共交通のアンケートについて所見を述べられています。「厳しい財政状況の中であるが、市民の皆様方の交通手段を守るため、JRや路線バスだけでなく、コミュニティバスや乗合タクシーなどの多様な戦略的な運用と広報の必要性」を述べられております。

また、担当者と係長、市長自身が作戦会議をしながら、日置市の公共交通について考え、関わりと考えを、思いを持たれております。

さきの12月議会の中でも、同僚議員の新たな公共交通の選択肢の質問に対して、伊集院駅を中心とした定額制タクシーについて述べられております。実際、永山市長は、東京都、豊島区の定額タクシーについて、自ら調べられています。

そこで質問いたします。公共交通の戦略的な運用と広報の必要性について、市長自身が述べられておりますけれども、具体的に令和5年度、市としてどのように取り組むお考えなのか、本市のお考えを伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

先ほど副市長の答弁でもありましたけれども、非常に厳しい現状があるというところがございますが、利用者を増やすためには、脱炭素の推進も訴えながら、多くの方々にとって利用しやすい交通体系の構築と、利用方法の情報発信が必要というふうに考えております。

また、令和5年度につきましては、乗合タクシーを拡充するというところでございまして、乗合タクシーの利用促進を図ることによりまして、路線バスの減便等の影響を緩和することができるといふふうにも考えております。

また、広報活動につきましては、今後、動画を作成いたしまして、動画での情報発信や乗り方の説明会、こういったものを実施してまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

具体的に乗り方説明会とか動画ということで、本市の施策として具体的に示されてきております。

先ほどの1回目のご答弁で、本市の課題の中で、本市の公共交通を維持するためにも、移動資源であるバス・タクシー事業者の事業存続支援について述べられております。バス事業者、タクシー事業者も経営不足、人員不足、また、地域面の課題もあり、若い世代が少なく、また、運行を担う中心が50代以上が多い現状にあります。

今後も本市の公共交通を維持、存続するためには、バス事業者、タクシー事業者からどのようなご意見、要望を頂いているのか、再度伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

バス事業者、タクシー事業者、どちらも運転手の確保が一番の課題ということでございます。こういったことから、運転手確保につながるような自治体の支援について、ご要望を頂いているというところでございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど申したとおり、原油の高騰、バス、タクシーの老朽化、人員不足等があります。公共交通を一事業者に担わせることも、やはり限界に来ていると私は感じております。

コロナも落ち着き、人の移動は増えますが、本市としてバス事業者、タクシー事業者に対して、補助額や委託料の見直し等、事業者に対する財政的な支援について、令和4年度、どのように支援していきたいと考えるのか伺います。

また、この問題は一自治体だけの判断ではなく、国や県に対しても公共交通を守るため、

しっかりと財政的な支援の要望を求めていくべきではないかと考えております。副市長の考えを伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本市の取組といたしまして、まず、令和4年度におきましては、バス事業者、タクシー事業者、それぞれに地方創生臨時交付金を活用しまして、燃料費に対して支援をしているところでございます。

また、国、県の補助金を活用した廃止路線代替バスとか、それから地域間幹線系統、これについても補助金を出しているところでございます。

今後も、交通事業者の意見も伺いながら、また、交通会議には国、県の機関も委員というふうになっていることから、しっかりと議論できる環境はあるというふうに考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

日置市の地域公共交通における利便性向上について、再度伺います。

まず、公共交通を維持、存続する一つの理由といたしましては、高齢者の事故防止、免許返納された後の移動手段の確保でございませぬ。免許証返納利用者の利用状況はどうか、コミュニティバス、乗合タクシーの利用者における免許返納の軽減料金の利用者の割合はどうか、全利用者の何%程度と考えるとよいのか、再度伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本市では、例年200人を超える免許返納者がいらっしゃるということでございます。

今年度の軽減料金の利用実績といたしまして、令和4年12月現在でございませぬが、コミュニティバスの利用者の1万4,557人の中で、4,850の方が軽減を受けている方でございませぬ。この中には、障がい者等の割引も受けていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、1万4,557人中4,850人

ということでございませぬので、約33%ということでありませぬ。乗合タクシーにつきましては、6,709人中1,747人でございませぬして、約26%となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

免許返納の相対的な割合は全てではないかもしれませぬけれども、巡回バスで33%、3人に1人、乗合タクシーで26%、4人に1人が免許返納された方の、その後の移動へのアクセスにつながったという状況をご報告いただいたところでございませぬ。

そういった意味でも、この数字を見まして、免許返納者が公共交通に移行されていると考えるとよいのか、されていないと考えるのか、本市としても公共交通会議等も含めて、市としてどのようにこの数字を検証されているのか伺いたいと思ひませぬ。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

免許返納者のコミュニティバス、乗合タクシーへの移行につきましては、先ほど申し上げました利用者割合から、一定程度利用はされているというふうに考えてございませぬ。

今後においては、免許返納者に限らず、誰でも利用しやすい交通体系を構築することが重要だというふうに考えてございませぬ。

○17番（坂口洋之君）

少しでも利用者を増やすには、様々な取組が必要ではないかと私も感じてございませぬ。利用者の声、そして地域の声、まずは重要であります。

令和4年度から令和8年度まで、日置市地域公共交通計画が作成され、その計画に基づいて公共交通会議が開かれてございませぬ。

そこで、再度質問いたします。公共交通会議のメンバーは、現在、JR九州、バス・タクシー事業者、自治会の代表等の19名の方で構成されてございませぬ。公共交通会議は、令和5年度においては、年2回から年3回計画さ

れております。実際、この計画のメンバーは、日置市の路線バス、巡回バス、乗合タクシー等乗車し、どんな課題があるのか検証するような取組がされたのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

公共交通会議におきましては、やはり、検証する必要があるという意見が多く出ております。会議の中では、やはり、その委員のメンバーが、実際にそのバスに乗り込むことによつて検証ができたり、いろいろな意見も聞くことができるのではないかとというような意見も出てきております。

今後、令和5年度の取組を見て、そういった方向性で協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

今日は、交通会議の座長であります永山市長がいらっしゃいませんので、細かいところもお聞きできませんけれども、とにかく、実際19名のメンバーが乗車をしていただいて、どんな課題があるのか、そういうのも、しっかりとした検証が必要ではないかということ、私はちょっと伝えたいと思います。

また、公共交通の利用者の中心は、高校生が中心ではないかと思ひます。高校生と高齢者が多いと思うんですけれども、特に人数的には高校生も多いと思ひます。そういった中で、本市においては公共交通の利用者が多い、伊集院高校や吹上高校、場合によっては、城西高校の利用者の声も大事であると思ひます。

公共交通を利用する割合の高い高校生の声も、本市の公共交通計画の施策に何らか反映できないものではないでしょうか。そのことについての市の見解を伺いたひと思ひます。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

高校生の通学利用という視点は、常に持ちながら、本市の交通会議でも協議をしているところでござひます。

特に、路線バスの減便等の提案を受ける際

も、通学利用が見込まれる時間帯については慎重に協議をしているところでござひます。

また、公共交通計画策定時におきましては、住民の皆さんからとか、あと、日置市内の高校へ、アンケートも実施して策定をしております。そういったことから、高校生を含めた利用者の声も反映させていただいているところでござひます。

○17番（坂口洋之君）

市長のブログも、若い世代も閲覧されているようでござひますので、そういった中で市長も、非常に公共交通について熱心に、どういった形で利用を増やしていくか、強い考えを持っているのも、私も把握しておりますので、ぜひ、若い世代の声も大事にさせていただければと思ひます。

そういった中で、地域公共交通計画の市民からのアンケートの回答で、公共交通の乗り方がわからないという意見が多かったです。市民の方には、公共交通の乗り方がわからない、バス停がわからない、本数が少な過ぎるとの意見もあります。

限られた財源と、事業者の人員不足を考えれば、全て対応することは非常に難しいです。特に、公共交通の乗り方がわからないということで、今年度も乗り方教室、自治会で取り組まれたということござひます。理解は深まったと考えてよいのでしょうか。

また、令和5年度の、どのように乗り方教室等の啓発について取り組む考えなのか、本市の考えをお伺ひしたいと思ひます。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在、令和4年度に実施した説明会、乗り方教室等では、初めて乗合タクシーの制度を知ったという声もあります。また、説明を聞く中で、利用する方法はよくわかったという意見も頂ひております。

こういったことから、認知度、理解度は少しずつですがそれでも広まってきているという

ふうに考えております。

令和5年度においても、引き続き、地区自治会単位等での説明会を実施いたしまして、乗合タクシーについての、先ほど言いました動画等も作成いたしまして、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

そこで提案があります。日置市公共交通計画の中にも説明されております、公共交通、巡回バス、乗合タクシーの体験会の実施について、令和5年度についてどのように進めていく考えなのか、巡回バス、ゆすいんについても、年1回でもいいんです。無料で乗車できる日の設定や、事業者に協力をいただきながら、学校単位、自治会単位で日置市内の路線バスを無料で体験できるような、そういった取組ができないのか、まずは、一度でも公共交通機関を体験するような仕掛けができないのか、この提案についての、本市の考えを伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

子どもたちが公共交通に触れる機会というのは非常に重要なことから、ぜひ増やしていくべきだという意見が、交通会議の中でも多く出ているところでございます。

議員からご提案いただいた乗車体験につきましても、無料という形ではございませんが、学校に出向いた上で、子どもたちも体験できる取組はできないのか、公共交通会議の中で、意見として上がってきておりますので、様々な形から、子どもたちが触れるような、そういった取組を協議してまいりたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

続きまして、先ほどご答弁いただきました、バス停の屋根整備、JR伊集院駅の整備について、再度お伺いいたします。

日置市公共交通計画、ページ数が67ページ、待合環境の整備についても、この公共交

通会議の計画に明記されております。せめて、伊集院駅以外の4地域で、一番乗客が多いバス停については、屋根が必要なのか、設置するスペースはないのか、しっかりと把握する必要があるのではないかと思います。

そこで、再度質問いたします。伊集院駅以外、4地域で一番乗車が多いと思われるバス停はどこなのか伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

交通事業者にも確認をいたしましたけれども、なかなか一つ一つのバス停の乗降者数というのは、把握はできていないということではございました。ただし、事業者のほうに確認をしたところ、運転手の感覚的な話というところではございますけれども、各地域の停留所で利用が多い場所というのは、伊集院地域は伊集院駅ですね、それから東市来地域では東市来駅前、それと美山、日吉地域では城之下、それから吹上地域では花熟里、小野馬場というところが、乗降者数が多いようだという声は頂いております。

また、停留所の状況等につきましては、まだまだ私どもも把握はできていない部分もございまして、そこら辺はしっかりと把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど申したとおり、公共交通会議のメンバーで少なくとも、こういったバス停について、バス停の環境はどうか、しっかりと把握していただくような、そういったメンバーの方々が現地に行って現場を確認するような、そういった取組を少なくともしていただきたいと思います。

伊集院高校の前にバス停があります。雨の中、学生さんが帰りのバスを、傘をさして待っています。しかし、歩道があり、バスの屋根をつけることは難しいと感じております。場所にも乗られる人数にもよりますが、せめ

て利用者の多いバス停の把握をしていただければと思っております。

次に、乗合タクシーの運行について、再度伺いたいと思います。

これまで巡回バスが運行され、その後、乗合タクシーに移管され、生活圏であります伊集院地区へ運行されました、高山、上市来地域の利用者、地域の方々から頂いたご意見を含め、市としてどのように利用者の声、利便性を検証されているのか伺いたいと思います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

高山、上市来地域の乗合タクシーですね、伊集院へ向かう便を1つ、つくっておりますけれども、今年度の実績につきましては、令和5年1月現在で261人となっております。令和3年度は年間で約200人ということだったことから、昨年実績を上回ってきている現状でございます。

利用者の声ということですが、タクシー事業者へのヒアリング、それから公共交通会議等で確認をさせていただきましたけれども、買物に行く際は非常に助かっているという、ある意味好評と言えるような声は頂いているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

今回、乗合タクシーにつきましては、東市来、吹上地区では巡回バスが3月までで廃止になりまして、4月から乗合タクシーが運行される予定となっております。

そういった中で、乗合タクシーが運行され、通常の、一方ではタクシーの利用者の減少も想定されるのではないかと私は考えております。

乗合タクシーを運行するに当たり、契約に関する費用負担についての考え、また、1便当たりの単価をどのように考えてよいのか、また、乗合タクシーの運行により、1年間を通して通常の料金で利用される方々の利用者が減少して、結果的に事業者の収入が減少し

た場合、市としての事業者と市との検証はされているのか、また、利用者が減ったことにより事業者が減収した場合の減収補填等はないのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

乗合タクシーにつきましては、メーター料金から利用料金を差し引いた金額を委託料として支払っております。このため、タクシー事業者の減収はないというふうに考えておりますが、定期的にタクシー事業者と情報交換を行っておりますので、タクシーへの通常運行への影響、こういったことなどをしっかりと検証していきたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

今回、長い歴史のある東市来と吹上の巡回バスが廃止になるわけでございます。そういう意味でも、寂しい限りでありますけれども、費用対効果ということを考えますと、この乗合タクシーを選択するのも一つの選択肢としては必要な点もあるのかもしれませんが。そういう意味でも、事業者としっかり連携をしながら、しっかりとした情報を把握していただければと思っております。

そういった意味で、今回の見直しで、地域境の地区で生活圏があると確認できた場所につき、地域を超えたコース設定を行うとのごことでございますが、具体的にどのような場所からの地域外の運行を想定されているのか伺います。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

令和5年度の見直しにおきまして、伊集院地域との境と、町境ですね、境で、かつ買物等の生活権が伊集院にある地区に対しまして、地域をまたぐ路線を新設いたします。具体的には、東市来地域で美山地区、日吉地域で住吉地区、扇尾地区、それから吹上地域では坊野地区、こういったところから伊集院へ向かうルートというのを新設いたします。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この乗合タクシーにつきまして、後ほど同僚議員が質問またされると思いますので、次のJR伊集院駅の無人化について、再度質問いたします。

JR九州も、ほかの鉄道事業者も人口減少に伴い、鉄道事業も新幹線や福岡都市圏等で鉄道収入を稼ぎ、地方の路線赤字を補ってまいりました。コロナ以前と比べてもかなり利用者が減少しております。

また、駅の無人化も進み、JR九州の全体の7割近くが無人化になっております。場合によって本市においても、自治体が職員を無人駅に配置するような事例もあります。

伊集院駅整備計画時には、1日2,500人、往復で5,000人から、2021年で平均2,000人、往復で4,000人、JR九州管内では伊集院駅の利用者は75番目に利用者が多く、県内では上位ですが、この10年で2割ほど利用者も減少しております。かつて鉄道の街、伊集院駅は貨物も取り扱い、多くの鉄道職員が働いていましたが、今、昼以降は不在となりました。

日置市の玄関口である伊集院駅の昼以降に無人駅について、本市において利便性が低下したという市民の声は寄せられていないのか伺いたいと思います。

○地域づくり課長（瀨崎慎一郎君）

現在、伊集院駅は窓口に職員が配置されているのが、7時半から12時までということになっております。そういったことから、本市へ直接寄せられた声というのは、少しはありましたけれども、多くはございませんでした。高齢者の切符購入とか学生等の定期券購入には、ただし影響があるというふうに考えております。

このことから、鉄道の沿線自治体で構成される鉄道整備促進協議会から要望をJRに対

して行っているところでございます。

こういった要望によりまして、今月の3月18日からですけれども、朝の職員配置、これを今現在7時半からですけれども、それを7時に前倒しをするということが決まりました。よって、学生の皆さんが定期券を購入する時間というのが、ある程度図られるというふうに、対応できるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

駅職員配置につきましては、朝から昼までということなんですけれども、当然ながら障がいを持たれている方々の利用の選択肢の低下も、私はちょっと危惧するところでございます。

一方、JR九州も、経営的にかなり鉄道事業について厳しいというものはお聞きをしております。今後、無人化がますます広がっていくことを私はちょっと危惧します。

現時点でJR伊集院駅につきましては、高校生の利用が多く、1日往復で4,000人を超えている駅でありますけれども、今後、一方では利用者が減れば、本当に将来的には無人化になることも、私も、決して否定はできないのかなと思っております。

そういう意味でも、今、鹿児島本線も沿線の人口の減少、利用を中心であります、20歳以下の若い世代の減少で、今後も利用者の減少が見込まれます。幸いに、九州新幹線開業後もJR九州の直轄路線として、川内から鹿児島中央駅の区間は残りました。しかし、川内から八代、また北陸新幹線や長野駅の近辺、青森、岩手、北海道の函館から青森まで第三セクターにより、沿線自治体が財政的な負担をしております。しかし、将来的な人口減少を考えれば、JR九州だけが責任を持って運行することにも限界があるかもしれません。

そういう意味でも、日置市の公共交通計画は令和4年度から8年度までの計画で示されておりますが、将来的な人口減少を見越し、JRの利用者を増やす取組をする必要があるのではないのでしょうか。あわせてJRの利用者が増えることによって、その波及効果で日置市内の公共交通の利用者も一定程度見込まれます。

そういう意味でも、現在日置市の運行に対する負担はありませんが、JRの利用促進についても、日置市の公共交通会議等で議論するときではないかと思えますけれども、そのことについて、本市のお考えをお聞きいたしまして、次の質問に移ります。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議員ご指摘のとおり、JRは非常に重要な交通インフラというふうに考えております。本市公共交通会議の委員として、JR九州鹿児島支社にも入っていただいておりますので、情報共有に努めながら、路線バス、タクシーと同様、JRの利用促進を目的とした魅力発信など取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

次の行政のデジタル化について、再度お伺いします。

2問目の、私はスマートフォンを持っておりますけれども、LINEサービスや写真が送れるアプリを活用した簡単なサービスは利用できますけれども、少し難度のあるサービス、電子マネーの利用はしておりません。私のような同程度の市民の方も多いです。

そんな中で、市議会の委員会の中で、同僚議員から、マイナンバーカードの申請時、最高2万円分のポイントがつくが、どのようにすれば申請できるのか、高齢者の方は利用の方法がわからない、電子マネーは使わないと、戸惑うご意見を複数頂いたとのことでした。そして、その議員からは、スマートフォン利

用の説明会の充実をすべきとご意見を出されました。私も必要性を感じて今回質問したわけでございます。

そこで再度質問いたします。市長は行政のデジタル化について熱心に取り組まれております。令和5年度の保育園スマートフォンでの申請、保護者の方からの好評とご意見を頂きました。デジタル化で便利になったという市民の声、スマートフォンをうまく使いこなせずデジタル化に戸惑う声、デジタル推進本部、市民のデジタル化、電子申請について様々な戸惑うご意見。市民の声をどう、市として把握をされてるのかお伺いします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。令和5年度の日置市保育施設の申込みのオンライン申請については、100%の申請率となっており、保護者の方々から、大変便利になったとのお声を頂いているところです。一方で不慣れな方々がいらっしゃることは認識しており、令和4年12月に通信利用動向調査を実施しており現在集計中でございますが、さらに詳細な現状の把握に努めているところです。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

使いこなせない方々に対して、デジタル活用の不安解消に向けた支援策が重要と1回目のご答弁でご回答いただいております。そこで再度質問いたします。日置市DX推進本部が設置され2年が経過しようとしております。デジタル化に対応できないスマートフォンと使いこなせない方々の支援について、DX本部としてしっかりと議論され検証されているのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。不安解消に向けた一つの支援策として、令和4年度スマートフォン教室を実施しました。その中で現状把握も目的に講師の補助として職員も一緒に参加しヒアリ

ング等も行ったところですが、先ほどの通信利用動向調査集計結果も含め、今後DX本部内で協議を行うこととしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

デジタル社会に向けての本市の考えと、デジタル推進支援事業について再度伺います。先ほどご答弁の中で、国においてデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、マイナンバーカードの普及促進や行政のオンライン化など自治体DXを含めた取組の必要性についてご答弁を頂いたわけでございます。そこで自治体DXを含めた取組の必要性について市として具体的な計画、お考えを伺います。

○企画課長（上村裕文君）

国においてもデジタル社会の構築に向けた取組を、全自治体で着実に進めていくこととしており、その重点取組事項に合わせて本市でも令和3年度にデジタルトランスフォーメーション推進方針を策定し、まずは市役所内部のデジタル化を行い、さらにオンライン申請等の住民サービスに直結する取組を進めることとしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

自治体DXなんですけれども、ここにいる議員の方でも詳しい議員もいれば、私のようにあまり得意でない議員もいます。市民の中にも、関心のある市民もいれば、よく分からないという声が多いんですよ。

今回やっぱり私質問した中でも、非常にこのデジタル化についてなぜ必要なのか、そして操作方法とかいろんな情報を得ることが分からないというそういった声も多数寄せられております。そういった中で、それを進めるには市民の協力と、まずは理解が必要ではないでしょうか。全ての高齢者や利用の苦手な方を強制するものではございませんが、ス

マートフォンを利用した公的なサービスを利用できる環境づくりも考えなければなりません。持続可能な行政をするため財政面を含めて取り組まれていると考えておりますが、市長と市民の対話集会等も含めて、市長自身どう高齢者も含めてこのデジタル推進について理解、協力を求めていく考えなのか本市の考えを再度伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。スマートフォンを利用した公的なサービスを利用できる環境づくりについては、費用対効果を十分考慮しつつ行政サービスのオンライン化など市民サービスの向上に努める一方で、デジタル利用に不慣れた方々に対しましてはスマートフォン教室等により利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

再度伺います。令和5年度につきましては、スマートフォンによる保育園の入園申請については、ほぼ100%という数字が先ほどご答弁いただきました。では先般、国保後期高齢者の令和5年度の医療健診等、電子申請等、紙ベースの申請の割合はどうか、目標どおりに電子化が進んでいると考えてよいのか伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。令和5年度に向けての日置市保育施設の申込みのオンライン申請については、電子申請で100%の申請率となっております。日置市健診申込書については、2月28日の時点で1,199件のオンラインでの申込みがございました。およそ1万人程度受診希望に対して、1割程度の方々が申込みをされていらっしゃると思います。昨年度のオンライン申請は592人となっておりますので、少しずつですが浸透してきているものと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

健康診断の電子申請の割合は1割ということでした。紙で出せますのでそこまで意識はなかったのかもしれませんが、まあやっぱり理解がまだ分かりづらい点もありますので、やっぱりそこも含めたケア等しっかりしていただけたらと思います。

あわせて、1番の問題はスマートフォンが不慣れな高齢者が多いということでございます。スマートフォン教室の取組の事業の評価と課題を先ほど述べられておりますけれども、具体的な形で評価と課題を再度伺いたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。課題については、本教室の定員が少なかったこともございまして、10名程度受講をお断りせざるを得なかった方がいらっしゃったところですね。なお評価としましては、受講された方々については、インターネットの基本的な使い方から様々な行政手続の方法等まで、スマートフォンの活用方法を学んでいただけたものと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

令和4年度につきましては、このスマートフォン教室、デジタル活用支援推進事業については、国の予算が135万円というのをお聞きしております。令和5年度の国の財政的な予算の見通しと、教室を具体的にどう広げていく考えなのか本市の考えを再度伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。デジタル活用支援推進事業については、国の具体的な予算等は示されていませんが、国の自治体DX推進計画に基づき、令和7年度までは継続して事業の実施を行っていくものと推測しております。令和5年度についても、継続して国への申請を行

いながら、より効果的なスマートフォン教室の開催方法を研究してまいります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

このスマートフォン教室の指導につきましては、まずは人材の確保が課題です。スマートフォンはiPhone、Android、簡単スマホの3種類であります。教え方も異なるかもしれません。だから教えるのにある程度の人数がございまして。

他自治体では、大学と連携し高齢者のスマホ教室の手伝いをされております。自治体のあるスマホを通じた若い世代と高齢者の交流につながる事例もあります。スマホ教室の拡大は、受託業者の指導者の確保、あわせて3つの機種に対応するため、補助的な人材が必要であります。若い世代、大学生、場合によってはスマホの使い方に得意な高齢者の方もいらっしゃるかもしれません。財源の問題が一番かもしれませんが、スマホを通じた若い世代と高齢者の交流ができる仕掛けを本市でできないか、人材を確保できないかということをご提案したいと思いますけれども、そのことについて本市の考えを再度伺います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。令和5年度のデジタル活用支援推進事業が採択され、スマートフォン教室を開催する際には若い世代の方なども含めた補助員の募集を行いたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

スマートフォン教室の補助的な人材につきましては、前向きな答弁を頂いたと思います。

最後に副市長にお聞きいたします。デジタル社会の実現に向けての理念・原則、誰一人取り残されないデジタル社会の実現、皆で支え合うデジタル共生社会の実現が明記されています。私のようにスマートフォンを使いこなせないデジタル化に遅れ気味な方が、まだ

本市では多くいます。そういう意味でも分からない方への支援、デジタル社会が今後進む中で、デジタルに苦手な方への支援の底上げと、分からない学び方の支援策について、副市長に最後決意をお聞きして質問を終わります。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。デジタル技術によって市民の皆様の暮らしを、より快適なものにするためにデジタルの取扱いに不慣れな方への対応と、サービスのデジタル化は両輪で取り組む必要があります。まずは、行政が提供しているサービスのニーズを踏まえて、デジタル対応が求められているものは先行してデジタル化を行いながら、情報格差の解消に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

発言通告に従って質問いたします。

本市の保育サービスの現状について。

1、来年度の保育所等の地域ごとの新規入所の申請状況はどうか。

2、本市の保育所等の新規入所の現状について、事業者と共通認識が図れているのか。

3、各地域の現状にあった利用定員の設定を行うべきであると考えているが、市長の考えを伺う。

4、現在の状況を踏まえて今後保育の受皿確保に向けてどのような対策を考えているか。本市の方向性を伺う。

2項目め。本市の空き缶等ポイ捨ての現状について問う。

1、減らない空き缶等ポイ捨ての状況をどう把握し、検証しているのか。

2、本市の空き缶等ポイ捨て防止条例制定

後、どのような実効性があったのか。

3、ポイ捨て防止対策において、行政及び地域、企業との連携はどのような状況か。

最後に、清潔で美しいまちづくりを目的に空き缶等ポイ捨て防止について、環境美化の意識向上と知識の普及に向けた具体的な取組が必要と考えるが、市長の考えを伺う。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、本市の保育サービスの現状についてのその1、来年度の保育所等の新規入所の申請状況についてお答えいたします。

令和5年2月10日現在、伊集院地域が138人、東市来地域が25人、日吉地域が6人、吹上地域が17人、日置市へ引っ越し予定が24人、合計210人となっております。

その2、事業者との共通認識についてお答えいたします。

令和5年度の保育所や認定こども園の申込み状況について、1月30日に保育所等を交えた検討会を開催し、対象児童の年齢に応じた受皿確保に向けた認識のすり合わせを行ったところです。

その3、利用定員の設定についてお答えいたします。

伊集院地域周辺では、希望園に入りづらい実態がある一方で、未就学児人口が減少傾向であることを受けて、一部地域では現在の利

用定員を減らさざるを得ないと思われる保育所等も出てきております。

このような状況の中で、各保育所等が適切な利用定員を設定することは、今後の保育施策を進めるために重要であると考えております。

その4、今後の保育の受皿確保についてお答えいたします。

各保育所等には適切な利用定員の設定をお願いするとともに、令和5年度においては、保育士確保に向けた就職相談会の開催等を計画するなど、保育所等への支援を強化します。

また、子どもや保護者が希望する保育所等に入所できるように、新規事業者等の参入も視野に定員の確保を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、本市の空き缶等ポイ捨ての現状についてのその1、ポイ捨ての状況把握等についてお答えいたします。

空き缶等ポイ捨ての状況であります。地域住民の目の届きにくい空き地や集落間の道路沿い等へ生活系の家庭ごみが捨てられている状況があります。投棄物には、空き缶、ペットボトル、コンビニのレジ袋など多種に及び、コロナ禍によりテイクアウト需要が増えたのも一因かと思われま。

その2、空き缶等ポイ捨て防止条例の実効性についてお答えいたします。

市としての取組であります。出前講座や各種研修会等により、環境美化を促進するための知識の普及及び意識の向上を図る一方、ごみの散乱や不法投棄の通報を受けた場合、保育所や土地の所有者の協力のもと、原因者特定につながる情報収集を行っています。特に悪質な事案に関しましては警察に情報提供の上、連携した対応をとっております。

このように様々な対策を講じる中、条例制定前と比較しますと、テレビ、冷蔵庫など、大型ごみの不法投棄は減少している状況であ

ります。

その3、地域、企業との連携についてお答えいたします。

毎年、海の日前後で開催しております吹上浜クリーン作戦には、地域の皆様、企業、各種団体等、1,000人を超える方々に参加を頂いております。この取組を通して身近なごみ問題を肌で感じられるとともに、環境美化を推進している本市の姿勢をアピールすることができており、地域、企業、行政の連携、ポイ捨て防止の啓発が図られていると考えています。

その4、環境美化の意識向上と知識の普及に向けた取組についてお答えいたします。

空き缶等不法投棄問題については、今後も従来の施策を継続するとともに、ごみを捨てにくい環境をつくることや、ごみ拾いボランティアに参加する人を増やすことが必要です。特に吹上浜クリーン作戦等へのさらなる参加を呼びかけることにより、市民、企業、行政等の連携を図り、全体的なマナーやモラルの向上につなげていきたいと考えます。

以上です。

失礼しました。質問事項1のその2の答弁の中で「保育所」というふうに発言をいたしましたけれども、「保健所」の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○6番（佐多申至君）

それでは、一つずつ、2問目の質問をゆっくりとしてまいりますので、しっかりとした回答を頂ければと思います。

まず、1問目の保育所の地域ごとの申請状況について数字を提示していただきましたが、この状況を担当課としてはどのように理解しているのか、お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。おおむね前年度までと同様の状況にあるものと認識しております。

○6番（佐多申至君）

現在のこの申請状況から、現在の時点で待機児童等の察知ができているのかお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えします。

令和5年度当初の新規入所につきましては、希望以外の施設へも利用調整を行ったため、待機児童は生じない見込みでございます。しかしながら、前年度と同様、年度途中の入所申請があった場合、定員超過により希望施設に入所できない場合があると認識しております。

○6番（佐多申至君）

私の設問が大体つながった状態で質問しているので、回答が順を追って回答いただいているので、1問目の今、回答いただいた上で、次の私のほうは2問目に関するものになると思うんですが、このような入所現状について、2問目の共通理解を図れているかということになってくるわけですが、そこで1月30日に保育所等を交えた検討会を開催し、対象児童の年齢に応じた受皿確保に向けた認識のすり合わせを行ったという回答を頂いております。

ここで、このような入所現状を、今後も行政と事業者間で充実した有意義な情報共有、そして共通認識を図る検討会または協議会等は継続的に行われていくのでしょうか、お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

各事業者が定員を超えて受入れを行っている状況や、年度途中に入所できない状況を踏まえると、受皿確保というのは喫緊の課題であると認識しております。今後も必要な情報共有を図っていきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

これまでも、この保育サービスの定員については、前回も、その議会も同僚議員が質問

されております。その内容については、おおむね今後の保育サービスの向上が基本的なもので質問がなされておりましたので、私としては、今回この内容をこうやって回答いただいたことの中で、少し気になるところを質問させていただいております。

次に、その2問目の、新規入所の現状について、保育サービスの向上を図るために委託する行政の責務としては、利用者からのアンケート調査なども大切だと考えていますが、いかがでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員がご指摘のとおり、保育サービスの質の向上は重要であると考えております。市といたしましては、保育所等が専門的かつ客観的な立場からの評価を行う第三者評価を受けることが保育サービスの質の向上につながると考えております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今、ご回答いただきました第三者評価、これについては、私も今回質問に当たり、この第三者評価というものも、専門の知識の方々が外から見て事業を評価するという形になっているわけですが、これについては行政が行うことでもなく、また、利用者がするというでもないようなので、今回については、ぜひともこの第三者評価事業への理解と周知に努めていただいて、今後は事業者が共通理解を図り、利用者に対する事業者側からの情報を提供するサービス環境に進めていただきたいということで、提案するものでもございませんが、周知に努めていただきたいということでとどめておきたいと思っております。

この第三者評価事業については、いろいろな内容を見る限りでは、なかなか事業者にとっては内容の細かいことで、また、利用者にとってはかなり細かい情報にはなりますが、こ

れをお互い共通を図るということについてはなかなか、それぞれ事業者側の思いだったり、また時間を要するので、この辺のものもあると思いますので、ぜひ理解を深めるよう努めていただきたいと思います。

この地域の現状に合った利用定員ということで、3番目に質問させていただいたことで回答いただきました。この定員設定については、これもいろいろ法令上から成り立っているものでありますので、その法令上の上からも当然ですが、利用者側視点からも公平で実情に合ったものでなければならないと私も考えていますし、皆さんも考えていますが、その辺はどうでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて、地域の実情に応じた利用定員の設定が必要であると考えております。

○6番（佐多申至君）

この保育サービスの現状、また今後の課題、方向性については先ほども申し上げましたように、これまでの同僚議員を通して様々な意見があります。なかなか厳しい状況で、利用者と事業者の双方の理解も必要になってくるわけですが、この4番の、現状を踏まえて、今後の受皿の確保に向けて、新規事業者等の参入も視野に入れて定員確保に進めるということで回答いただいております。

これについては、私も含めて、前向きにぜひ検討していただき、かつ市長の実行力とスピード感を持って推し進んでいただきたいと思います。本日は市長はおりませんが、ぜひ、現在の市長の若さと実行力とスピード感で、すばらしい定員確保の策だと思えますが、どうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

先ほども答弁しましたとおり、令和5年度当初におきましては待機児童が生じることはありませんが、多くの保護者の皆様に希望以外の施設へ入所をお願いしております。また、年度途中は入所できない場合があると認識しております。こういったことから、令和5年度は既存施設の利用定員の増や新規事業者の参入に向けて、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

本年度、こども未来課が設置されて、定員のこういった大きな課題を、市長はじめ担当課の職員の皆様、そしてオール日置で取り組んでいらっしゃることは、その状況をかいま見ることができるようであります。

最後に、この保育サービスの現状について、この若い世代、子育て世代にとっては移住定住策の、そして幸福度を高める1つの施策になり得ると私も確信しております。どのように展開するのか、お尋ねいたしたいと思えます。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

新規施設の開設は、受皿確保だけでなく、教育・保育施設の選択肢が増えることにつながることから、未就学児を持つ子育て世代にとっては非常に有意義なものであると考えております。

まずは、今後の保育施策を進めるために、各保育所等が適切な利用定員を設定することが重要であります。そして、新規事業者等の参入につきましても視野に入れながら、引き続き保育環境の整備に努めてまいります。

○6番（佐多申至君）

回答に頂きましたように、ぜひとも保育環境が利用者側にとってすばらしい環境になるように、ぜひとも整備できるよう邁進していただきたいと思います。

それでは次に、本市の空き缶ポイ捨ての現状について質問させていただきます。

私は、これを定期的というか質問させていただいているんですけど、減らない限り、この質問をしていく所存でございます。よく質問されますねとよく言われるんですけど、減るまでは質問させていただきたいということで答えていただきたいと思います。

先ほど、回答を、1問目いただいております。1問目の、減らない空き缶ポイ捨ての状況についてですが、これまでも、先ほど言いますように幾度か質問してきております。現在、ごみ拾いをされるボランティア団体等の活動など、把握されていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

ボランティア団体の活動についてでございますが、全ては把握いたしておりません。しかし、自治会、企業、学校等、多くの皆様が定期的に、あるいは年間行事の中において市道や公園、駅など、様々な形で取り組んでいただいていることは認識いたしております。

○6番（佐多申至君）

空き缶ポイ捨てというふうに言葉で言っていますが、先ほど、投棄物については空き缶、ペットボトル、コンビニのレジ袋、これには生ごみ、いろんな食べかす、いろんなものが入っているわけです。周辺はごみだけじゃなく、いろんなものがここに集まってきて汚い状況が、また、衛生的に悪い状況が広がっていると私は思っております。

また、コロナ禍によるテイクアウトの需要ということもありますので、さらにそれに関するもの、衛生的に、かつ美化的にも、どうしても見苦しい状況があると私はそのように考えております。

2番目の空き缶ポイ捨て条例を平成17年に立ち上げて、たしか平成17年ですね、日

置市が合併したと同時に制定されていると私は理解しているんですが、その実効性を先ほど回答いただきました。もちろん、先ほど、条例制定前と比較すると、テレビ、冷蔵庫、大型ごみ不法投棄は減少している状況でもありますということで回答いただきましたが、これについてはクリーンセンターなどの処分方法等の周知や、地域の方々の理解と協力や、また近年、草刈りなどの道路沿いの美化推進により確かに減ってきているのではないかと思います。

しかし、当条例に表記されている空き缶等のポイ捨ては一向に減りません。この条例が形だけになっているのではないかと考えていますが、どうでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

日置市空き缶等ポイ捨て防止条例の目的は、空き缶等のポイ捨てを禁止し、美しい日置市を目指すことであり、条文中には市民等の責務、事業者の責務、市としての取組を規定してございます。

今後におきましては、消費者である市民等だけでなく、販売者や製造者の役割も含めた市全体に広がるような施策を検討し、ポイ捨て条例というルールがマナー化されることが望ましいことと考えております。

○6番（佐多申至君）

3番のポイ捨て対策のほうに入る前に、今、回答にいただきましたマナー、この条例に基づいてマナーの徹底、いろんな強化だとおっしゃるわけですが、ポイ捨ては軽犯罪だと私は考えております。ただ、これを取り締まるということになると、なかなか体制的その状況が厳しいわけですが、実際、現行犯だったりいろんな証拠、犯罪を挙げるにはそのような状況があるので、難しい状況であることは分かっております。

ただ、この条例という、いろんな責務、いろんな活動の内容が表記されておりますが、

これについてはいろんな見方も出てくるわけですが、せつかくつくった条例ですので、これを生かしていただきたいという思いでこのような質問をさせていただいているわけですので。

先ほど、3番目のポイ捨ての連携について、回答は、確かに海でのクリーン作戦はすばらしい環境保全活動です。私もそれはそのように思います。また、地域の方々の意識も高いと考えています。先ほどから私の言うポイ捨てごみについては、主に道路際に捨てられているごみであり、そのごみは側溝や川を経て海に流れていくわけです。

私、妙円寺団地に住んでおりますが、妙円寺団地の桜木通りにおいては、私は年に数回だけですが、往復してごみを拾っております。

先日、県下一周駅伝の開催の際には駅伝関係者の方々と、その桜木通りのごみ拾いを行ったところでございます。そのときにいろいろ話をしているうちに、昔は市の職員間でボランティア団体があり、イベントや、またほかの行事等に合わせてごみ拾いなどが行われていたということを知りました。町の美化意識向上への機運を高める意味でも、一つの取組だとは考えています。また、行政の方だけにそれを強いるということも考えておりませんが、まず、そのような取組についてどうお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ご指摘の活動につきましては、職員の福利厚生会によるボランティア活動ということでございまして、平成30年度までにクリーンアップ日置ということで、市内の幹線道路のごみ拾いを実施しておりました。

しかしながら、イベント等の行事の増加によりまして、事業規模を縮小して福利厚生会のほうで廃止というふうになりましたけれども、職員の取組につきましては先ほどございました吹上浜クリーン作戦、これにもたくさ

んの方が参加を得ておりまして、このほか地域のボランティア活動、これに積極的な参加を呼びかけております。市民とともに環境美化を推進していかなければならないと、そういうふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

今、回答いただいたわけですが、先ほどから回答を並べてみると、最初に言いましたように、ごみのポイ捨てのボランティア団体の活動は把握しておられますかという回答には、把握しておりませんという回答を頂いております。ただ、今の回答では、そういった団体の方々と連携を取ってやりますということに少し疑問を感じるところでございます。

これまで、私がやってきた一般質問の中でも、毎回のごとく、そのような回答が出てくるわけですが、それ以上のことが進まないのはどこに原因があるのかと私は思っております。いわゆる行動ができていないと思っております。このポイ捨て条例が、先ほど形だけの条例になっていませんかということになってくるわけですが、これについては本当に意識の向上を図らないことには、まずは動きがないのかなと考えているところでございます。

そういったところをお話しした上で4番目の質問になるわけですが、清潔で美しいまちづくりにするためにはどうすればいいのかということをお話した上で先ほど市長に考えを伺ったわけですが、それについて、もう少し条例に基づいた、今後もしっかりと取り組むべきだと考えております。その取組方にちょっと掛け違いがあるような気がするんですけど、どうお考えでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

条例に基づいた施策でございまして、ポイ捨てによる空き缶等のごみ散乱防止につきまして、従来どおり、投棄物の撤去と原因者特定、看板設置などの未然防止対策を行うと

もに、市民全体のマナー向上につながる施策を検討してまいります。

例えば、警察が入ったポイ捨て事案につきましては、令和元年度になりますが、市民が警察に通報し、その後、原因者特定につながったものが2件ございます。1件は大量のたばこの吸い殻を車から複数回にわたり空き地に投棄した件、もう1件は空き缶や食べかすなどの入ったコンビニの袋を毎日のように道路脇に捨てていた件でございます。

今後におきましては、ポイ捨て等不法投棄だけでなく、リユース、リサイクル等環境問題全体に関心を持っていただく取組を実施し、条例が目指す清潔で美しいまちづくりを実現していきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

今、答弁いただきましたが、私も、実はあまりにも自分の通りのある一部がごみが多い時期があって、夕方と朝と、ちょっとツツジの陰に隠れて、どんな時間に捨てるのかなと思って1時間ぐらい立ってたことがあるんですけど、いません、目の前でいませんでした。なかなか見つからないです。その場で「こらっ」と言いたいんですけど、なかなか結果が出てこないのが悔しいところでございます。今、答弁いただいたように、本当に現行犯で見つけるような、逮捕はできませんけれども、現行犯で通報できるような状況ができれば、まだいいんですけども。

この回答にも、ごみを捨てにくい環境をつくるということの回答いただいています。この、ごみを捨てにくい環境をつくるという、これは必要であると思いますが、具体的にどのようにつくっていききたいのかお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

まず、取り組んでおりますのは、通報を頂いた場合、早期に撤収を図るようになっております。というのは、ごみ捨てを同じ場所に捨てる案件が非常に多いということから、続発

させない取組を実施しております。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

私はこれまでも、このごみについての質問の中で、教育委員会、いろんな方々にも、子どもたちの標語看板を立てたらどうでしょうかと提案したこともございましたが、標語が立ったところはないです。

また、市街では小さな鳥居形などが設置されていて効果的などころもあるんですが、その鳥居から数m離れるとそこに大きなごみが捨ててあります。鳥居の周りには捨てていないです。これも、なかなか人間の心理的に、鳥居のところには捨てないけど、ちょっと離れると捨てているんだなという、何か面白い心情が駆られるところでございます。

形で表すことも一つの策ではないかと考えますが、先ほど答弁も頂きましたが、何か形で示すもの、もしくは心情的にできないもの、私もいろいろ考えて、勝手に立てるわけにはいかないんですけども、何か具体的な案はないのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

確かに通り道のところに鳥居を立てたり、そういう看板を立てたりとか、新しいアイデアでごみを防ぐ対策を取っていることをよく見かけます。今後、私どもも、鳥居までは立てることはできませんが、やはり続発するようなのを防ぐために不法投棄の看板を適地に立てて、そしてまたごみを見つけた場合は、先ほども申しましたが早期に回収するように努めて、粘り強くそういう活動をやりたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

ぜひ、粘り強く頑張っていただきたいです。私も粘り強く見張っておきたいと思います。

1つの案としては、のぼり旗をばーっと隙間なく立てるといったような案もあるんですけども、費用もかかるし、またぼろぼろにな

ったり倒れたりして、それもまた見苦しいところもあったりして、いろいろと策も考えておるわけですが、また案が湧きましたら、次のまた一般質問でしたいと思い、今日のところは提案ということで、取組をぜひ強化していただきたいということで終わりたいと思います。

最後に、この4問について、私のほうはまだ時間があれですけれども、オール日置の美化意識を高めるためにSDGsに基づく意識を深め、さきに述べた取組で皆様の理解と協力をもっと発信することを、まず考えたいと思います。どのような発信のやり方が、いろいろあると、広報などは当然のことですが、もう少し具体的に発信していただきたいと思いますが、どうでしょうか、市長にお伺いします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

市民全体の意識を高める取組といたしまして、まずは、現在ごみ拾いボランティアとして活動していらっしゃる個人や団体、企業等の代表者から、現状、課題等についてお伺いしていきたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、全体としては誰がごみを拾っているというのは把握はいたしておりませんが、一部、毎日のように拾っていらっしゃる方もよくお見かけいたします。そのような方からご意見を頂き、市民全体の美化意識の高揚につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（池満 渉君）

次に、19番、漆島政人君の質問を許可します。

〔19番漆島政人君登壇〕

○19番（漆島政人君）

さきに通告していました2項目について質問いたします。

初めに、スポーツ合宿補助金の在り方から

質問いたします。

この補助金の主な目的は、スポーツ合宿等を誘致することで受入先等の経済効果を図ることだと認識しています。しかし、その効果がどこまで得られているのか、疑問を感じる部分は多いです。

そこで、今まで投入された補助金の合計額と、事業期間及び補助金を活用して宿泊した利用者のうち、公共施設であるゆすいん、ゆーぷる吹上、吹上砂丘荘が受け入れた割合についてお尋ねいたします。

また、投資効果についてはどう評価されているのか、そのことも併せてお尋ねいたします。

次に、国民宿舎吹上砂丘荘及び健康交流館ゆーぷる吹上の今後の在り方について質問いたします。

両施設は、設置当初から地域住民の健康福祉や地域活性化等の役割を担い、地域の核として多くの人に親しまれてきた経緯があります。

しかし、近年、経営環境の悪化や施設の老朽化等に伴い赤字経営が常態化し、ここ何年も一般会計からの赤字補填が続いています。吹上砂丘荘については築50年以上が経過し、今後、多額の修繕費や施設改修費が見込まれています。また、ゆーぷる吹上につきましても規模的に収支効率が悪く、かつ住民の健康福祉の役割を担っている部門もあることから、経営を健全化することは難しい状況にあると認識しています。

したがって、財政面をはじめ、日置市の将来を見据えたまちづくり等を考慮すれば、一日も早い抜本的な経営改革が求められています。

そうした中、昨年末、両施設の経営改善に向けた事業内容の見直しや、今後の協議の在り方について説明がなされました。そこで、次の5項目についてお尋ねいたします。

1点目は、来年度から一部、事業内容の見直しが示されましたが、その成果見直しについてお尋ねいたします。

2点目は、砂丘荘など、宿泊や食事等を提供し利益を得る施設経営につきましては独立採算経営が基本であると認識いたしますが、ご見解をお尋ねいたします。

3点目は、両施設に平成30年度から令和4年度までの5年間に投入された繰入金合計額についてお尋ねいたします。

4点目は、今後、民間譲渡も含めた検討も行っていくとの説明でありましたが、その判断時期についてお尋ねいたします。

5点目は、両施設の今後の在り方については、3年間で吹上地域の未来の戦略を描いた上で協議検討を行っていくとの説明でありましたが、そのプロセスについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、スポーツ合宿補助金の在り方についてのその1、今までの補助金等についてお答えいたします。

スポーツ合宿補助金事業は、平成27年度から令和4年度までの8年間で、投入された補助金額は総額で5,797万7,000円でございます。

その2、利用者のうち、ゆすいん等が受け入れた割合についてお答えいたします。

今まで、補助金を活用して宿泊した利用者数は、延べ人数で6万1,247人となります。うち、ゆすいんの利用者数は、延べ人数で1万3,922人、全体の22.7%となります。ゆーぷる吹上の利用者数は、延べ人数で7,684人、全体の12.5%となります。吹上砂丘荘の利用者数は、延べ人数で1万5,791人、全体の25.8%となります。

その3、投資効果に対する評価についてお

答えいたします。

本事業は、合宿等を誘致することにより、スポーツ及び文化を通じた観光の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的としています。県内外から多くの団体に活用いただき、体育施設の利用促進につながるのと同時に、それらのご縁から、今年度、薩摩おいどんカップの誘致につながるなど、観光振興、地域活性化の面で効果が出ていると考えています。

次に、質問事項2、健康交流館ゆーぷる吹上及び国民宿舎吹上砂丘荘の今後の在り方についてのその1、事業内容の見直しと、その成果見直しについてお答えいたします。

今回の経営改善策は、両施設の重複する部門の統合やコスト削減、従業員の適正配置を行うことにより経営改善を図るもので、令和5年4月1日から実施する予定としております。収支改善額は両施設合計で年間約1,500万円と試算しております。

現在、従業員の配置計画の作成や宿泊予約システムの構築、ゆーぷる吹上における軽食メニューの開発などを進めているところであります。

その2、独立採算経営についてお答えいたします。

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としており、吹上砂丘荘等も、本来は独立採算経営を行うべきものと考えております。

しかし、近年においては、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少や物価高騰、施設等の老朽化に伴う改修費用の増加などにより、経営環境は厳しさを増しつつあると認識しております。

その3、平成30年度から令和4年度までの繰入金についてお答えいたします。

平成30年度から令和4年度までの5年間で投入された繰入金合計額は4億6,675万

5,000円となります。

その4、判断時期についてお答えいたします。

現在、一般会計からの繰入金を抑制する観点から、両施設の経営改善に取り組んでいるところであります。

今後の両施設の在り方については、サウンディング型の市場調査を通じ、複数の民間企業との間で連携の可能性を協議している段階です。吹上地域での未来ビジョンの議論も踏まえ、検討を続けてまいります。

その5、検討のプロセスについてお答えいたします。

吹上地域の皆様が中心となって議論している未来ビジョンを踏まえて、抜本的な在り方の検討を進めていくこととしています。

多様な観点から在り方を模索すべく、連携の可能性のある企業とのコミュニケーションも随時実施中でございます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩をします。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（漆島政人君）

スポーツ合宿補助金の在り方から再質問いたします。

補助金の投資効果については地域活性化や体育施設の利用促進など、効果は出ているとの答弁でありました。

しかし、補助金を出さなくても、以前から土日の体育施設周辺は多くの人でにぎわっています。また、交流人口は増えても、その方々が地域でお金を使っただく受皿が不十分ですので、経済効果も限定的です。

そのほか、受入先の業績を上げることも、この事業の1つの目的ですが、合宿者の約6割を受け入れているゆすいん、ゆーぷる吹上、吹上砂丘荘の公共施設は、ご承知のとおり、毎年何千万円もの赤字を出しています。合宿補助金を支出しながら、さらには受入施設に毎年何千万円もの赤字補填を行っていることを考えれば、私はこの投資効果への評価については疑問を感じますが、そのことについてどうお考えか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

本事業における経済効果といたしましては、主に宿泊費にあったものというふうに認識はしているところでございます。

なお、利用実績や補助金実績から試算すると、約4億円の経済効果があったのではないかと推測はしているところでございます。

以上です。

○19番（漆島政人君）

経済効果については受入施設の宿泊費等に効果があるということですが、しかし、それが一方では、毎年赤字を出しているわけです。だから、それが経済効果と言えるのかと、ここがポイントになるわけですよ。

そこで、金の切れ目が縁の切れ目ともいいます。補助金を廃止すれば、恐らく合宿者は急減し、今まで8年間もの間、5,800万円もの投資をやったのは何だったのか、このことが問われそうな気がします。私は合宿者に直接補助をするより、合宿地周辺の環境整備、また、地域経済を活性化させるための受皿づくりに補助をしたほうが、まだ投資効果も高いし、その効果の持続性も維持できるのではないかと、そう認識しますが、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

本事業につきましては日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げ、終期をかごしま国体開催までの令和2年度までということで実施をまいりました。その後、かごしま国体の延期に伴い事業の延長を行いまして、終期を令和5年度としております。議員のご指摘のとおり、本事業につきましては総合戦略における「訪ねてよし ひおき」の基本目標に対しまして一定の効果があつたものというふうに考えております。

今後の事業展開につきましては、先ほどご指摘があつた周辺地域の経済波及効果、これも非常に大事だと思いますので、また検討してまいりたいと考えております。

○19番（漆島政人君）

先ほどから——担当課長ですけど、市長のお答えじゃないですけど——経済効果はあつたと言われますけど、その経済効果を評価する視点が適正であつたかどうか、そこが問題になってくると思います。

次の質問です。吹上砂丘荘とゆーぷる吹上の今後の在り方について再質問いたします。

経営改善を図る目的で、来年度から一部事業内容の見直しをすとの説明がございました。その1つが、吹上砂丘荘では1,500万円の繰入金を圧縮するために従業員を7名増やし、今後、宴会部門の充実を図っていくとのことです。

しかし、今年度の飲食部門に関する収入実績を見ますと、9,300万円の当初予算に対し、コロナ等を理由に、最終的には6,000万円に減額補正されています。また、繰入金も2,000万円が、最終的に4,500万円まで増額補正されています。それに対して来年度の飲食部門に関する収入予算は1億300万円が予算計上されています。仮に、この予算額が確保できなければ、繰入金の圧縮どころか、さらに赤字補填額が増えることが想定されます。

来年度は、コロナは分かつとて、コロナを承知しての予算計画ですので、コロナを理由とした減額補正はもう通用しないと思います。また、人を増やせば売上げが伸びるという考え方も、私にはとても理解できないわけです。また、いろんな物価も高騰しています。人材確保も難しい時代です。全体を俯瞰したときに、私は回答された思惑どおりにはいかないような気がしますけど、このことについていかがお考えか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

両施設の事業見直しにつきましては、健康交流館ゆーぷる吹上につきましては、食堂部門を軽食部門に変更して、売店を廃止することとしております。

なお、国民宿舎吹上砂丘荘の事業見直しにつきましては、宿泊の予約を、合宿利用者を含めまして吹上砂丘荘で一括で受けるものとし、今後、宴会部門を充実させることとしております。このことによりまして、収支改善額を両施設で合計で年間約1,500万円と試算をしております。その経過については、ある程度の成果が見通せるものと考えております。

ただし、今年度かごしま国体がありますので、大胆な経営改革はできないものというふうに考えております。その後につきましては、また経営状況を把握して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

砂丘荘一つにしても、ここまで課題が累積してくれば、予算計画どおりにいかない場合、補正予算を組めばそれで解決する問題、そういうもうレベルではないと思います。

そして、今いろいろ課長のほうからも答弁がありましたけど、改善策の在り方より改善策への考え方、これに私は問題がありそうな

気がしますが、これ以上言っても、市長は今日は不在ですので、これ以上はもうお尋ねいたしません。

次に、吹上砂丘荘などの経営につきましては独立採算経営で行っていくべきとの回答がありました。私も全くそのとおりだと認識しています。

しかし、両施設は赤字経営が常態化し、過去5年間で約4億6,000万円の税金が投入されています。この実態をどう受け止めておられるのか、このことについてお尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

両施設への一般財源への繰入金につきましては、コロナ前は両施設で約五、六千万円あったというふうに認識しております。コロナ禍になりまして約1億円を超えるほどの繰入金になっておりますが、これにつきましては先ほど答弁もありましたように、コロナウイルスの影響による利用者の減少や物価高騰、それから施設の老朽化に伴う改修費の増加などで経営環境が厳しさを増しつつあるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○19番（漆島政人君）

確かに経営悪化を招いた大きな要因はコロナもあったということは、私も十分認識しています。

そこで、仮に今まで5年間に投入したお金4億6,000万円を、5年前に投資して抜本的な経営改革を行っていれば、今頃は健全経営に持っていったのではという見方もできるわけです。このことについてはどういった見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

議員がご指摘のように早めに取り組んでいましたら、施設の老朽化、そういうのも十分

対応できたというふうには考えておりますが、なかなかそういう状況に至らなかったという現状にあるところでございます。

以上です。

○19番（漆島政人君）

そういった現状に至らなかったと、それは課長にこれ以上問い詰めるのは酷な話、この在り方検討委員会というのも相当前からあったわけですよね。したがって、やっぱり早い改革改善に決断しておけば、早い改革ができたのではないかと。でも、このことは、今後の経営改善に生かすべき大事な教訓だと思います。

そこで、民間譲渡への判断時期については明確な回答はありませんでしたが、仮に民間譲渡まで4年かかった場合、両施設への今年度の繰入金が1億円をちょっと超えていますね。単純に計算しても4億円の財源が、また無意味な形で消えていくことが想定されます。また、民間譲渡についても、施設改修財源を日置市のほうで負担しなければ、恐らく現状のまま引き受けてくれる民間事業者はいないと思いますけど、こういったことについてはどういうふうな認識をお持ちか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

令和4年度の一般繰越につきましても、約1億円を少し超えるぐらいの額になってくるというふうに想定はしている状況です。

今後の両施設の在り方につきましては、また引き続きサウンディング調査など実施をしながら、民間の運営の在り方というのを十分に模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

本来、こういった質問に対しては、やっぱり市長が答えるべき役割だと思いますよ。課

長が答えるのは、やはりちょっと、私もこれ以上は質問していいのかなど。この間異動で来て、その方が答えるちゅうのは非常に大変だと思います。しかし、このまま続けていきます。

経営改革が延びるたびに多額の財源が無駄になっていきます。そのことは、皆さん認識されていると思います。市長は令和3年12月議会におきまして、この問題については3年間の間に道筋をつけていきたいという回答されています。しかし、昨年の上旬には、また新たに3年かけて協議検討を行っていくと、そういった説明がなされました。この時点で既に1年延びているわけですけど、その延びた理由については何だったのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今、議員がご指摘のように、3年間で吹上地域のビジョンを模索しながら、2つの施設の在り方というのを令和3年の12月議会で答弁されたと思います。1年延長になったというのは、ちょっとこちらのほうも理解はしていないところでした。

以上です。

○19番（漆島政人君）

課長が、延びた理由については理解していない、当然の回答だと思いますよ。でも、やっぱりこういった経営改革は市長の任期中に道筋をつけていくのがやはり基本だと、そういうふうに思います。

あと、もう一つ、またこれ市長の回答なんですけど、市長は同じく令和3年12月議会におきまして、民間事業者からアイデアや意見を募るサウンディング型の市場調査を行い、譲渡や連携を含めた検討も行っていくと答弁されています。しかし、そのことに対して、本市もその一例ですけど、指定管理や民間譲渡をめぐっては、あちこちで様々な問題が発

生しています。その背景には、やはり行政独自の経営理念や経営計画もないまま、民間事業者の提案に依存し過ぎたことも考えられるわけです。

したがって、今後、経営改善について協議をしていくとのことですけど、この協議に入る前に市長自らの経営哲学、経営理念を基に、たたき台となる経営改善計画書を作成することが基本だと思いますけど、このことについてどういった見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

議員ご指摘のとおり、まずは十分に庁内で議論を検討していくことが、まず優先だというふうに考えております。

○19番（漆島政人君）

皆様もご承知の方もいらっしゃると思うんですけど、3年前にゆーぷる吹上の食堂とプール部門の廃止をめぐって、地元から存続を求める陳情書や請願書が提出されました。私もそのときに、プールが存在するゆーぷる吹上について、どうしていけば健全経営ができるのか、そのことについて細かく調査してみました。そして、砂丘荘機能を補完した形での経営改善計画書を作成してみました。

その中身を要約して紹介しますと、ゆーぷる吹上は、もともとが健康交流館として整備された施設です。したがって、利用者の受入れにも様々な制約がございます。まず、これらの制約を全て撤廃する必要があると思います。

2点目は、施設の構造や規模が収支的に大変非効率的です。したがって、採算が確保できるレベルまで、施設全体のリニューアルを行う必要があると思います。私はここに、私の知り合いが作成した、設計事務所が作成した図面も持ってきていますけど、リニューアルの中身を一部紹介したいと思います。

宿泊施設は、ニーズも含め、規模は収支的に超非効率です。したがって、既存施設をツインの7室に改造して、新たに21室を増設した上で稼働率を65%に維持していれば、毎年約2,400万円の純利益が見込めます。

飲食部門は現在、履物を脱いでの食事スタイルです。これも非効率です。厨房内の改修と、お客様の回転率を上げるための増改築、また、カフェ棟の増築を行うことで、約600万円の純益が見込めます。

お風呂につきましては、ここが一番赤字要因の大きなところだと思います。その要因としては、類似施設も調査しましたが、やはり浴槽容積が広いことです。それと営業時間にも問題があるようです。したがって、容積を5分の3に縮小して、営業時間を2時間に短縮することで、赤字額も約400万円に収まる見込みです。

あと、プールにつきましては、設定温度を1℃下げて、営業時間を1時間短縮することで、赤字額も100万円以内で収まる見込みです。

そのほか、電気機器をはじめプール・浴槽の加温システム、これの更新も必要になってきます。ソフト・ハード両面でリニューアルを行えば、採算性の確保は十分見込めます。また、住民の方々に対するサービスも、それほど低下することもないようです。

ちなみに、このリニューアルに必要な投資額は、3年前の民間単価見積りで、消費税まで含めて約4億3,000万円でした。これは、あくまでも経営改革案の一例です。

いずれにしても、たたき台となる具体的な資料がなければ、まず比較検討もできません。そして、幾ら協議をしても、協議自体も中身がないまま上滑りで終わっていくことが想定されます。このことについてはどういった見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

この2つの施設につきましては、それぞれの施設の特徴を生かしたまま、やはり重複する部分の見直し、それからコスト削減が必要になってくるというふうに考えております。施設につきましては、また多くの事業者の方々からいろんな提案を頂きながら検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（漆島政人君）

改革に当たってはいろんなパターンがあるわけですが、今回提案されている砂丘荘を本館として、ゆーぷるを別館とする考え方、それで改革していく方法、また、その逆のパターン、それとあと、施設をリニューアルして一本化していく改革改善の方法、こういったものもあると思うんです。でも、そういったものを、どの選択肢が一番いいのかということと比較検討していくためには、どうしてもそういったパターンごとの経営改善計画書というのが必要になってくると思います。

ところで、先般、ご承知だと思いますけど、両施設の今後の経営の在り方については、議会より陳情書の採択と同時に提言もなされました。その提言内容を要約しますと、両施設は老朽化等の影響で支出経費はさらに拡大していくことが予測されると。また、近距離にある関係で宿泊や飲食部門は重なり、利用者の分散や運営経費の二重支出も発生している。したがって、抜本的な経営改革に取り組まない限り、経営収支の黒字化は見込めない。今後は両施設を統合して、一本化した形で民間事業者に譲渡していくことが望ましいと、そういった内容だったと私は認識しています。

私は、この提言内容は、将来を見据えた有効な選択肢の1つだと思います。しかし、この提言内容が検討された気配はないわけです。議会提言をどう受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

今、議員がご指摘のとおり、今後の在り方については、こちらのほうも真摯に受け止めて、前のほうに進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○19番（漆島政人君）

今後、経営改革を進める上で、私はいろいろ調査もしましたけど、次の要件は外すことができないのではないかとそういうふうに認識するわけです。

その1つが、吹上の魅力といえば自然環境を生かしたスポーツ合宿や健康づくり合宿、また史跡巡り等を絡めた文化活動の合宿、そのほか1次産業を絡めた体験型観光も考えられます。その環境整備に欠かせないのが地域住民の理解と協力です。そのためには、やはり地域との連携強化、これは大事な要件だと思います。

2つ目は、経営改革には多額の投資が必要です。公共単価でやれば金額も時間も倍かかります。そういった面で申し上げているわけですが、その投資額を抑えるためには民間事業者との連携が必要になってきます。また、この厳しい経営環境を乗り越えていくためには、やはり常に危機意識と責任が求められる民間企業の参入というのは不可欠だと思われまます。したがって、信頼できる民間事業者との連携は大事な要件だと思いますが、このことについてはどういった見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今後の施設の在り方には、次の2点が重要であるということでご質問でした。

1つ目はスポーツ合宿、健康合宿、それから文化合宿、体験型の観光の取組ということですが、これらにつきましては、今後も施設利用促進協会などの関係機関と、また地域の連携を図りながら取り組む必要があ

るといふふうに考えているところでございます。

また、今後の施設の在り方につきましては、民間企業へのサウンディング調査を通じまして、民間による運営の可能性というのを引き続き模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

施設利用促進協会の場合は、やはり施設への利用を促すことによって地域の宿泊施設、弁当部門、そういったものの経済効果を上げていくことというのが一番の目的ですよね。それによって地域の環境整備が整うかということ、そういう問題じゃないと。やはり、今申し上げた地域の環境整備、こういったものは末端の人たちのふだんの生活の中で培われている環境整備、そのことを申し上げているところです。

そこで、今までいろいろ議論をさせていただきましたけど、両施設には、今まで赤字補填のために多額の財源が投入されてきました。また、今後につきましても、経営改革が整うまでの期間、多額の財源が無意味な形で消えていくことも予想されます。したがって、今後の協議の在り方については、できるだけ早く効率的に進めていく必要があると思います。

そこで、その手法として私からの提案ですが、市長自身が、まず自らが両施設を最終的にどうやっていきたいのか、その方向性を明確にして、それを実現していくためにはどれだけの財源と手続が必要であるのか、そのことを住民の方々に丁寧に説明をして、調整すべきことは調整を行った上で住民の方の最終的な理解を得ていく。私はこのやり方が合理的だと認識していますが、いかがお考えか。

誠に申し訳ないんですけど、やはり事業に対する最終的な責任は予算提案権、予算執行権を持つ市長の責任です。そこで、副市長は

このことに対してどう認識されているのか、お尋ねしたいと思います。

○副市長（井多原章一君）

吹上砂丘荘、そしてゆーぷる吹上の経営の在り方についてですけれども、吹上砂丘荘は築50年以上、それからゆーぷるも約20年ということで、かなり時間の経過しております。両施設とも、いわゆる行政が直営で運営をしてきた経緯がありますので、なかなか経営改善をしていくことは、これまでの経緯からいって難しいかなというふうに思っております。議員ご提案のあった経営改善計画、あるいは住民への説明の在り方ということも抜本的に見直していかなければならないかなというふうに考えております。

なお、ゆーぷる吹上につきましては国庫補助事業を使って整備をしておりますので、これの改修に当たりましては国との協議も必要になってまいります。若干時間がかかろうかと思っておりますので、そのあたりも考慮して経営改善を進めていかなければならないというふうに考えております。

○19番（漆島政人君）

今、副市長のほうから貴重なご答弁を頂きました。やはり難しいがゆえに、今までも在り方検討委員会の中で協議もなされてきた経緯もあります。しかし、これをいかにして解決に結びつけていくのか、ここが一番問われているところですよ。

また、ゆーぷるを、先ほど申し上げましたとおり、改革、改造をやっていくにしても、やはり補助金適正化法の関係もありますので国との協議も必要である。それであれば、なおさら早い方向性を示していくべきではないかと思っております。

そこで、最後の質問になりますけど、先ほど同僚議員のほうからもありました地域交通の——これは交通弱者の大事な交通手段なんですけど——地域交通についても、多くの課

題もあるようです。また、そのほか、日置市にはやっぱり早急に改善していかなければならない課題が多く潜在しているとそう思われます。その課題を改善していくために欠かせないのが、どうしても新たな財源の確保です。

そこで、いろいろ議論をやっていく中で私、強く感じたことですが、職員の皆さんは、ふだんから消耗品や光熱水費、旅費など、細かな部分で頭が下がるぐらい節約に努めておられます。その一方で、今回の件も含め、多額の財源が無駄な形で消えていることも事実です。細かな部分で徹底した無駄が省かれているのに、なぜ大きな課題の改革が、改善が進まないのか。このことについて、私もいろいろ検討してみました、考えてみました。

その背景には、1つは、毎年毎年増え続けているこの事務事業の影響で、改革まで手が回らないというのも1つあるのではないかなと、そのことも感じました。

2つ目は、行政経営は民間企業と異なり、税務、福祉、教育、地域振興、産業振興、生活インフラ整備と、業務範囲も多岐にわたっています。そうした中で、担当職員も人事異動により頻繁に交代しています。その結果、事業評価や課題認識、責任意識も希薄となって、入り口での改善や見直しは行われています。しかし、踏み込んだ改革までは至っていないというのが実情ではないかなと、そういうふうに考えます。

したがって、今後集中して、専念して改革に取り組んでいくためには、改革業務に特化したチームを組織化していく、このことも必要だと思いますが、このことを最後に副市長にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○副市長（井多原章一君）

ご質問のありました吹上砂丘荘ないし健康交流館ゆーぷる吹上に限らず、行政の仕事は年々課題が増えてきて、対応すべきことが増えております。そのために、行政改革ないし

その両施設の経営改善をするために一定の組織、チームが必要ではないかというお尋ねですけれども、一応、企画課のほうで行政改革を推進するためのチームはつくっております。改めての組織づくりというのが必要なのかどうかということは、また庁内でよく検討していかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。2023年、日置市の初議会で4人目の一般質問を行います下園和己でございます。

日置市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて苦境に陥っている各種事業者等に対しまして、これまで様々な支援を行ってきています。その中で、商工観光関係では観光バス支援事業をはじめとして、令和2年度から4年度にわたり3年間、市内の11の宿泊事業者に対しまして、ひおき時間を楽しもうキャンペーンとして、税抜き宿泊費の60%以内で、1泊で最大5,000円、2泊以上で最大1万円の割引支援を行ってきました。今回は、このキャンペーンの利用人数、補助金額並びに事業効果、さらにはアンケート結果や今後の活用策等につきまして、2項目に分けて8点、分かりやすく簡潔に質問いたしますので、皆様、しばらくお聞きくださいますようお願い申し上げます。

1項目め、令和2年度から4年度まで実施した、ひおき時間を楽しもうキャンペーンの利用者数と補助金額並びに経済効果について質問します。

その1です。令和2年度の第1弾、3年度の第2弾、4年度の第3弾ごとの利用者数と

補助金額について、合計並びにその内訳を日置市民、市外者ごとに示してください。

その2、この経済効果は日置市内において、宿泊費、土産・食事代、その他ごとにどの程度あったものと、各弾ごとにおおむね推測されるものかを質問いたします。

2項目め、ひおき時間を楽しもうキャンペーン第3弾のアンケート結果と活用策について質問いたします。

その1です。第3弾のアンケートの回収率は何%でしたか。

その2、宿泊施設の利用回数について、初めて、2回目、3回以上、それぞれ何組でしたか。

その3、日置市で使われた、あるいは使う予定の土産・食事代について、7区分してありますが、それぞれの組数を示してください。

その4、日置市内で立ち寄った場所、これから立ち寄る場所について書かれていた主な場所を示してください。

その5、施策に生かすための要望で書かれていた主な内容を示してください。

その6、第1弾から第3弾までのアンケート結果を踏まえ、今後どのように市政に反映していくつもりか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、ひおき時間を楽しもうキャンペーンについてのその1、利用者数と補助金額についてお答えいたします。

ひおき時間を楽しもうキャンペーンについて、利用者数は、第1弾で日置市民962人、日置市外5,656人、合計6,618人、第2弾で日置市民432人、日置市外5,579人、合計6,011人、第3弾で日置市民533人、日置市外6,693人、合計7,226人となっております。

補助金額は、第1弾で日置市民315万4,000円、日置市外1,787万5,000円、合計2,102万9,000円、第2弾で日置市民146万8,000円、日置市外1,951万5,000円、合計2,098万3,000円、第3弾で日置市民307万5,000円、日置市外3,536万7,000円、合計3,844万2,000円となっております。

なお、第3弾につきましては1月末利用までの集計でございまして、2月利用分については含まれておりません。

その2、経済効果についてお答えいたします。

ひおき時間を楽しもうキャンペーンについては、コロナ禍により影響を受けた宿泊事業者の支援を目的に行っておりますが、その経済効果については宿泊費に加え物販、飲食など広範囲に及ぶと認識しております。利用実績やアンケート集計結果から試算いたしますと、第1弾で約9,000万円、第2弾で約8,000万円、第3弾で約1億円ほどの経済効果があったのではないかと推測しております。

続きまして、質問事項2、ひおき時間を楽しもうキャンペーン第3弾のアンケート結果についてのその1、アンケートの回収率についてお答えいたします。

第3弾で行ったアンケートでは1,944組に配付し、うち995件の回答がありました。回収率は51.1%となります。

その2、宿泊施設の利用回数についてお答えいたします。

アンケートに回答いただいた995組の内訳は、利用された宿泊施設に初めていらっしゃるという方は460組、2回目という方が154組、3回以上という方が381組となっております。

その3、土産・食事代についてお答えいた

します。

ひおき時間を楽しもうキャンペーン第3弾のアンケートにおいて、観光消費額の調査を行いました。その結果、5,000円未満345組、5,000円以上1万円未満416組、1万円以上2万円未満139組、2万円以上3万円未満26組、3万円以上4万円未満12組、4万円以上5万円未満2組、5万円以上11組、未回答が44組となりました。

その4、主な立ち寄り場所についてお答えいたします。

江口蓬莱館や城の下物産館などの物産館、徳重神社や吹上浜などの観光地、運動公園や体育館、サッカー場などの体育施設となっております。

その5、要望の主な内容についてお答えいたします。

制度の継続や申請方法など、キャンペーン事業に対する要望が多く見受けられましたが、案内看板の設置や観光地のバリアフリー化など、観光地整備に関するものも多くありました。また、日置市のすばらしい観光資源をもっとPRしてほしいなど、心強いご意見も多くありました。

その6、アンケート結果の市政への反映についてお答えいたします。

アンケート結果により、日置市の観光に対する様々なニーズが見えてまいりました。これらを踏まえ、現在進めております観光振興連絡協議会を通じ、今後の本市の観光施策に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

項目1、その1についてであります。

先ほど頂いた数値を合計いたしますと、3年間で利用者が1万9,855人、補助金額が8,045万4,000円となるようです。

が、予測していた数値と比べて、この数値をどのように分析していますか、お尋ねいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

コロナ禍においての実施でありまして、想定は非常に難しいものというふうに理解しております。また、近場旅行への需要の高まりから、幅広い世代の利用促進につながりまして、宿泊事業者の一助になったものと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

すみません。ちょっと聞き取りにくかったので、もう少しゆっくりとお願いできませんでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

失礼いたしました。今回の事業につきましては、コロナ禍においての事業実施ということで、想定につきまして非常に難しいものがあったと理解しております。

その中で、近場旅行への需要の高まりから、幅広い世代の方々の利用促進につながりまして、宿泊事業者の一助になったと、手助けになったというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

想定はなかなか難しかったけれども、宿泊事業者に対しまして、それなりの効果があったものというような答弁を頂いたようです。

2つ目に移ります。

宿泊費、土産・食事代、その他の経済効果は、第1弾で9,000万円、第2弾で8,000万円、第3弾では1億円ということでした。合計すると、2億7,000万円となるようでございます。この経済効果の額に関しまして、どのような感想を持っておられるのかをお聞きいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

経済効果につきましては、先ほど議員が説明あったとおりでございます。第1弾では9,000万円、第2弾では8,000万円、第3弾では1億円ほどの経済効果というのがあったのではないかとということに考えております。

その中におきまして、やはりアンケート調査等を確認すると、宿泊費に加えまして、物販、飲食、それなりの広範囲に及んでいったのかなというふうに理解しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

私が尋ねているのは、今言われたことではなくて、どのくらいの経済効果があるものかというのを想定はしていなかったのかと。していたならば、例えば5億円ぐらい予想していたとか、その辺のことが聞きたかったわけでございますので、再度質問いたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

やはり、このキャンペーン事業に利用されている方というのは、なかなか把握ができない、推測ができない状況ではございましたが、それなりの経済効果があったのではないかとこのように理解しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

繰り返すようで申し訳ないですけども、経済効果の額そのものは、予測していなかったということによろしいのでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

想定額については、なかなかちょっと想定できない額ではございましたが、それなりの経済効果があったというふうには理解しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

経済効果があったというのは認識されてい

るということですが、その額の予測については、まあ、していないというふうに理解したいと思います。それでよろしいですか。

では、次に移ります。項目2の1番目でございます。

第3弾で行いましたアンケートに基づいてですけれども、第3弾では利用者が7,226人、1,944組利用されたというようなことのようにです。そのうちアンケートを出した方が995組ということでございます。

回収率は51%だったとの回答でございましたが、この回収率51%についてどのように捉えているかをお聞きいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

アンケートの回収率につきましては、51%ということで、たくさんの方がアンケートに答えていただいたのかなというふうに理解しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

回収率について何人が回答するかというような予測は、なかなかできないものと私も思っておりますが、半数以上の方が回答頂いたということで、それなりに評価、参考にもなるアンケートだったと思う次第でございます。

その2に移ります。

アンケートを出された995組中、利用回数の初めてが460組、2回目が154組、3回以上が381組という回答でございましたが、特に、初めてが460組というようなアンケートが出ているようですが、この回数のアンケート結果についてどのように思っておられるか、質問いたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

初めての方が460組ということで、この事業を使って、かねて行かれない場所に旅行されたのかなということで、日置市を選んでいただいて非常にうれしく思うところもござ

いますが、3回目以上という方が381組いらっしゃいます。この方、まあ、リピーターと言われる方々だと思いますので、今後はそのリピーターをどんどん増やしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

今、課長が答弁いたしましたように、初めて来てくださった方にも効果があったと、それからリピーターが結構おられたということで、それも評価できる事業の結果ではなかろうかなと私も認識しております。

3番に移ります。

日置市で使った、あるいは使う金額というのが、995組の中で、5,000円未満が345組、5,000円以上1万円未満が416組、1万円以上2万円未満が139組、2万円以上3万円未満が26組、3万円以上4万円未満が12組、4万円以上5万円未満が2組、5万円以上が11組と、未回答が44組いたとの回答でしたけれども、この中で目を引くのは、5,000円から1万円が416組ということで、全体の46%を占めているようでございます。

また、4万円以上が13組もいらっしゃるというところで、私もちょっとびっくりしたような感じなんですけれども、この使用金額の組数につきまして、どのように分析、感想を持っておられるかを質問いたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

観光消費額のアンケート調査を踏まえまして、今、議員が申したとおり、5,000円から1万円の枠が一番多いということで、大体平均7,500円ぐらいということ想定しております。

ただ、組数につきましては、2人で来られた組数の方もいらっしゃいますし、グループで来られた方もその一つのグループの中に入

っておりますので、なかなか4万円以上使われた方が2組ということになっておりますので、そこにつきましては、たくさんの方でこの日置市に旅行に来られたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいまのこの件につきましては、お土産等にも多くの方がお金を使って、日置市内で買物をされたというようなことでありますので、ここに関しましても、相当な経済効果があったものではというのが推測されるのではないかと思うところでございます。

4番に移ります。

第3弾のアンケートで書かれておりました日置市内で立ち寄った場所、あるいはこれから立ち寄る場所についてですけれども、物産館では江口蓬萊館と城の下物産館が多かった。観光地では徳重神社、吹上浜が多かった。体育施設では運動公園や体育館、サッカー場が多かったというようなアンケート結果を集約したところで発表があったわけですけれども、これらにつきましては、大体商工観光課としまして思っているようなところが書かれていたのか、あるいは予想以外のところがあったのか、その辺の感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

立ち寄った場所については、アンケート調査を実施しておりますので、ほぼ、まあ、こういう物産館、観光地、体育施設というような想定をしていたところでございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

日置市は、以前から体育施設を利用した大きな大会等の誘致も行ってきておりますので、そのような結果が出て、一安心というようなことではないかなと思う次第です。

次に、5番目のアンケートの中で、今後の施策に生かすための要望で書かれていた主な内容ということで、ご回答を頂きましたけれども、繰り返しますが、制度の継続や申請方法など、キャンペーン事業に対する要望が多く見受けられましたが、案内看板の設置や観光地のバリアフリー化など、観光地整備に関するものも多くありました。

また、日置市のすばらしい観光資源をもっとPRしてほしいなど、心強い意見もあったとのことでしたけれども、キャンペーン事業に対する要望が多く見受けられましたとあるんですけれども、この制度の継続や申請方法など、キャンペーン事業に対する要望についてはどのようなのが書かれていたものでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

要望につきましては、キャンペーン事業を継続していただきたいという要望と、手続につきましては、もう少し簡素化できないかという要望等がございました。

以上です。

○5番（下園和己君）

今、回答頂きました。そのようなことが書かれていたと。事業の継続や申請方法の簡素化等が書かれていたということですので、今後このような事業をする際には、十分その点を反映させていただきたいと思う次第でございます。

それでは、6項目について深めてまいります。先ほどの回答でアンケート結果により、日置市の観光に対する様々なニーズが見えてまいりましたということで回答されましたけれども、様々なニーズというのはどのようなものが書かれていたものかをお示しください。

○商工観光課長（田代誠治君）

このニーズにつきましては、主に要望等になっていくかと思っておりますけれども、案内看

板の統一した設置、それと観光地のバリアフリー化、それから観光整備に関するものもありまして、バリアフリー化につきましては、高齢者、障がい者等が利用しやすい施設づくり、それから観光整備等につきましては、さつま湖遊歩道、サイクリングロードの整備もしていただきたいという要望等もございましたので、そういうのがニーズでございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

詳しく説明していただきましてありがとうございます。

そのニーズに対しまして、今後どのように取り組んでいくつもりなのかを一言お話しただきたいと思っております。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今回のアンケート調査で、いろんな課題、要望、いろんなものが上げられてきておりますので、これらにつきましては、現在進めております観光振興連絡会、こういうものと通じまして、今後の本市の観光政策に反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ただいま課長より前向きなご意見を頂きましたので、せっかく出されたアンケートの要望ですので、ぜひ実現するようご努力していただきたいと思う次第でございます。

それでは、まとめに入りますけれども、今回いろいろと回答を頂きました。その中で、先ほど経済効果が日置市で3年間で2億7,000万円あったのではと推測されることでした。この金額は相当な経済効果だと私は思う次第でございます。

つきましては、コロナ対策の国の補助金がなくなったからといって、令和4年度まで行われてきましたこの「ひおき時間を楽しもうキャンペーン」を終了せずに、ちょっと改め

まして、市の単独事業として税抜き宿泊費の20%以内で1泊2,000円、これはもう1,000円未満は切捨てでございます。2泊以上4,000円、同じく1,000円未満は切捨てでございますが、改めまして、宿泊事業者の事業者には支援を継続する考えはないか、副市長にお尋ねしたいと思います。

なお、そのされる場合、合宿者につきましては、別途1泊1,000円の補助金があることから、その合宿者は除外し、純然たる観光客のみを対象にすれば、予算も少額で済むのではと考えますので、どのようにこの私の考えに対しまして思われるかをお聞かせください。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

議員ご指摘のように、このキャンペーン事業につきましては、かなりの経済効果が図られたというふうには理解をしているところでございます。

ただし、本事業につきましては、国のコロナ交付金を活用して実施している事業でありますので、コロナ禍において影響を受けた宿泊業の事業継続を支援する目的で事業実施をしてまいりました。

今後の市の単独での事業展開につきましては、現在のところ、事業展開を実施する計画等は今のところはありません。

以上です。

○5番（下園和己君）

このキャンペーン事業につきましては、一応補助事業が終わったので、もう今後は考えていないというようなことでしたけれども、3年間コロナ対策をこの国の補助事業で様々日置市は取り組んでまいったわけですが、令和5年度の予算書に補助事業はなくなったんですけれども、単独事業としての事業が提案されております。これはいいことだと思います。

それで、宿泊事業に対しましては、3年間したということで、課長の言われる考えも分かるんですけども、今後は、市単独の事業といたしまして、平日の宿泊者に1,000円、日曜・祝日前日の宿泊者には500円のクーポン券を支給したならどうかというのを私は考える次第ですが、令和5年度の補正予算とは言いませんが、令和6年度からでも、日置市は交流人口を増やしていこう、増やしていこうということで、様々なことにチャレンジしております。そういった中で、新たに日置市内の商業者を支援するためのクーポン券、このようなことを創設したらどうか私は考えるんですけども、この私の考えについて、副市長はどのように思われるかお尋ね申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副市長（井多原章一君）

ご提案があった平日1,000円、日曜・祝日前500円のお買物券というクーポンのご提案でございます。5月の連休明けには、コロナ感染症については、2類から5類への引下げということで予定をされております。すなわち、社会経済情勢としては、通常の体制に戻っていくというところでございます。

したがって、商業への支援がどの程度必要なのかといったことも見極めながら、施策は考えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時20分とします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、山口初美さんの質問を許可

します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の皆様から寄せられた声を市政に届け、その願い実現のため、今回も5つの項目について質問をいたします。

まず1問目は、自衛隊への若者の個人情報提供について伺います。

現在、日置市では18歳と22歳になる全ての若者の個人情報、住所、氏名、生年月日、男女の別の個人情報を本人や保護者の同意なく、名簿として自衛隊に提供されています。

鹿児島市では、情報提供されたくない人は除外申請ができるようになりました。今年2月1日から申請を受け付けているようです。

本市でも、鹿児島市のように除外申請できるようにするべきではないか伺います。

2問目は、脱原発について伺います。

政府は、福島原発事故の教訓を踏みにじり、原発を60年超えて運転することや、新増設は想定していないから次世代に建て替えへと、原発回帰方針を閣議決定しました。被災地では、国は原発事故を忘れたのかとの怒りの声が湧き上がっています。

そんな中、私たちのまちでも3年ぶりに住民が参加して、川内原発の事故を想定しての原子力防災避難訓練が2月11日に行われました。

市長は、今回の今年の訓練をどう評価しておられるのでしょうか。また、避難訓練に参加した市の職員や地域住民からはどのような声が寄せられているか伺います。

そして、実際に事故が起こってしまったときに、市の職員や地域住民が助け合って避難することになるとは思いますが、一人では避難できない住民を助けるためなどして、それを支援して被ばくした場合、責任の所在はどこ

にあるのでしょうか。補償はされるのでしょうか。

市長の見解を伺います。

3 問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

吹上浜沖洋上風力発電計画について、国と県による説明会が2月3日、日置市においても行われましたが、漁業関係者を対象に開かれたものでしたが、漁業関係者の参加は1名のみでした。国が利害関係者として定めている漁業関係者以外にも、この吹上浜沖洋上風力発電計画に関心を持ったり、疑問を持ったり、不安に思っている人は多くおります。そこに応えることこそが行政の役割ではないでしょうか。今後は広く、住民が主人公の説明会を行うべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

4 問目は、加齢性難聴者の補聴器購入の助成について伺います。

このことについては何度も取り上げております。我が国の総人口に占める65歳以上の割合は28%を超え、日本は超高齢化社会を迎えています。そのような状況の中、人と人とのコミュニケーションを支える重要な機能である聴覚について、加齢性難聴者が増加しており、高齢者の生活の幅が狭められています。

加齢性難聴は社会的に孤立させる原因となり、会話することで入ってくる情報が少なくなることから、脳の機能の低下につながり、鬱や認知症の発症要因の一つとなっています。

加齢性難聴への対策として補聴器の使用が挙げられますが、補聴器を必要とする人たちは年金生活者がほとんどであり、高額のため購入を諦めています。

高齢者が、加齢性難聴になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに社会参加するための補聴器購入に対し、支援が求められています。

鹿児島県内でも曾於市で65歳以上の高齢者を対象に、2万円を上限として助成が始まりました。医師の証明があればよいそうです。本市でも実現できないか伺います。

5 問目は、小中学校給食費の無償化について伺います。

これまでも何回も取り上げております、小中学校給食費の無償化に必要な本市の予算は幾らですか。それは、市の予算の何%に当たるのか伺います。また、既に無償化している自治体もあります。ほかの町にできて本市にできない理由は何なのでしょう。我が国の憲法には、第26条に「義務教育はこれを無償とする」ときちんとうたわれています。子どもの権利として、給食費無償化を実現できないか、市長と教育長に伺って1回目を終わります。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、自衛隊への情報提供についてお答えいたします。

自衛官募集に関する情報提供については、自衛隊法施行令第120条の規定に基づく求めがあった場合に、住所、氏名等の記載された情報の提供を行っております。

除外申請につきましては、他市の状況を踏まえ、情報提供を希望しない人への配慮などを慎重に検討してまいります。

質問事項2、脱原発についてのその1、2月11日に行われた原子力防災避難訓練についてお答えいたします。

原子力防災訓練参加者のうち、半数を超える方が初めての訓練参加であったこと、屋内避難がおおむね理解されたことはよかったと考えています。

一方で、住民避難をより円滑にするためのシステムを活用した住民防護対策については、アプリのダウンロードや、職員の習熟度向上

に課題があったと考えています。

その2、職員や住民からの声についてお答えいたします。

職員や住民からの声としては、住民避難アプリの操作に関する課題や、検査にかかる所要時間の長さなどが寄せられました。

その3、被ばくした場合の責任の所在についてお答えいたします。

原子炉の運転などにより生じた原子力災害は、原子力損害の賠償に関する法律により、故意や過失を問わず事業者が賠償責任を負うこととなります。

質問事項3、吹上浜沖洋上風力発電計画の住民への説明会についてお答えいたします。

住民向けの説明会については、本市としてもその重要性を認識しており、令和4年11月2日に開催されました、鹿児島地域振興局の行政懇話会において同様の内容を要望したところです。

なお、令和5年2月3日の利害関係者向け説明会において、県としては、今後、関係市町からなる研究会を立ち上げ、その中で周知や説明会等について検討するとのことでした。

質問事項4、補聴器購入助成についてお答えいたします。

令和元年度に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者実態調査を行い、調査結果を見てもとみると、介護予防のための取組については、転倒防止や閉じ籠もり予防、栄養改善などの要望が多く、視力や聴力の低下防止に関することは最も低い結果となっていました。

聴力低下によって意思疎通も取りにくくなり、支援の必要性も理解できますが、健康づくりや介護予防の観点から、補聴器の助成制度よりも難聴にならないための早期受診や、予防対策を行っていくことが必要ではないかと考えます。

また、令和4年12月から5年1月にかけて

同様の実態調査を実施しており、現在集計中ですので、調査結果を注視していきたいと考えます。

質問事項5につきましては、教育長に答弁させます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項5の給食費の無償化についてお答えをいたします。

その1です。小中学校給食費の無償化に必要な予算は約1億9,900万円が見込まれ、令和5年度一般会計当初予算案の0.6%になります。

その2、学校給食の無償化につきましては、継続的に多額の予算を要することや財源確保が厳しいことなどから考えておりません。

以上でございます。

○16番（山口初美さん）

今、ご答弁頂きましたので、再度1問ずつ伺っていきます。

本市は、本人や保護者の同意なく、若者の名簿を作成し情報提供しておりますが、そのことを市民にあらかじめ周知するべきではないか、この点について伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまのご指摘の件でございますが、先ほども答弁をしておりますように、自衛隊法の施行令、これに基づきまして、必要な報告、資料等の提出を求められた場合には情報提供できるというふうになっておりますので、法に基づいて適正に処理をしているところでございます。

○16番（山口初美さん）

市民が知らないうちに、本人の同意もなく情報を提供されていることは問題だと思います。市は、個人情報を守る立場ではないでしょうか。その点についてもう一回伺います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

個人情報保護法の観点からということでの

ご指摘でございますけれども、個人情報保護条例におきましても、法令に定めがあるときは情報提供できるという旨の規定がございます。これに基づいて対応しているところでございます。

○16番（山口初美さん）

自衛隊法施行令というのは、資料の提供の協力を求める防衛大臣の権限を定めているだけです。市区村長の判断で提供するかしないかを判断することであり、応じる義務はなく、応じなくても地方自治法247条第3項に基づき、不利益な扱いは受けないということになっております。その点についてはいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

令和4年の4月1日の防衛大臣からの依頼文でも、4つの情報、氏名、住所、生年月日、性別についての情報提供の依頼が来ております。法律に基づいた対応を市ではしているところでございます。

○16番（山口初美さん）

鹿児島市では、除外申請の受付は、私が調べた時点では65名でした。

本市でも、こういう情報が提供されていることは知らなかったというような市民の方からの声がたくさんあるんです。市民には周知する必要はないという判断で、先ほどご答弁頂きましたけれども、それならば、この情報を得て自衛隊は自衛隊への入隊の案内を送るわけですね。その個人情報自衛隊への入隊の案内文書を送るためだけに使うという、そういう制限の下にそういうことが実際行われているわけですが、それならば、私が思いますには生年月日は必要ないんじゃないかと思えます。その年度内に生まれた人を抽出して、名簿を提供しているわけですから。そして、男女の別も必要ないと思えます。今、ジェンダー平等の視点から、その案内の文書を送るだけであれば、生年月日や男女の別な

どの情報は必要ないと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

自衛官と自衛官候補生に関する募集事務に利用するためという、そういう目的で情報提供を求められているわけですが、確かに他自治体では必要最小限にとどめているところもございます。

冒頭お答えいたしましたように、他市の状況を踏まえて、情報提供を希望しない人への配慮、ここをまた検討していきたいということでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

今、ご答弁頂きましたように、除外申請については、他市の状況を踏まえて情報提供を希望しない人への配慮など、慎重に検討してまいりますというご答弁を頂いておりますので、そのようにぜひ、やはり希望しないという方がもしいらっしゃるかもしれませんので、そういう人たちへはきちんと、こういうことで本市は自衛隊に名簿を作って情報提供している、そういうことが嫌な人はちゃんと除外申請できるようになりましたので、そういう手続をしてくださいと、その手続の案内など、きちんとしていただきたいと思います。本当に、自治体というのは個人の情報をしっかりと守る立場でなければならぬと思いません。その点についてはもういいですかね。

次の質問に移りたいと思えます。

原子力防災避難訓練参加者のうちに、初めて訓練に参加した方が多かったということだったんですけれども、この日の訓練で、副市長は2月11日は川内市役所のすぐ近くのオフサイトセンターに行かれたと思うんですが、実際に地震だとか起こったときには道路の状況なども分からないし、原発事故の現場に近いほうに行かれるというのは、本当に仕事であっていろいろ迷ったり、そういうことも

あるのかなと、実際の事故のときにはこうはいかないというふうに私は思ったわけなんです。副市長の率直なご意見を伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（井多原章一君）

訓練の際、薩摩川内市役所の近くにごきます県のオフサイトセンターで、国・県各市町村との連携を図るということで、オフサイトセンターに集まって情報共有を図っているところです。

議員おっしゃるように、地震等で道路の状況がどのようになっているかというのは想定できませんけれども、何らかの方法で集まるのか、あるいはコロナ禍でオンラインによる手続というのがだいぶ進みましたので、今後、県のほうもオンラインの活用といったことも考えていかなければならないのではないかと。いうふうに、当日、他自治体の担当ともお話をしたところでございました。

以上です。

○16番（山口初美さん）

東日本大震災から12年の世論調査で、原発建て替え反対が60%、原発を60年超えて運転するということをサポートしないというのが71%、このような結果が3月5日付の南日本新聞に一面トップで載りました。

世論はこうなんだと、私も改めてその調査の結果を受け止めたところですが、岸田政権は、福島原発事故以来の原子力政策を転換し、原発を最大限活用する方針を示しました、先ほども申し上げましたけど。十分にこの政策方針を国民に説明しているとは思わないという92%の世論調査の結果です。国民の理解は得られていないということではないでしょうか。

世論調査の結果について、市はどのように受け止めておられますか。伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口

亮君）

これまでも市長が答弁させていただいておりますように、原発に頼らないエネルギー政策が確立されるべきだというふうに考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

そうですね。日置市の、この私たちの身近なところに、20kmから大体遠いところでも50kmぐらいのところに川内原発があって、川内原発があるがために原子力防災避難訓練を今年も行ったわけですね。原発がなければこんなことを続ける必要はないと思います。一日も早く、原発ゼロの日本にするべきだと思います。

地震大国日本です。原発は本当に共存できないと思います。また、軍備増強の日本、今、原発と共存することには大変な危機感を持っている市民がたくさんいます。ほかの国との緊張が高まれば、真っ先に原発が狙われるだろうと、みんな予測しています。

今年の原子力防災の避難訓練は本当に、3年ぶりに市民も参加して行われたわけですが、市民が助け合って避難をしたときに、もし、そういうときに放射能を浴びてしまったり、そういう放射能の被害を受けたというようなことがあったときに、先ほどのご答弁では、事業者が賠償責任を負うことになりましてというご答弁でしたが、それでは、お尋ねしたいと思いますが、福島の原発事故では電力会社は責任を取っているのでしょうか。補償はされたと思いますか。この点について伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

2013年の12月に、原発事故消滅時効特例法が成立しまして、時効の期間が3年から10年間に延長されたところでございます。

事故から10年の補償期間を過ぎた賠償は、原子力損害賠償補償契約により国が全部するというようになっておりますが、東京電力はこの消滅時効に関しまして、ご請求者様の個別のご事情を踏まえ、消滅時効に関しては柔軟な対応を行う旨、発表しているところでございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

原発がもし何か過酷事故を起こしたりした場合には、本当に人間の手に負えない、私たちは本当に福島原発事故の教訓を忘れてはならないと思います。

3問目の洋上風力発電のほうに移りますが、私も2月3日の説明会には参加をさせていただきました。

漁業関係者の方がたった1人の参加だったというのは、漁業者の皆さんがちょうど漁に出られて説明会には来れなかったという、そういう事情があったわけなんです。肝心のそういう話を聞いてほしかった人たちに来てもらえなかったということ、県や国はどのように反省しているのかなというふうに思うところでございます。

これから、やっぱり説明会とか開かれるときには、あくまでも住民が本当に主人公で、聞きたいことが聞けたり、そして疑問に思っていることにしっかりと答えてもらえる、そして一緒に考えていける、そういうことができるような、そういう説明会をぜひ、市の当局も努力をして、今後も努力をしていただきたいと思います。

次の4問目の補聴器の質問に移ります。

これも何回も取り上げておまして、またかなと思っていらっしゃる方もいらっしゃると思います。

身体障がい者の認定を受けられるほどの高度の難聴でなければ、全額自己負担となってしまう補聴器です。何十万円もしたりするん

です。保険が適用されるようになれば助かるのという声もあるのですが、そのことについてはどのように、市の当局はもう個人で買うしかないというふうに答えられると思いますが、この保険が適用されないのはどうしてなのか、保険が適用されるようになれば助かるのという、そういう声もあるんですが、そのことについて市の当局のお考えを伺いたいと思います。

○介護保険課長（松岡政仁君）

適用についてですが、介護保険の中で言いますと、補聴器は厚生労働省の認める医療機器に該当しておりますので、介護保険制度の、いわゆる福祉用具とかに関する補助の対象とはなっておりません。

以上です。

○16番（山口初美さん）

聴力に関する世界各国の状況が比較可能な大規模調査の結果が1月26日に公表されました。日本の補聴器の所有率が世界で最低レベルであることが明らかになりました。

欧州各国や中国や韓国など、世界16か国が進める国際調査の一環として、日本国内では一般社団法人日本補聴器工業会などが1万4,061人を対象に実施しました。

最新データをジャパントラック2022にまとめてあります。その結果によりますと、聞こえにくさを自覚している人の割合は10%、年代別に見ると75歳以上が34.4%、65歳から74歳が14.9%、55歳から64歳が8.9%となっています。

聞こえにくさを自覚している人のうち、補聴器を所有している人の割合は15.2%、16か国の中では15位でした。欧州各国などの所有率は3割から5割で、日本の低さは際立っているようです。

難聴は、生活が少し不便になるくらいだと甘く考えてはいけません。そう警鐘を鳴らすのは、東海大医学部の耳鼻咽喉科学、和佐野

浩一郎准教授です。

耳から入った音は、絶えず脳内で必要なものと不必要なものが判断されており、必要な音ははっきり聞き取れるように処理されているそうです。しかし、耳が聞こえにくくなってくると、必要な音が聞き取れず雑音が気になるなど、脳内の処理がうまくいなくなるそうです。このために、それを放置しておく、認知障害や抑うつ、睡眠障害を発症するリスクが高まるおそれがあるということです。

こうした健康上のリスクがあるのに、なぜ日本では補聴器の所有や利用が進まないのでしょうか。ジャパントラックの最新データから背景が読み取れるということで、まずはリスク認識の低さで、聞こえにくさと関連する障がいにはどんなものがあるか尋ねると、認知症18%、睡眠障害15%、抑うつ13%でした。

ところが、健康に関係していないという回答は56%にも上りました。このように、耳が聞こえにくいということのリスクが、我が国ではあまり認識されていないということです。

次に挙げられるのは、受診率の低さです。聞こえにくさを自覚しても、耳鼻科やかかりつけ医に向かう人は38%に過ぎなかったそうです。そして、受診した人でも医師に補聴器の使用を進められたのは、英国で83%、フランスで79%、ドイツでは72%だったのに対し、日本では37%に過ぎなかったそうです。お医者さんも日本ではあまり補聴器を勧めていない、そういう現状のようです。

必要な人が適切に使用できる環境を、医療や介護、役所や家庭や地域社会全体でみんなで作る必要があるのではないのでしょうか。

このことに対する市の見解を伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

市の見解としてお答えいたします。

先日、ヒアリングフレイルサポーター研修

というものを日置市の保健師が5名ほど受講をさせていただきました。これは、聞こえに関する研修を受講しまして、どのような対策が必要かということを受講しました。その際、今、議員のおっしゃられますように、専門医の受診ということを早期にできることということも必要でありますし、また周りの方々、少し聞こえの悪い方々と対応する際に、少し聞こえにくいので話はここまでしておこうとか、そういった疎外感を与えることがよくないということで、社会性の低下を防ぐためのそのような対応策についても受講した次第でございます。

その結果を受けまして、市のほうとしましては、今後そのような一般の市民の方々にそのような早期受診の必要性だったり、対応の仕方だったりということについて、いろいろな健康教育、サロンや、そういった場でまたお伝えをしていこうかなということになっておりますので、そういったことで対応を今後、健康づくりやそういったことに生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

そうですね。先ほどの1回目の答弁では、聴力の低下防止に関することは最も低い結果となっていたというご答弁だったんですけども、やはり、それがやっぱり問題なんだということもあるということをお私たちが認識しないといけないと思うんです。

補聴器を使うというのは、本当に軽いうちに早く慣れるという、そういうことが本当に必要だということも言われております。

今、実態調査を実施されて、その結果を今後生かしていかれると思いますので、ぜひ、先ほど私が世界各国の状況なども申し上げましたけれども、この点で日本がやはり遅れているような面があるんだということをしっかり認識していただいて、本当に必要な人がき

ちんと補聴器をつけて、支障なく生活ができるように、そういうこともぜひ努力をさせていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○介護保険課長（松岡政仁君）

補聴器の必要性については、ふだんの生活で不便を抱えている方もいらっしゃると思います。介護保険のほうでは、いろいろと相談等をお受けするんですが、なかなか耳の聞こえによる相談というのではなく、やはり介護保険制度のこととか、あと、日々の生活の中での支障に関しての相談事が多いです。

ただ、その会話をする中で、ちょっと住民の方の聞こえが悪いのかなという、そういうところを感じるところがあるというのは、現場の声として聞こえておりますので、またそこら辺の支援部分についても協議していくことが必要かなと感じております。

○16番（山口初美さん）

本当に、聞こえにくくなったときに放置せずに、やっぱりそういう聞こえにくいということが、いろんなリスクがあるんだということを私たちもしっかり認識しておいて、人の生活の、きちんとリスクなく生活できるような支援をしていったらいいと思います。社会全体で、適切に補聴器を使用できる環境をつくっていく必要があると思います。

曾於市で、一応去年の4月からこの補聴器の購入助成が始まっております。金額は、お一人に対して2万円ですので、何人分ぐらいの予算が組まれたかは私もつかんではないんですが、曾於市の状況などもぜひ一度調べてもらえたらと思います。

それでは、最後の質問の学校給食費の質問に移りたいと思いますが、予算はやはり1億9,000万円、相当な金額が要るわけなんですけど、0.6%、市の予算の0.6%ということで、日本国の全体では、やはり自治体の予算の1%程度であれば何とかなるはずだと

というような、そういう一定の見解が出されているんですが、令和5年度の本市の予算の中でも、小中学校給食費の保護者の負担軽減のために、また、食材費がいろいろと値上げされていることに対する対策として、学校給食費高騰対策事業費交付金と、学校給食費保護者支援事業費交付金が計上されております。これは、私は高く評価をしております。薩摩川内市などでは、令和5年度当初予算で学校給食費の値上げが提案されておりますので、それからすると、本市の教育予算が子どもたちの給食費の質を落とさないために努力された点、また保護者の負担を増やすことのないように、しっかりと考えていただいていることを高く評価しております。

子どもの貧困対策としては、就学援助制度があります。これを広げていくことは大切だと思います。一方、これには申請が必要なために、全ての困窮家庭に行き届いていない実態があります。

小学生のいる貧困家庭のうち、58.6%しか就学援助を利用していないという、これは内閣府の子どもの生活状況調査によるものですが、就学援助をなぜ利用していないのか。その理由では、制度の対象外だと自分で勝手に思っている、そういう人が77.3%ということです。年収幾ら未満が対象なのかが分かりにくいからだという指摘もあります。全国の就学援助率は14.3%、7人に1人が就学援助を受けています。

また、就学援助を受けたいと思わない人もいます。「スティグマ（負の烙印）」で子どもが辛い思いをするのではないかと考えているのです。

こうした人たちも含めた支援を考えますと、給食費無償化がどうしても必要なのではないのでしょうか。この点について教育長はどのようにお考えでしょうか。伺っておきたいと思っております。

○教育長（奥 善一君）

今、議員から何点か挙げられたように、給食費に関してはできるだけ保護者の負担を抑えられるように、できる範囲で努力はさせていただいているところでございます。

就学援助の申込みにつきましては、おっしゃるようにそれぞれの各家庭のお考え等もあったり、あるいは、様々な要素が絡んで本当に申請できていないという状況もあるかというふうに思っております、できるだけ、実際に受けるべき方が受けられるようなそういう啓発を図っていく必要があるかというふうに思っています。

基本的には、そういう方々も救えるようにしていくためには、何回もこういうこの場で申し上げていると思いますけれども、家庭の状況だけではなくて、市町村によってこれがまちまちになるという状況は、望ましいことではないと私も思っております、これが、制度を整えば無償化ということもできるのであれば、それがいいことではないかなというふうに考えているのは、私の考えでもございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

そうですね。やはり国の制度として、きちんとこれはやられるべきことだと私も認識しております。給食費の滞納が発生した場合、教師が督促しなければならないような場合が本市ではあるのかどうか、その点については伺っておきたいと思っております。どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

督促については、基本的には給食センターのほうで現在執り行っているところです。学校現場においては、給食費の徴収等、引き落としをお願いしている状況ですけれども、最終的には給食センターの業務というふうに理解しております。

○16番（山口初美さん）

ちょっと安心しましたけれども、本当に、先生がそういう給食費の滞納などを催促しないといけないようになりますと、保護者がやはり子どものことを先生に相談しにくくなるというような問題が起こるかもしれません。あるいは、また、不登校の原因になったり、そんなことは本市ではないということで理解していいんでしょうか。その点はいかがでしょう。

○教育長（奥 善一君）

先ほど、局長から答えましたように、そういう状況はない。少なくとも、子どもたちに肩身の狭い思いをさせるようなことはあってはならないと考えております。

○16番（山口初美さん）

分かりました。朝ご飯をまともに食べられない、給食だけが唯一の栄養源となっている子どもたちが増えているというような実態を訴える先生もおられます。小学校では年間約5万円、中学校では約6万円の給食費は決して安くはありません。学校給食は教育の一環であり、日本国憲法第26条、義務教育無償の実現へ教科書と同じように無償にするのは政治の責任です。

政府は既に、1951年に義務教育無償をできるだけ早く広範囲に実現するために、学用品・学校給食費などの無償も考えていると答弁していました。今現在は、全国の250以上の自治体で給食費無償化が広がっています。

今、政府は、平和憲法を踏みこじめる戦争国家づくりへ、アメリカ言いなりに5年間で43兆円もの軍事費をつぎ込むとしています。一方で、全国での学校給食無償化必要額は年間4,400億円、これには予算がないと実施を拒んでいます。命を奪う戦争の準備ではなく、子どもたちの命を守る給食費無償化こそ優先すべきです。

このことを最後に申し上げまして、教育長の見解をもう一度伺って質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

教育の無償化につきましては、憲法で書かれてあるとおり、あるいは、それを踏まえて教育基本法、学校教育法に書いてあるとおりでございます。ただこれは、授業料は徴収しないということになっておりますので、今、議員がおっしゃったように、その無償の範囲をどれだけ広げていくかということが、今取り組まれているところなんだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、どの子どもにも、あるいはどの学校でも、どの市町村でも、もっと言いますと全国同じように、それが実現していくことが望ましいことであろうというふうに思っています。

以上です。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

ここで、議員各位、執行部各位に申し上げます。発言が聞き取りにくい場合もでございます。質問、質疑、答弁の際、マイクとの距離間などもございますけれども、明確な発言を心がけられるようお願いをいたします。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後3時07分散会

第 4 号 (3 月 8 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（14番、3番、1番、11番、8番）
-------	------------------------

本会議（3月8日）（水曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満渉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

副市長	井多原章一君	教育長	奥善一君
総務企画部長兼総務課長	上秀人君	市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君
産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君	教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君
消防本部消防長	福山昌己君	東市来支所長	横枕広幸君
日吉支所長	船倉利幸君	吹上支所長	有村弘貴君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君	財政管財課長	東正和君
企画課長	上村裕文君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	田代誠治君
福祉課長	坂上誠君	健康保険課長	宮前美紀さん
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	松岡政仁君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○14番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

さて、私は昨年もこの日に質問をしていますが、本日3月8日は国際女性デーです。素晴らしい役割を担ってきた女性たちによってもたらされた勇気と決断を称える日とされています。

今日は、職場の女性、お母さんやパートナーなど周りの女性に黄色いミモザの花束などを贈ってあげると大変喜ばれることでしょう。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

皆さんは、APD/LiDってご存じでしょうか。

まず、APD/LiDの周知と支援、合理的配慮についての1点目、2021年改正の障害者差別解消法における合理的配慮についてお尋ねします。

次に、APD/LiDとはどのような症状か、また市の合理的配慮の見解をお尋ねします。

3点目、APD/LiDの情報を幼稚園・保育園等及び小中学校、市民へ周知する考えをお尋ねします。

4点目、小中学校へのデジタルワイヤレス

補聴援助システムの導入を検討しないかお尋ねします。

5点目、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に、聴覚検査では正常とされるが、聞き取りにくい障害のあるAPD/LiDも必要に応じて含めるべきではないかと考えますが、市の見解をお尋ねします。

次に、国が勧める公営住宅の保証人確保を入居の前提とすることから転換すべき、との点で、本市の取組についての1点目、国が令和2年2月20日に発した「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて」の内容はどのようなものでしょうか。

2点目、これを受けての、本市の取組の現状をお尋ねします。

3点目、これを受けて、保証人を要件としない変更をした自治体の現状はどうかお尋ねします。

4点目、国は、保証人に代わって緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど特段の配慮を求めています。本市も取り組めないかと提案しますがいかがでしょうか。

3番目に、食品・加工品等で起業希望者の支援の入り口としての加工センターの活用について、1点目に、日置市農村センター条例の第5条、使用の不許可には、センターを使用して製造した加工品を販売することを目的としている者からの使用の申請があったとき、とあり、市長が特に使用を認めたときはこの限りではない、とあります。加工品の販売目的での使用は基本認められていない条例です。

そこで1点目、市長が販売目的での使用を許可するのは、どのような場合でしょうか。

2点目、加工部の現状と課題をお尋ねします。

3点目、1つの加工センターには1つの加工部しか設置できないのかお尋ねします。

4点目、食品等の製品で起業したい人たちがいる場合、起業する前の段階で加工セン

ターの機器を使用しての製品作製、販売への支援は認められないのかお尋ねします。

4番目に、若者支援の奨学金返還支援（代理返還）の積極的周知についての1点目、令和3年4月1日より、日本学生支援機構の企業の奨学金返還支援（代理返還）制度がつけられましたが、どのような内容でしょうか。

2点目、本市の現状はどうでしょうか。

3点目、本市での若者の定住・就業促進につながるいい制度であり、本市においても積極的な企業への働きかけをすべきではないかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

最後に合理的配慮として、選挙支援カードの取組について1点目、投票所で支援を受けたいが、口頭で伝えることが困難な方や苦手な方への支援は、どのように行っているのかお尋ねします。

次に、投票所で代理投票やほかの支援が必要な場合に、話すことなく提示することで必要な支援を受けることができる選挙支援カードの設置に取り組みないでしょうかと提案し、1回目の質問といたします。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

おはようございます。お答えしてまいります。

質問事項1、APD/LiDについてのその1、障害者差別解消法が求める合理的配慮についてお答えいたします。

合理的配慮は、障害のある人から社会の中にある障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、配慮する人にとって負担が重過ぎない範囲で対応することが求められるものです。

その2、APD/LiDの症状と合理的配慮についての見解についてお答えいたします。

APDは聴覚情報処理障害であり、声は聞こえるものの言葉として理解できない症状であります。

LiDは聞き取り困難であり、聴力には問題はないが、雑音の下では聞き取りづらかったり、聞いて理解することが難しいとの症状のため、いずれも周囲には理解されづらい症状であります。

市としては、APD/LiDに限らず、障害のある人に対して合理的配慮が求められるものと考えます。

その3、APD/LiDの周知についてお答えいたします。

APD/LiDについては、まだ明確に定義することが難しい障害であり、診断できる医療機関が少ないのが現状であると認識しております。

APD/LiDは認知度が低く、周知も大切ですが、まずは身近に診断できる医療体制の構築が必要であると考えております。

その4については、教育長に答弁させます。

その5、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業への適用についてお答えいたします。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について、現在の要綱では両耳の聴力レベルが30db以上の子どもが対象になるという基準があります。

申請される子どもの症状にもよりますが、APD/LiDの症状では該当しないケースが多いと思われます。

現状では相談等を受けておりませんが、今後の医療体制などの動向も見極めながら検討していきたいと考えております。

続きまして、質問事項2、公営住宅の保証人についてのその1、国の通知についてお答えいたします。

国からの通知は、公営住宅の入居に際しての保証人の要否について未検討の事業主体に対して、早急に検討を行うことを求め、その上で引き続き保証人の確保を入居の要件とする場合は、住宅困窮者の住居安定の観点から特段の配慮を求めるとされています。

その2、本市の取組の現状についてお答えいたします。

これまで県内の状況を調査したところ、連帯保証人をなくした事例はなく、本市としては、連帯保証人をなくすことにより家賃の滞納が増えることが懸念されるため、従来どおりの取扱いとしております。

その3、保証人を要件としない変更をした自治体についてお答えいたします。

県内には保証人を要件としない自治体はございません。全国では、23.4%の自治体が保証人を要件としない変更を行っております。

その4、保証人に代わる本市の取組についてお答えいたします。

連帯保証人が滞納抑止などにおいて一定の効果を持つことから、現時点においては保証人を要件としない変更は考えておりません。

今後、県内の状況把握に努めるとともに、先行事例を注視してまいります。

続きまして質問事項3、加工センターの活用についてのその1、販売目的での使用を許可する場合についてお答えいたします。

生活研究グループに所属する加工部の方々が、地域の食材などを使用した加工品を最寄りの直売所などで販売するために、共同作業で製造する際は使用許可しております。

その2、加工部の現状と課題についてお答えいたします。

市内全体で8団体、39名の加工部が各加工センターで活動を展開しております。

近年の課題としては、加工部員の高齢化と後継者不足が進行しており、今後は一般の自給用利用者への指導支援不足も懸念されてきております。

その3、加工部の数についてお答えいたします。

1つの加工センターに複数の加工部が所属することはできません。

その4、食品製造で起業したい人への支援についてお答えいたします。

各加工センターには設置当初の目的がそれぞれあり、その枠を超えた運用に当たっては整理すべき課題も多いため、今後、慎重に利用基準の検討を進めてまいります。

質問事項4のその1、その2については教育長に答弁させます。

質問事項4の奨学金返還支援についてのその3、企業への働きかけについてお答えいたします。

若者の雇用促進につながる制度でもあるため、制度導入に対する企業側のメリットも含めて、関係機関と連携を図り周知に努めたいと考えております。

以上です。

〔教育長 奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1のAPD/LiDのその3、情報を周知する考えについて、教育委員会の関係で述べます。

学校において、児童生徒の発育や障害に対する正しい理解は、大変重要であると考えております。今後とも関係機関と連携をして、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

その4でございます。学校への導入についてでございますけれども、学校における児童生徒の発達段階や特性に応じた支援は、大変重要であると考えております。今後も関係機関と連携しながら、情報収集に努め支援の在り方について研究してまいります。

続きまして、若者支援の奨学金返還支援についてでございます。

その1、その内容についてでございますけれども、日本学生支援機構の奨学金を受けていた社員に対して、企業が返還額の一部または全部を支給していたものを、同機構に直接送金できるようにした制度のことです。本制

度により法人税の税額控除の適用を受けるなどの、企業側のメリットがあるようです。

その2、本市の現状ですけれども、本市の現状については把握をしておりません。

以上でございます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

質問事項5、合理的配慮としての選挙支援カードの取組その1、口頭で伝えることが困難な方や苦手な方への支援についてお答えいたします。

選挙ごとに実施する投票事務説明会において、選挙人を焦らせたり不安がらせたりすることなく、親切、丁寧に対応するように事務従事者に伝え、支援に努めています。

その2、選挙支援カードの設置について回答します。

投票者に必要な支援の充実のため、既に導入している市町村の取組も参考に、選挙支援カードの導入に向け、検討してまいります。

○14番（黒田澄子さん）

今、ご答弁いただきましたので、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、本日は議長の許可を頂きまして、3枚のパネルを使わせていただきますことを、初めに申し添えておきます。

まず最初のAPDについてです。

APDとは聴覚検査を、新生児聴覚検診でも受けます。また、修学前も受けます。また、皆さんも日頃の検診で受けると思います。

そこでは正常とされる、そういう人たちの話でございます。音がピーってなるのは分かるけど、言葉として理解できない。

これが私もよく分からなくて、今回いろいろ調査をしました。

例えば、私が「黒田澄子です」と伝えたときに、ワ、シ、ク、ス、コぐらいの感じで間が欠け落ちたり、例えば人が何人かいる場所だと、もう全然ザワザワして、同じようにそ

の音が入ってくるので聞こえない。なんかそういう症状のようだというのを、当事者の皆さんは言うておられます。

今回の質問に当たって、オンラインでそういう方たちの話を聞いたり、実際に県内在住の方ともお話をしてきました。

実は最近市内の方にもそういう方がいらっしゃることが分かって、お話を伺いました。その方は言葉がつぶれたように聞こえる、そういう言い方をされました。

その言葉で、例えば私「黒田」なんだけど、ク、ダ、って言ったときに、「あ、この人は黒田で言うてんだな」って、「いつも会っているから、おおよそこんな言葉かな」と。

「この人がしゃべるのはパンの話が多いよね」とか、なんかそういうことを想像して、いつも聞いている。居酒屋などに行くとガヤガヤして全く聞き取れない、そう言うておられました。

そこで障害者差別解消法における自治体、教育委員会及び民間事業者への合理的配慮の周知について、今、何をどのように実施していつておられるのかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

合理的配慮についての周知等につきましては、市の広報誌への掲載や窓口へのパンフレットの設置、それから事業者等におきましてはパンフレットのデータをメールで送信するなどですね、周知のほうを図っております。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

教育委員会としましても、管理職研修会や特別支援教育研修会において、障害者差別解消法の周知と、学校における合理的配慮について繰り返し説明し、個々の状況に応じて配慮や調整を行って、平等に教育を受けられるよう各学校に指導しているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

私もつい最近、このAPDという皆さんに

出会うことができたわけなんですけれども、ご存じのない方が市民の中のほとんどではないか、この議場の中でもご存じのない方がほぼほぼだと思っています。その当事者の声を紹介したいと思います。

小さい頃から周りの大人には、「ちゃんと聞きなさい。真剣味が足りない」と叱られ続けてきた。きちんと聞き取れた経験がないので、聞き取れていないことが自分にも分からず、叱られることが増えていき、全部自分が悪いんだと無理やり自分に納得させて生きてきました。

A P Dの子は教科書をめくる音、鉛筆でノートに書く音が騒がしくて、工事現場の音のように邪魔をして先生の声が聞き取りづらんです。いまだ職場や学校にはもちろん話せていない。雑音の中では人の声が聞き取れない。美容師とか教員をされている方、看護師さんなど、仕事の重要性もあり、この症状で職を辞した方もたくさんおられました。

学校の先生には、申し出ても聴力に問題ないために、ちゃんと授業を聞いているから困っているようには見えないと言われた。やっぱり分かってもらえないんだな。残念な思いをしました。

本人は一生懸命集中して聞き取ろうとしているんです。だから一日でも早く教育現場でA P Dの存在が認知されてほしい。子どもの相談なんて真剣に聞いてもらえない。聞き取りにくさを抱える人たちへの配慮がもっと普通になったらいいな、そういった当事者の思いは、本当につらい思いは尽きません。

ここでパネルを出させていただきます。

このかわいいコアラなんですけれども、耳が大きくて聞き取ることが苦手です。ゆっくりお話ししてください。聴覚情報処理障害、こういったものが今、ネット上でもすぐに取りれますし、自分たちでこれを使うことも自由に使えるようになっていきます。

まずこういった症状の人が、自分の困っている症状が実はA P Dであることを知ってほしい、知らないで悩んでいる人がまだたくさんいると思います。

そして、そういった人が配慮を求めやすいような、このコアラマークの掲示、小中学校や役所、街の商店などにこういったものが——これ、無料でできますので、まず見ていただいて、私も、それ私かもしれないという人に出会いましたので、そういう人がいた場合、まずは自分がそれを理解するということからがスタートだと思います。こういった掲示ができないかお尋ねします。

○福祉課長（坂上 誠君）

コアラマークにつきましては、ダウンロードとか自由に使用することができるということでしたので、今後、A P D等の周知を行っていく場合には使用させていただきたいと思っております。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今ありましたように、学校のほうでも、管理職研修会等でも紹介したり、そして福祉課等と連携をとって紹介できる分については、前向きに検討していきたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

コアラのマークが街中にあふれることで、自分もそうかもしれない、もしかしたらこの中にもおられるかもしれませんが、そういう存在に気づいていただきたいと思っております。

学校では先生が、あ、すみません、奈良県のこの機器の導入ですね。要は、そういう人たちが使う機器がございます。話し手の方、特に先生ですけど、首からかけているこの黒っぽいのはマイクのような送信機になります。そして、受け手の、その障害のようなことがある人は、こういうイヤホンに使い、耳にかけるものをつける、そういった機器でございます。

奈良県はこれに対して、たくさん自治体

が助成をしています。障害者手帳の有無にかかわらず、医師の診断書とか意見書、そして幼稚園在園時の状況などを基に柔軟な対応がされています。

本当に、実際に私も先日東京に飛んできて、つけさせていただきました。しゃべっている方の声だけがきれいに入ってきます。実はこの機器を使用された方も、当局の中にいらっしゃるんですけど、その使用感についてお尋ねをしたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

実際につけさせていただいたことが私でございますけれども、周りの雑音はあまり気にならず、話し手の声が直接聞こえてくるような機器であったと感じました。

○14番（黒田澄子さん）

補聴器だと全部入ってくるんですけど、話している人の声だけが入ってくるというところが補聴器と違う特徴なのかなと思っています。

公的支援と——セルフアドボガシーですね、当事者から訴えがあって初めて合理的配慮の義務が発生する、これが合理的配慮でございます。

自分で自分の障害をきちんと理解し、周囲に分かりやすく説明をして、自ら進んで必要な配慮やサポートを要求することができる力、これが自分が分かっていないと、そうだと自覚していないとなかなかできないわけでございます。

今回は、このような子どもたちへの学びへの合理的配慮は行われるべきであるといった障害者差別解消法、また障害者総合支援法の基本的な考え方に基づいて提案をしておりますし、公的支援が義務化されているということが着目する部分で提案をしました。

国立大学では相当数がこの機器を導入されています。また、私立大学でも本県でも導入されているところもございます。

先進地は徳島県でございます。徳島大学病院の千田いづみ医師が学会で機器の有用性を発表され、この機器への助成制度が徳島では相当数進んでいます。

九州では、令和4年度から福岡市立の小中学校に教育委員会が購入をして、学校で使えるようにされています。福岡市は、学校において、アンケートを取られたようで、全員がマスクを着用していて、これまで口形情報、口の情報で聴覚を補っていた子どもたちは、教師の声かけが伝わりにくい、お友達とコミュニケーションが取りにくい、授業内容の理解が不十分になりやすいなど、様々な困難が生じている状況であるといった、そういった報告を受けられて、検討してこのデジタル情報システムを導入されたと同っています。

こういった取組は、学びたい児童生徒、学生からの声に応えた合理的配慮であると考えます。児童生徒や保護者から自己権利擁護においてのサポートの依頼があったら、お応えいただけるのか、教育委員会にお尋ねをいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今後も児童生徒や保護者の困り感をしっかりと捉えて、個別の状況に応じた配慮を行ってまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

この症状の方は、データによると1%というデータもあったり、二、三%、我が町で300人近くの子どもの中の3人から9人、そういった子どもたちがいる可能性がたくさんございます。

現在の、先生の声が聞き取りにくい、また聞き取れないといった障害のある子どもたちが実際この町に住んでいるんだということを前提に、今日は、私は提案をしました。

この子どもたちは、日置市の制度上、今まで放っておかれていたんじゃないかなと思います。せめて学校でこういった環境について、

今後——先ほど配慮されますと言われましたが、機器の導入についても検討いただけないものか、その辺も、今後ぜひ先進地事例とかも調査されるべきかなと思います、その点いかがでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

児童、生徒の困り感をしっかりと捉えると同時に、様々な特徴があることを想定しながら、個別の状況に応じた配慮を行っていきたいと考えております。これからも子どもたちがよりよく学べる環境づくりに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

力強いご答弁を頂きました。今後に期待したいと思っております。

それでは、この件の最後に、市長の合理的配慮、なかなかうちの町でそこまでできていないのかなと思います、今後の検討についての、まあ、副市長しかいらっしゃいませんので、副市長のご見解をお尋ねしたいと思います。

○副市長（井多原章一君）

A P D の症状について、なかなか周りの方々が理解しがたいというふうに考えておりますけれども、そういった症状を持つ方が何らかの対応を求められたときに、周りの方々が一定の配慮をしていただける、そういった社会、いわゆる障害がある人もない人も、安心して過ごせる社会になることが大事ではないかというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

次に移ります。公営住宅の件でございます。

保証人が免除されるケースがありますでしょうか。あるとしたらどのような場合なのかお尋ねします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

保証人を免除する場合は、災害や火災、D

V被害等による緊急的で一時的な入居としております。

○14番（黒田澄子さん）

令和2年の国の通知の中で一番心に響くのは、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合などを免除していただけないか。緊急連絡人、そういったもので認めていただけないのか。特段の配慮をお願いします。これ、何回も国が申してきています。

そこで、まあ、これは、高齢化社会でどんどんそういう年金世代の人たちの中に厳しい状況の人、そういう人たちだけではございませんけれども、国がそこを心配して手を打ってきているわけです。

では、我が町において、高齢世代が突出して滞納が多いのか、その辺のところ世代ごとの件数はどうなっているのかお尋ねします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

2月1日現在、3か月以上の滞納件数は21件です。世代ごとでは20代3件、30代3件、40代4件、50代8件、60代1件、70代1件であり、高齢世代で特に多いという状況にはありません。

○14番（黒田澄子さん）

平成30年の9月議会で、私、これまた提案をしていたんですね。今回2回目なんですけれども、そのとき、今の市長ではございませんが、市長の答弁というものが出ています。

当時、「平成32年4月の改正民法の施行までに十分に検討し、判断しなければならないと考えている。廃止する場合には保証人に代わるものとして、家賃債務保証制度等の導入も検討する必要があると考えている。平成29年度は連帯保証人2名を確保できずに、申込みを取り下げたケースが2件あった。県内の状況の把握に努めて適切に対応していきたい」といった答弁でございました。

それで、この4年間どのような検討がされ

たのかお尋ねをいたします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

民法の改正に伴い規則を改正し、保証人を要する場合の極度額を家賃の12か月分に設定をいたしました。連帯保証人については、県内の状況を把握したところ、連帯保証人が滞納抑止などにおいて一定の効果を持つことから、保証人を要件としない変更は考えておりません。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

4年前の、私、質問で分った点で、結局全ての滞納分を連帯保証人が支払っているわけではなく、またそこまでの対応を強力に市は求めているなかったことがよく分かりました。

要は、もしものときの連絡先が必要で、家財等の撤去などをしてくれる人がいたらいい、その後のもしお亡くなりになった場合の際の、そういった支援をしていただける人がいればいい、そういうふうな雰囲気だったと記憶しています。

私達も突然連帯保証人と言われても、一瞬、やっぱりみんななりたくない、それが、まあ、緊急連絡先であれば、「あ、いいですよ」と言える、やりやすい、国もそうだからその辺をお願いしていると思いますし、当時も、今、1人でも連帯保証人いれば受け付けてますよと言われる割に、連帯保証人が2人といまだに記載されています。

入居者の努力にかかわらず、そういった人が見つからなかった、国はそれを免除していきましょう、特段の配慮をお願いしています。その辺について、言ったり来たりになると思いますが、再度お尋ねします。

○建設課長（田口悦次君）

近年、この5年間、平成30年からは連帯保証人を見つからずに入居できないという事例はございません。

○14番（黒田澄子さん）

セーフティーネットの強化の点で、この国のお達しがあつてすぐに取り組みされた、31年から取り組みされた岐阜市さんのほうに調査をさせていただきましたが、何ら支障はありませんということでした。もう連帯保証人を排除したせいで、入居を希望する人たちが増えているという、そういう話もありました。

公営住宅、空き家で困っているところもございませうけれども、少しずつ埋まってきているというふうな取組で、このことに対してのデメリットという部分では、担当課のほうのお話は全くなかったということをお伝えしたいと思います。

今、データでもありましたけれども、60代、70代がとってもたくさん滞納があるかと思つたら、そうではなかったのも、高齢者の方々は真面目に払っているのかなというふうにも捉えられます。

本当に困っている人達を、やはり住居のニーズとして、民間よりも随分安い公営住宅のほうが入りやすいわけで、それが基本にあつて、公営住宅は建設されてきたと思つています。

滞納の件についてですけど、3か月たたなくても手を打っていけないものなのか。以前、農業集落廃水の使用料なども、うっかり滞納をされないために即座に対応しているということも、以前、産建の委員会で聞いています。

3か月の支払いはそもそもできないだろう、大変でしょうという考えからでしたが、今どようになっているのか、また早め早めに徴収に行ってもらえれば、何とかそこはクリアできないのか、そのことだけでこの制度に取り組みないということは、市民は払わない人たちだと市が思つているように見えてならないのですが、真面目な市民を助けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

住宅の使用料の滞納等につきましては、納付期限までに完納しない場合は、納付期限後20日以内に督促状を発送しております。また、電話、文書など納付指導を行って、滞納額が多くならないように努めております。

また、議員が今おっしゃいますように、セーフティーネットの強化を図ることは大変重要であると、こちらも認識しております。

今後も県内の状況把握に努めるとともに、先行事例を注視してまいりたいと思います。

○14番（黒田澄子さん）

副市長のご見解をお尋ねしたいと思います。

○副市長（井多原章一君）

公営住宅の建設運営は、福祉政策の一環でもあるというふうに認識をしております。

ただ保証人に関しては、一定の家賃滞納の抑止効果も期待をできる場所ですので、先ほど答弁しましたとおり、今のところで制度の取扱いの変更をするところは考えていないところでございますけれども、家賃債務保証会社、最近事業を展開をされてきておりますので、その会社の保証能力といったようなものも確認をしながら、どういう取扱いができるのか、可能性を探ってまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

国が2回にわたって発しているこのお願いに、特段の配慮をしていただける町に変わっていただきたいと一言言いたいと思います。

では、次に移ります。

加工センターのお話ですけれども、今の答弁で地域食材などを使ってあるとありました。現状で加工品は、全て地域食材になっているのか、お尋ねをします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

地域内から調達がしづらい、原材料等で地域外からの材料となっている商品も幾つかは

ございます。

○14番（黒田澄子さん）

加工センターにはどのようなものが作れる機器が設置されているのか、また現在どれくらいの種類の製品が作られて販売されているのかお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

機器の関係ですけれども、主なものとしては、みそ、麺つゆ、焼き肉のたれ、ふくれ菓子、だんご類、餅類というものが製造できる機器が設置されております。

また、製品の数につきましては、多い加工部で16種類ほどの製品が販売されております。

○14番（黒田澄子さん）

今、加工センターが利用できる時間帯は何時から何時までで、月当たりで利用されない日数、時間帯はおおよそどうなっているのかお尋ねします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

一般の加工センターは、午前8時30分から午後5時までとなっておりますけれども、地区公民館に併設している加工センターは午後10時までの利用となっております。

月当たりでの利用日数といたしましては、休館日を除きほぼ毎日利用されている加工センターが2か所ございます。残り7か所の加工センターにつきましては、月に7日から多いところで20日ほど利用されていない日があります。

時間帯につきましては、加工センターや加工する製品にもよりますけれども、大半は午後からの利用が少ない傾向にございます。

○14番（黒田澄子さん）

結構、利用されていない加工センターも多くあるのだなと思います。もったいないなと思ったりもします。

以前、私が行った調査で、北海道の松前町の取組をご紹介したいと思います。

ここには水産物の加工センターがございまして、スルメをあぶって乗せて小さな葉をたくさん入れて、ビヨーンと伸びたスルメイカがちゃんと食べられるするめになって、お正月用に販売される、そういった機械がございました。

また、がごめ昆布を糸のように細く裁断する機械があつて、ちょっと調べますと、時間で660円で利用できるようになっていて、現地に行ったときには、カレンダーのように何月何日の何時から何時を、例えば黒田水産会社とかですね、そんな感じでずっと入っています。

要は、町が地元の事業者を支えて、地元の6次産業化、特産物、加工品を支えていたわけでございます。すばらしいなと思いました。

それぞれの事業者が高額な機械を導入しなくても、そこを使わせていただいて、お金の使用料払いさえすれば製品が販売できる。また、町の大事な特産品でございますので、それを町も支援している。すばらしい状態だったなど、今でも思っています。

日置市も今、若い人たちがパンとかジャム、ケーキ、そのほか加工食品の出店が目覚ましく、成功してほしいと思います。資金がなくても、軌道に乗るまでせめて、この加工センター、結構空いている時間がございしますが、商品加工ができないかと考えて、今回提案をしました。

どういう手法とか、加工センターをもっと広く活用できるのだろうか、条例をちょっといじらないといけないのかなと思いますが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員がおっしゃいますように、日置市内での新たな加工食品の起業を支援するというのは、大事なことだなというふうに考えております。

その中で、それを支援する上で、加工セン

ターを利用させるためには、今ありましたように農村センター条例の改正の必要性を検証した上で、利用者や時間帯などの利用基準の見直しを検討していく必要があるというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

加工グループは、新たにもう一つ作ることもできるという答弁が出ておりました。1個以上でもできますよということでした。そういう人たちがそういう加工グループをつくって、起業できればいいなど。そして、こういった起業を助けるまちづくり、起業意欲のある人を呼び込める、そういったことも考えられます。

今あるものを最大限に活用して、若者だけでもないかもしれませんけれども、ものづくりがしやすいまち、特化することや、加工食品をつくるなら日置市へどうぞ、安価な価格で機械も使えますよ、そういったまちづくり、また、移住につなぐ手だてとしても、今回提案しました。

最後に副市長のご意見を、ご見解をお尋ね申し上げます。

○副市長（井多原章一君）

先ほど答弁しましたように、加工センターの設置に当たりましては、設置当初の目的がそれぞれでございます。場所によっては、国や県の補助金をもらって作っているケースもございしますので、設置目的、その目的外使用というふうに捉えられないような工夫をしていかないといけないというふうに思っております。

市内で起業していただくことは大変大事なことだと思いますので、ほかの面でも支援ができないかということで検討してまいりたいと思います。

○14番（黒田澄子さん）

先ほど私も申しましたとおり、そうやって作ったものを販売することは基本できません

よという条例の中で、実は地元のものを作ったらいいよと市長がおっしゃってくれている、それだけで全ての加工センターは販売しているという現状があることを、すみません、今回は逆手に取って加工部に入れば何とかそういったこともできるのかなという提案でございましたので、今後ぜひまた検討していただきたいと一言言っておきたいと思います。

次に奨学金の返還ですね。代理返還です。

多分ですね、うちも子どもが奨学金を借りて大学院に行っていると400万ぐらい借金を背負ってましてね。多分月額2万円から3万円、それくらい、卒業した次の月からみんな支払いが始まっていると思います。企業にとってもそんな2万円ぐらいだったらですね、みんなに支払うわけではないので、物すごく大変な金額ではない、でもそれを原資に有能な人材が自分の会社に来てくれる、それはいいことじゃないかな。制度利用の企業の反応はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

日置市異業種交流懇話会ですね、企業に確認をしましたがけれども、制度自体を知らない企業もあるため、今後は制度の周知に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

本市においてはそうなのでしょうと思います。一生懸命、今後、丁寧に説明をしていただくということで、知らなかった企業さんが知ることによっていい若者たちが地元に戻ってこれるということも、誰も努力をしなくてもそういう制度に変えていただいた機構のほうが非常にいい制度をつくっていただいたなと思っておりますので、ぜひ丁寧に制度のご紹介をしていただきたいと思います。

ちょっとこれとは違いますが、薩摩

川内市の事例をご紹介します。薩摩川内市では、もう十数年前から企業版ふるさと納税を使って、これを原資に大卒の人のみで上限が200万円までの支援をされていると伺っています。要は、薩摩川内市に帰ってきて働いてくれることへの支援だというふうに聞いています。本市でも同様の支援というのは、今後考えられないものかお尋ねをいたします。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

大学や専修学校などを卒業した若者がですね、市内の企業に就労することにより人材確保と定住促進につながるため、今後、支援策についてはですね、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

調査研究というよりも、若者たちのほうが多分こういう制度に変わったことには敏感に反応していると思います。大学などで就職をする際もそういう情報は多分いっぱい出てくるのかなと思います。そういったときに、例えば日置市にそういう会社がたくさんあるのかなのか、その辺はもう多分チェックされてくるかなというふうにも思います。地元に戻りたいけどうちの町じゃなくて隣の町だとそういうことをしてくれるとなれば、やはりそっちのほうに返済を助けてくれるわけですので、行くのかなと思うと、ここは若者争奪戦のような背景もあるように思いますので、今回丁寧に説明をしていただきたいと思います。頑張ってください。

最後に、選挙支援カードの取組についてお尋ねをしていきたいと思います。

投票所で支援を受けたいが、口頭で伝えることが困難な方や話すことが苦手な方も年齢によってはたくさん出てきています。そういった人への支援は現在どのように行っておら

れるのかお尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

先ほども答弁させていただきましたとおり、事務従事者の説明会等において、丁寧に対応するようにですね、事務従事者に伝えているところがございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

障がい者ではない、けれども、高齢者の方などから、選挙の投票用紙に記入をするときに、板が意外とツルツルしていて紙がずっと滑ったり、そうして書きにくいといった声もありましたが、これについて何か対応ができているのかお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

記載台で記入するときの投票用紙の滑り止めとして、これまで文鎮を用意しておりました。令和4年7月執行の参議院議員選挙において一部の投票所に、滑り止めシートを試験的に導入したところ効果が確認できましたので、4月の県議会議員選挙では、全ての投票所で滑り止めシートを導入してまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

大変優しいこのシートの取扱いに取り組みられている事例だと評価をしたいと思えます。

選挙の投票所というのはシーンとしていて緊張させる空間でもあり、見られていないかもしれないけど、何か、じろじろ見られているという空気感があります。

先日、障がい者施設の入所者さんがテレビ報道でニュースのようにして映っていました。

「選挙に行くのは義務である」障がい者さんがおっしゃっていました。「必ず、私は、だから行ってるんです。でも緊張していつも候補者を思い出せずに真っ白になって白票で毎

回投票をしてきました。とても残念でした」そういうお話があった後に、その福祉施設の施設長さんが「入所者さんにこんなふうに思っている人がいらっしゃることに本当に申し訳ないという思いになりました」というふうに語っておられました。

障がい者じゃなくても、どんどん高齢になるとちょっと忘れてしまったり、いつもと違う日常の空間になるので、緊張したりということはあると思います。支援を必要としていることを言葉で発せれない、発しにくい。

今回提案をしました支援カードですけど、札幌市が一番初めに始められたようで、ホームページからもダウンロードして前もって書くこともできる、そして投票所でも置いてあるので、そういう方が一人で来られなかった場合は、ちょっと現状を書いていただいて、代理投票がしたいとか、介助で途中まで手伝っていただきたいとか、そういうことを書くようにできるような手法で、実際もう実施をされています。これは多分、ホームページに上げるのも予算は要らないのかな。紙も、何百万、何千枚というような紙も要らないと思うと、ゼロ円ベースの政策だと思っています。

先ほど、頑張っって今後検討したいということでございましたが、目前に次期県議選が4月にはあります。そんな難しいことではないので、この県議選から何とか対応を検討できないものかお尋ねをいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

投票者に必要な支援の充実のため、県議選での実施も視野に取り組んでまいります。

○14番（黒田澄子さん）

今回は、様々ちょっと新しい視点もありましたけれども、これまでいろいろと考えていたこともまとめて提案をさせていただきました。検討するといった部分については、しっ

かりと検討していただき、よりよいまちになるために力を合わせてまいりたいと最後に申し添えて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（池満 渉君）

次に、3番、福田晋拓君の質問を許可します。

〔3番福田晋拓君登壇〕

○3番（福田晋拓君）

本日2番目の質問は、私、3番議員の福田晋拓が行います。

今年に入り日置市のいろいろな場所がパワースポットとして注目されてきています。そして、パワースポット以上に鹿児島駅伝や鹿児島マラソンでの日置市のパワーはとてつもなくすばらしく、感動いたしました。今回は、パワーの源でもある食事。日置市の未来を担う子どもたちの食事を支援する子ども食堂についてご質問させていただきます。

子ども食堂については、名称にかかわらず子どもが1人でも安心して来られる、または無料か定額で使える食堂で、子どもの貧困対策と地域交流拠点という2つの大きな軸があると言われていています。地域ネットワーク団体の調べでは今年2月の時点で、全国に7,300か所以上あり、最近の6年間で20倍以上の数に増えているとのことです。鹿児島県内の鹿児島子ども食堂地域食堂ネットワークでも、6年間で鹿児島県内120か所ほどで開催されるようになったとのことで、日置市内でも4地域4か所が登録されています。

それでは、発言通告に従いましてご質問させていただきます。

一つ、日置市内各地の子ども食堂について、本市としては参加者の現状をどのように捉えていますか。

一つ、子ども食堂はSDGsや地域活性化にもつながると考えますが、本市の見解を伺

います。

一つ、子ども食堂の運営や立ち上げに対して本市のサポート体制を伺います。

以上3点、最初の質問とさせていただきます。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、子ども食堂についてのその1、参加者の現状についてお答えいたします。

子どもから高齢者まで多くの方々が参加されており、最近では食費等の物価高騰に直面していることから増加傾向にあると認識しております。

その2、子ども食堂とSDGsや地域活性化との関係についてお答えいたします。

日置市内の子ども食堂の中には、制服等のリユースや企業等から頂いた食材等を配付している団体もございまして、これらの取組はSDGsの達成や地域活性化につながる大変有意義なものであると考えております。

その3、市のサポート体制についてお答えいたします。

日置市の子ども食堂は、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる地域コミュニティとして、それぞれが独自の活動に取り組んでいます。

市としては、今後も各子ども食堂の自主性を尊重しながら、広報誌等での周知や、関係機関との連携など、サポートしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（福田晋拓君）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

参加者の現状についてご答弁いただきました。現在、伊集院、東市来、日吉、吹上の4か所で開催されている子ども食堂ですが、食費の物価高騰などにより、子ども食堂の利用者は、子どもから高齢者の方まで利用されていて、増加傾向にあるとのことでした。そこで、子ども食堂の利用者の年齢層の割合は把握しているのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子ども食堂におきましては、子どもから高齢者等まで、幅広い方々が利用しております。それで、各地域の開催時期等にもよりますが、子ども、高齢者の割合は半々程度とお伺いしております。

○3番（福田晋拓君）

興味深い答弁頂きました。

子ども食堂は後ほど、同僚議員からも質問があると思います。子育て世代はもちろんのこと、コロナ禍で景気悪化や物価上昇の中、様々な年代の市民の利用者があるようです。このたくさんの利用者ですけれども、この子ども食堂を運営をしているスタッフの人数、これについては把握しているのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

少ない地域では10名程度、多いところでは30名程度と認識しております。

○3番（福田晋拓君）

ご答弁いただきました。

私も日置市内4か所全ての子ども食堂を見させていただきました。私の地元の吹上の子ども食堂でもスタッフが少なく、苦勞をしています。私自身も毎月の吹上の子ども食堂でお手伝いをさせていただいていますが、お弁当や食材の配付、リユース品などで喜ばれ

る参加者の皆さんからの励ましや笑顔に支えられて、少ない人数でも何とか頑張れているところでもあります。

日置市の子どもたちや子育て世代のために子ども未来課が開設されて、1年がたとうとしています。日置市が少しずつ子育てしやすい町になってきているように感じますが、これまで、子ども食堂に関するお問合せを受けたことがありますか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子ども食堂を利用した方々や市内の企業等からお問合せを受けたことはございます。特に、市内の企業等から食材等を子ども食堂に寄附したいというような問合せがあった際、子ども食堂の代表者のほうに連絡を取っているところであり、引き続き連携を図っていきたいと考えているところです。

○3番（福田晋拓君）

いい答弁を頂きました。

また、毎月のこの子ども食堂の定期的な開催だけでなく、その提供された食材等により臨時で子ども食堂を開催したり、また、子ども食堂のスタッフが困っている家庭へ直接届けることもあるようですが、これらのことはどのように捉えているのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

一部の地域では定期の開催とは別に、臨時での開催を行っている認識しております。子ども食堂に直接来られない方々に対して、食料などを自宅まで届けているという話もお聞きしております。長引くコロナ禍や物価高騰の影響により、子ども食堂の利用者は年々増加していると思っております。このような活動に自主的に取り組んでいることから、大変有意義な活動であると認識しております。

○3番（福田晋拓君）

前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、2番目のSDGsや地域活性化についてご質問させていただきます。

農家さんの市場に出せない野菜の提供や業者さんからの賞味期限が近い食材の提供などがあったり、リユース品として子ども服やおもちゃ、制服やランドセルなどの学校用かばん類、食器や家具、本やDVDなども持ち込まれていると思われます。これらは廃棄物の削減や資源の循環につながり、循環型社会実現のための取組につながると考えます。また、純粋に寄附としてのお米や野菜などの提供があったり、子ども服や制服などのリユース品では保護者間での交流があったりと、子ども食堂は様々なコミュニケーションの場にもなり、地域活性の場にもなっていると思われます。

先ほどの答弁で大変有意義なものであると考えているとのことでしたが、今後はどのようにしてほしいと考えていますか。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

農家の方々からの野菜の提供や、企業などからの食料などの提供につきましては、子ども食堂を利用する方々には大変喜ばれていることと思っております。また、これらの取組はSDGsの達成や環境に優しい循環型社会の形成につながっていると考えております。

子ども食堂は、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる地域コミュニティです。長引くコロナ禍の影響もあり、地域のつながりが希薄化していることから、子ども食堂の様々な取組は地域の絆を深める場であり、また、地域の活性化につながるものと考えております。

○3番（福田晋拓君）

それでは、3番目のサポート体制についてお伺いしたいと思います。

先ほど、日置市の子ども食堂は地域の皆さんが気軽に立ち寄れる地域コミュニティとして、それぞれが独自の活動に取り組んでいて、

市としては、子ども食堂の自主性を尊重しながら、広報紙等での周知や関係機関との連携などをサポートしていきたいというお考えでしたが、この子ども食堂の運営で運営資金面や運営スタッフの確保、開催会場の確保、リユース品の保管場所やあと食材の調達等など、課題も多いと考えます。関係機関とのこの連携などを考えているということでしたが、日置市の後援もしくは、できることならば共催という形は検討できないでしょうか。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

まず、運営中の子ども食堂からのご相談なんですけれども、一部の地域の子ども食堂からは相談もあつたりもいたしました。市といたしましては、広報紙等での周知や関係機関との連携を行っていき、サポートしていきたいと考えております。

後援申請につきましては、後援名義の承認基準に照らし合わせて判断していきたいと考えております。

○3番（福田晋拓君）

後援等ですけれども、それでは、子ども食堂のこの運営面での課題の中で、いろいろ対応難しいかとは思いますが、せめて開催場所を提供するというには取り組んでいただけないでしょうか。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

開催場所の提供ということでございますが、そちらのほうにつきましても、また関係機関と連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

○3番（福田晋拓君）

それでは、子ども食堂のサポートとして、広報紙等での周知をしていきたいということでしたが、昨年、私たち議員は市議会だよりで、日置市内に子ども食堂が増えて、4地域に子ども食堂が開催されるようになったとい

うことで、特集を組んで市内4地域の子ども食堂を紹介いたしました。今回、本市の広報紙等での周知とは、どのような考えで行うのでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

まず、来月の広報紙のほうに子ども食堂の紹介を掲載予定でしております。また、ホームページ上でも周知のほうはしてございますので、御覧いただければよろしいかと思ます。

○3番（福田晋拓君）

答弁いただきましたけれども、現在の子ども食堂の運営状況で、広報等でさらに参加者が増えた場合、配付するお弁当を増やすなどの対応が必要となってくると思ます。状況によっては、開催頻度を増やしたり運営団体を増やしたりすることも必要となってくるかもしれません。その際には、さらなるスタッフ不足や食材不足、運営資金不足などの課題が出てくるのではないのでしょうか。そのような場合には、どのようなサポートのお考えをお持ちでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほどの答弁いたしましたとおり、子どもから高齢者まで多くの方々が参加しております。その中で日置市といたしましては、自主性を尊重しながら活動をサポートしていきたいと考えております。

○3番（福田晋拓君）

自主性をサポート、答弁いただきました。

このコロナの先の未来というのは、もうすぐそこまで来ています。今後はお弁当の配付のような子ども食堂ではなく、コロナ禍以前の子ども食堂のスタイルである、みんなで食事をすることも考えられます。そうすると、食事のできる会場の準備や配膳や片づけなど、スタッフの負担も多くなることが予想されま

す。そのような状況も考えてのサポート体制の検討を考えていただきたいと思います。

また、この、腹が減っては、戦もできませんが、何もできません。今からの日置市には、子ども食堂は、市民のために大変重要な役割を担っていくと思ます。子ども食堂は誰でも自由に参加できて、たくさん参加者がいるから、本当に困っていて参加しづらい子どもたちも気兼ねなく参加できると思ます。毎日の料理が大変な保護者も、たまには料理を休んで子ども食堂を利用して、余裕ができた時間を親子で楽しんでほしい、そのような願いがあってやっております。

今週末の11日土曜日にも、吹上では子ども食堂を開催いたします。お弁当や支援品をもらったときの子どもたちの笑顔、リユース品を見たり、待っている間の参加者の楽しそうな会話、また、調理や準備をしているスタッフの姿、日置市民が日置市民のために自発的に行っている活動です。永山市長も日吉から親子で自転車で参加していただいたりもしました。ぜひ、副市長も、子ども未来課の皆さんも見に来ていただけたらと思ますが、そのお返事を聞いて最後とさせていただきますと思ます。

○副市長（井多原章一君）

今、今週の土曜日のご案内を頂きましたので、できるだけ参加できるようにしたいと考えております。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子ども食堂が地域のみんな食堂としてこれからも継続していくために、子どもと大人の世代間交流の場として、重要性、必要性を広く一般に認識されることが重要で、貧困対策という側面だけでなく、各地域の子ども食堂が持つ多様な価値を伝えていくことが大切だと考えております。

子ども未来課のほうも、また子ども食堂の

ほうへ足を運ばせていただきます。

○議長（池満 渉君）

次に、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

おはようございます。一般質問、日置市議会最年少議員が本日の3番手を務めさせていただきます。私の基本理念であります「若い力を日置市へ」を基に、先輩議員とともに若い世代の声を市政に届けられるよう元気よく一般質問をしたいと思っております。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

子育て世代への経済的支援対策について、4項目質問いたします。

まず、1つ目、物価高の影響で経済的に厳しくなったと言われている中での、本市のひとり親世帯への影響と支援への状況は何か伺います。

2つ目、「日置市子どもの生活応援計画」においてアンケート・基本目標が示されていますが、現時点での本市の取り組みと考えを伺います。

3つ目、ひとり親世帯への経済的な支援として食糧支援を行う自治体もあり、本市でも各関係機関と連携し検討できないか伺います。

最後に4つ目、少子化が進む中で、若い世代は賃金が上がりやすく、経済的な負担が増えている中での、乳幼児のおむつ等の現物支援が検討できないか、伺います。

以上、4項目伺いまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

それでは、お答えしてまいります。

質問事項1、子育て世代への経済的支援対策についてのその1、物価高によるひとり親世帯への影響と支援についてお答えいたします。

す。

民間の調査におきまして、物価高がひとり親家庭の生活に深刻な影響を与えている現状があると報告されております。

本市においては、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しているところであります。

その2、子ども生活応援計画における取組等についてお答えいたします。

日置市子ども生活応援計画は5つの基本目標から成り立っており、それぞれの基本目標に具体的な取組が示されております。

例えば、子どもに届く経済的な支援として、教育費負担の軽減、医療費の助成等に取り組んでおります。

計画の推進に当たっては、子どもやその家庭と接点を持つ市民、団体、事業者や行政機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、必要な支援を届けていくことが重要であると考えております。

その3、食糧支援についてお答えいたします。

ひとり親世帯に限らず、子どもから高齢者まで多様な方々への食糧支援として、市内の子ども食堂において食糧等を配布していると認識しております。現在、市内の企業等より市役所へ「食糧を子ども食堂に寄附したい」と問合せがあった際は、子ども食堂の代表者と連絡を取っているところであり、引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

その4、おむつ等の現物支援についてお答えいたします。

本市においては、平成28年度から子育て支援の一環として、紙おむつやお尻拭きなどの消耗品、おくるみなど赤ちゃんに必要な様々な育児グッズを詰め合わせたマタニティーボックスを配付しております。

また、最近の物価高騰の影響等も考慮し、

令和5年2月から、経済的支援を目的に、妊娠中に5万円、出生後に5万円給付する出産・子育て応援給付金の給付を開始しました。

この給付は、多様なニーズに対応できるよう現金給付としているため、おむつ等の出産・育児関連用品の購入などに利用していただきたいと思います。

以上です。

○1番（中村清栄君）

副市長に答弁いただきました。

物価高の影響で経済的に厳しい中での独り親世帯への影響と支援の状況の件で、今回、同世代である永山市長に質問し、お答えいただきたいところですが、この機会に副市長の考えや思いを聞かせていただきたいと思っております。ぜひ、考えなど意見を聞かせてください。

それでは、再度質問いたします。

私は今回質問するに当たって、ひとり親世帯の同世代の声を聞きました。「生活が厳しい」「育児もぎりぎりだ」「支払いのたびに次の支払いの心配をする」という意見を聞きました。副市長も、生活が厳しくなったという、そういった声、困っている声を聞いていると思います。その中で、副市長自身の、ひとり親家庭の今の状況について、どのような考えをお持ちで、どう把握されているでしょうか、お伺いいたします。

○副市長（井多原章一君）

ひとり親世帯への考え方ということでご質問いただきました。

私自身、県職員のスタートを生活保護のケースワーカーでスタートいたしましたので、経済的に困っていらっしゃる方々の家庭の事情については、一定程度の理解をしているつもりでございます。

ひとり親世帯の中でも、特に雇用形態が非正規である場合、経済的に困窮をされているというふうに考えております。また、経済的

な側面だけでなく、家庭での家事が十分にできなかったりと、そういう実態もケースワーカーをしているときに見てきております。

憲法は、健康で文化的な最低限の生活を保障しております。それに基づきまして、様々な社会保障制度が設けられておりますけれども、ご相談を頂かないと行政として家庭の実態を把握するのはなかなか難しい側面がございますので、地元の民生委員さん、あるいは社会福祉協議会といった関係機関との連携を深めて、相談しやすい環境づくりということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

答弁いただきました。

経済的不安もさらに大きくなっていると思います。そんな中だからこそなんですけれども、子育てしやすい町にしたいという強い思いがあり、副市長も子育てしやすい町にしたいという思いも一緒だと思います。

そこで、日置市の今の実情について聞いていきます。

独り親世帯は日置市の計画書の中で、平成30年度は428世帯、令和元年度は419世帯、令和2年度は406世帯とありますが、令和3年度と4年度はどうだったのか、また母子家庭、父子家庭は本市に何世帯いるのか、お伺いします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

令和3年度が386世帯、令和4年度は2月末現在で401世帯となっております。また、令和4年度2月末現在の母子家庭、父子家庭につきまして、母子家庭が372世帯、父子家庭が29世帯となっております。

○1番（中村清栄君）

非課税世帯ではないですが、市として、子どもさんの多い課税世帯にも支援を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

12月議会で私が質問したのですが、まず1つは給食費の家計負担を抑えております。多子世帯ほど経済的に影響が大きいところ、学校給食の半額補助はとても助かることだと思っております。令和5年度以降、市として、多子世帯もなんです、ひとり親世帯に対して切れ目のない支援の考えはないのか、お聞きいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

ひとり親世帯に対する支援策につきましては、令和5年度におきましても引き続き、医療費の助成や児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、就労支援といたしまして高等技能訓練促進給付金等を給付してまいりたいと思っております。

○1番（中村清栄君）

様々な支援があることは認識しております。特に、医療費の助成はひとり親の方で無意識に使っていて、費用がかからなくてありがたいという声も聞きます。その中で、ずばり聞きますが、ひとり親世帯の方々が苦しい、困っているなどの声、SOSの声は副市長にも届いていますか、お聞かせください。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

ひとり親世帯の方々が経済的に苦しい、子育てに不安があるといった声は、市のほうにも届いております。先ほども回答いたしましたように、物価高騰等の影響もございまして、生活実態が依然として厳しい状況にあるかと認識しております。

○1番（中村清栄君）

本市にもそういった声が届いているということでしたが、ひとり親世帯に対してのアンケートなどを取るなどして、何が一番困っているのかを知ることが大事と考えますし、ありきたりな内容とかではなく、何を一番求めているのか、もっと深く知ることが大事と考えますが、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

ひとり親世帯の方々がどのようなことに困っているか、寄り添うことは大事であると考えております。今後、ひとり親世帯の方々にアンケートなどを行う際は、そういったことを把握できるように努めてまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

たくさんのアンケートがある中で、密の濃い内容を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

日置市子どもの生活応援計画の件につきまして答弁いただきましたが、再度質問いたします。

この計画の中で、子どもの貧困対策に関する概要の目的、理念で、現在から将来にわたって全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるとありますが、市は子どもの貧困の実態と支援策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

国の国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は平成30年時点で13.5%、およそ7人に1人が貧困の状態であるとされています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、必要な環境整備を行っていく必要があると考えております。

○1番（中村清栄君）

確かに、環境整備は必要です。国は異次元の子育て世帯への支援を行っている現状で、財政的に厳しいことは理解しておりますが、

現在少子化で、子どもの数を増やすためにありとあらゆる支援をしていかなければならない状況を市はどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

国は異次元の少子化対策といたしまして様々な制度の検討を進めるとともに、令和5年4月1日には、こども家庭庁の設置を予定しております。

市といたしましても、少子化対策、子育て支援を効果的に進めていくべきだと考えております。

○1番（中村清栄君）

少子化も重要な課題です。厚生労働省の人口動態統計で2022年の出生数が79万9,728人で、メディア等でもありましたように過去最少となり、80万人を割り込んだ状況です。そんな中、日置市の動きとして、妊娠・出産期からの子育て支援環境の整備、幼児期の教育・保育、地域の子ども子育て支援の充実化として、一番力を入れて取り組みたいことは何か、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

妊娠から出産、子育てまでを安心して過ごせるような環境整備に、全力を注いでまいりたいと考えております。令和5年度におきましては、まずは令和5年2月から始まりました妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援事業と経済的支援といたしまして、妊娠期・出産後にそれぞれ5万円給付する出産・子育て給付金事業を確実に実施してまいりたいと思っております。

○1番（中村清栄君）

今、答弁いただいた内容の支援事業をもっと周知するべきだと考えますが、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

伴走型支援事業や出産・子育て給付金事業につきましては、令和4年12月議会におきましてもご提案したところございました。今後も引き続き、ホームページなどで周知に努めるとともに、関係機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

期待しております。生活応援計画から、全ての子どもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していくことができる日置市の実現を目指すとありますが、このことについて、副市長の考えをお聞きいたします。

○副市長（井多原章一君）

子どもたちが将来に夢と希望を持って、成長できるような環境を整えるということが重要な課題であるというふうに認識をしております。

日本は成熟社会になりまして、高度経済成長期のような経済発展は望めない環境の中にございます。そうした中で、子育てを家庭の責任にとどめるのではなくて、社会全体で子育てができるような環境をつくっていくことも大事ではないかというふうに思っております。子育て世代の不安に寄り添う体制をつくりまして、安心して子育てができる町を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

子育て世代における支援として、子育てマニュアルが多いとアンケートの回答であり、私が市民の方から聞いた声では、様々な相談場所があり、考えるという声を聞いております。子育て世代包括支援センター「チャイまる」やにこにこ子育て応援隊、子育てサロン、教育家庭相談員、保育コーディネーター、ファミリーサポートセンターなど相談場所があることはよいことですが、現在、相談窓口の

ワンストップ化がされていると思います。この生活応援計画実施期間中にさらなるワンストップ化の充実をしてもらいたいのですが、お伺いいたします。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

現在、健康保険課と子ども未来課に設置してございます子育て世代包括支援センターチャイまるを窓口といたしまして、子育ての相談に総合的に取り組んでいるところでございます。

相談内容によりましては、子どもと保護者、双方の立場で支援できるよう、部署を超えた連携により、困り事に対して解決できるよう努めているところです。引き続き、関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

今の相談窓口の状況について話しましたが、私自身、相談場所のワンストップ化が重要と考えておりますが、現場に一番近い民生委員、児童委員の方々にも十分に理解してもらって、窓口に来れない方に対して訪問相談など、プッシュ型の方針もより充実化を図っていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

ひとり親世帯への経済的な支援としての食糧支援の件で答弁いただきましたが、再度質問いたします。

内閣府の調査で、生活の安定にするための支援の件の中で、経済的な理由でひとり親世帯が必要とする食糧を買えなかった経験をしているというのが3割を超えています。この状況を本市において、副市長はどういった認識をされておりますか、お伺いいたします。

○副市長（井多原章一君）

国や民間の調査におきまして、様々な理由でひとり親家庭の生活に深刻な影響を与えているということが報告されております。今、

その3割を超える方が食料を買えなかったという経験をしているというようなご報告も頂きましたけれども、なかなか賃金水準が上がらない中で、今、物価高を迎えておりますので、さらに生活実態が厳しい状況にあるのではないかとこのように認識しております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

厳しい状況であります。そんな中ですね、先ほど同僚議員が子ども食堂について質問した内容と少し重複するかもしれませんが、現在、日置市で子ども食堂が各町で、4町でされていますが、理想は各地域で開催できることだと思います。やはり、子どもは地域の宝であります。今の貧困層の子どもたちを貧困から救う、そこのところの副市長の考えをお聞きいたします。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、日置市内の子ども食堂は子育て家庭を支援する取組であり、子どもから高齢者等まで幅広く参加していると認識しております。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育て支援の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

今、答弁でありましたが、子育て支援の環境整備、とても重要だと思います。その中で、子ども食堂は大事な役割を担っていると思います。

その中で、新潟県フードバンク連絡協議会にお聞きしたところ、県内フードバンク団体約25団体の連携を基盤に、県域のひとり親家庭に食品や衛生用品の緊急支援を実施しており、フードバンクスタッフによる直接配達もしくは宅急便による配送にてお渡しもしています。子ども食堂に来れない家庭や貧困層

の方々は、とてもありがたい事業だと思いません。

現在、私も伊集院の子ども食堂を手伝わせていただいておりますが、土日は仕事で来れないなど、様々な理由で来ることができない方々があります、そういった中で、昨年同僚議員からの質問でもあったと思っておりますが、日置市としてはこの直接配達事業、どう思われますか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

新潟県フードバンク協議会の取組は大変有意義であると考えております。子ども食堂やフードバンクの取組は基本的に、自主的に独自の活動に取り組んでいることから、自主性を尊重したいと考えております。

○1番（中村清栄君）

先ほども申しましたが、子ども食堂は大事な役割を担っていると思っております。先ほどの同僚議員でもありましたが、広報等はそのまま続けてもらうのはよろしいのですが、今の現状として、そのほかの支援を望んでいると認識しておりますので、そのほかの協力を今後ご検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

乳幼児のおむつの支援の件で再度質問いたします。

先ほど答弁いただきましたが、給付金で対応していただきたいとのことでしたが、では、おむつの処理の件でお伺いしますが、現在、本市の幼稚園、認定こども園、保育所の紙おむつの処理の対応状況はどうか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

現在、市内22の保育所等のうち、9施設で使用済みおむつの保管用ごみ箱を設置し、廃棄処理を実施しています。そのほかの保育所等につきましては、おむつの持ち帰りを実

施しており、子どもの体調管理のためなどの理由であるとお聞きしております。

○1番（中村清栄君）

確かに、おむつの中身で体調管理を確認したいという保護者もいるというのは私も認識しております。

おむつの廃棄処理の支援ですが、保育士の方々の負担に少なからずなりますが、市も協力しながら、また、持ち帰りを望む保護者にも対応できるような切れ目のない支援として、廃棄処理の支援ができないか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

保育所等における使用済みおむつの処分につきましては、令和5年1月23日付で、国から、使用済みとなったおむつを保育所等で処分することを推奨する、といった通知が発出されました。

先ほども申し上げましたが、現在、市内22の保育所等のうち9施設で使用済みおむつの保管用ごみ箱を設置し、廃棄処理を実施しております。

保育所等でおむつを処理する場合は、おむつの保管場所を検討することや、おむつを保育所等で処分するとなりますと、事業所ごみになることなどから新たな費用が必要になってくることが予想されます。

今後、市といたしましても国からの通知を踏まえ、子どもや保護者にとってどのような支援が必要か、また保育士が働きやすい環境整備についてどうあるべきかなど、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

試験的に行うなど様々な支援のやり方があると思います。

最後に再度おむつの無償化について質問いたします。

年間のおむつ代は約2万4,000円から

3万5,000円ほどかかります。少しでも支援があればありがたい時代です。

県内では枕崎市が令和4年度からおむつの無償提供と使用済みおむつの施設側処分を実施しております。また、提供されるおむつが肌に合わない子もいます。そういった家庭には毎月約2,500円の給付を行っています。

ほかに埼玉県飯能市では赤ちゃんの健やかな成長を願い子育てを応援するために、赤ちゃんスマイルという0歳児おむつ無償化事業を行っており、内容としましては1回目の出産届の手続時に1万8,000円分のクーポン券、2回目、3回目は乳児健診時8か月時に1万6,000円分のおむつ、お尻拭き、ミルク関係に使用できるクーポン券の配付を行っており、市が指定した取扱店において、市内のドラッグストアなど連携をとっております。

利用している人の声としては、とても助かるなどよい意見がたくさん頂いているとのことでした。

最初の答弁でありましたが、本市のマタニティボックス配布事業のひおきコウノトリ便は先駆けた事業で評価も高く、事業者の努力も感じますし、私の周りにも受け取っている方がいて、ありがたい、との声も聞きます。ですが、中身の見直しとして思い切ってクーポン券を盛り込み、より充実化をさせるなどの検討はできないか、お伺いいたします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

飯能市の子育て世帯への支援策について、大変充実した支援であると認識しております。

本市においても、先ほど答弁でもありましたけれども、以前からマタニティボックスを配布しており、さらなる追加支援として令和4年4月以降に妊娠・出産された方に対し、新たに出産・子育て給付金の支援を開始いたしました。

クーポンという形態ではございませんが、この給付金を活用し、それぞれのご家庭のニーズに応じた育児用品の購入に充てていただきたいと思いますので、さらなる上乘せは想定しておりません。

ただし、マタニティボックスの中身の一部をクーポンの形態に変えることができないかなど、今後研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

より充実化というところで、期待しております。

出産・子育て給付金もあり、市独自の充実した支援があれば、子育て世代にも優しい日置市にもっとなれるのではないのでしょうか。

最後に、副市長自身のお考えをお聞きします。

コロナ前にまだ戻っていない中で、子育て世代だけではなく、若い世代も不安を感じている中で、最後に不安をなくすような思い、考えを副市長にお聞きして、私の一般質問、最後の質問とさせていただきます。

○副市長（井多原章一君）

経済のグローバル化が進むに伴いまして、日本経済は30年にわたってデフレの状況が続いてきております。

先ほども申し上げましたように高い経済成長率が望めない、そういった中で子育て世代を含む若い世代の不安を解消していくために、まずは経済的な安定が重要ではないかというふうに考えております。そして、その上で社会全体で子育てをしていく、そういう環境づくりも求められているというふうにも思っております。行政としてどのようなことができるのか、先行事例等も調査をしながら検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、山口政夫君の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

私は、9番目の質問をいたします。

通告に従い、次の質問をいたします。

1問目。地区公民館・地区自治公民館の体制及び地区振興計画の見直しについて。

1項目め。条例地区公民館には館長1人を公募で会計年度任用職員として置き、施設の管理、事業及び地域活動支援を行う。

地区自治公民館——コミュニティー——に会長または地域代表を配置し、地域課題解消、地域活性化に取り組める体制に見直すべきと提案するが、どのように考えるか。

2項目め。地区振興計画及び協働の地域づくり推進事業費助成金の在り方については、廃止または縮小し、地区自治公民館——コミュニティー——に地区自治公民館活性化事業交付金を交付し地域課題解消・地域活性化に取り組むように見直しを行わないか。

3項目め。地区自治公民館の名称を市民に分かりやすく、〇〇地区自治会または〇〇地区コミュニティ協議会等、名称変更を行うべきではないか。

2問目。福祉バスの管理運営について質問します。

1項目め。現在の福祉バスについて、高齢者クラブのみの利用は、公正・公平な運用に疑問がある。社会福祉団体としての高齢者クラブのみ年3回の利用としている理由は何か。

2項目め。福祉バスの利用ができない、い

きいきサロンや筋ちゃん広場等、高齢者クラブと同様、地域の高齢者が集い、活動する団体である。地域の高齢者が公正・公平に福祉バスの利活用ができるように改善すべきではないか。

3問目。日置市国民保護計画について質問します。今日現在、ロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過しますが、一時も早い収束を願っています。そこで、平成16年（2004年）国民保護法「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が施行され、19年経過しています。そこで、有事の際に市民の命を守る施設は日置市内に何か所あるか。

2項目め。日置市国民保護計画第2編第5、研修及び訓練の2項に、市における訓練の実施とあるが、訓練の計画はあるか。

3項目め。今後、市民の命を守る施設、避難ごうや避難シェルター等を日置市で建設を進めないか。

以上伺い、1回目の質問といたします。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、地区公民館、地区自治公民館の体制及び地区振興計画の見直しについてのその1、条例地区公民館と地区自治公民館の体制見直しについてお答えいたします。

現在、条例地区公民館には館長、支援員を配置し、主任については各地区で雇用し、人件費相当分を補助しております。

館長については、まず地区コミュニティの代表である地区自治公民館長を選出していただき、その方を任命しております。

ただし、自治組織である地区自治公民館と、条例で定める地区公民館と混同する面があると認識しております。

今後においても、地区コミュニティの代表者は各地区で選出する必要があると考えます

が、ご提案いただいた条例地区公民館における人員配置等の仕組みについては、様々な体制を想定し、日置市協働のまちづくり推進委員会において協議してまいります。

その2、地区振興計画及び地域づくり推進事業交付金の見直しについてお答えいたします。

これまで実施した、日置市協働のまちづくり推進委員会では、令和5年度末の第5期をもって、地区振興計画に基づく地域づくり推進事業交付金、いわゆるソフト事業交付金でございますが、これは見直す必要があると議論を進めています。

議員ご指摘の地区振興計画や活性化交付金事業の見直し、その他支援制度等については、3月中に開催される日置市協働のまちづくり推進委員会での協議をもって方向性をお示しできると考えております。

その3、地区自治公民館の名称変更についてお答えいたします。

自治組織である地区自治公民館の名称については、条例で定める地区公民館と混同し、分かりにくい面があると認識しています。名称についても、今後変更の必要があるかどうかも含め、各地区の意見を伺いながら、日置市協働のまちづくり推進委員会の中で協議してまいります。

質問事項2、福祉バスの管理運営についてのその1、福祉バスの利用についてお答えいたします。

日置市福祉バスの運行管理に関する要綱において、使用範囲を1つ目は市内の社会福祉団体が行う研修またはこれに準ずる会合で市長が認めるもの、2つ目は、職員の社会福祉に関する公務と定めております。

社会福祉団体としては、高齢者クラブだけでなく、身体障がい者協会、母子寡婦福祉会、民生委員児童委員協議会などの団体が研修で利用しております。

なお、原則として1団体当たりの利用を年3回以内と定めております。

その2、福祉バスの利用方法の改善についてお答えいたします。

いきいきサロンや筋ちゃん広場等において、研修を目的として福祉バスの利用を希望される場合には、内容に応じて検討したいと考えます。

質問事項3、日置市国民保護計画についてのその1、有事の際に市民の命を守る施設についてお答えいたします。

鹿児島県が国民保護法に基づき避難施設として指定している施設は、市内に55か所ございます。

その2、訓練の計画についてお答えいたします。

国民保護法に基づく訓練は必要と考えていますが、まずは一般災害や原子力災害の訓練を充実させてまいりたいと考えています。

その3、避難ごう等の建設についてお答えいたします。

避難ごうや避難シェルターは、武力攻撃に対して相当の効果が期待できると思われませんが、現時点において市独自で建設することは考えておりません。

以上です。

○11番（山口政夫君）

副市長に答弁頂きました。

2回目の質問をさせていただきます。まず、協働のまちづくり推進委員会の設置目的をお伺いいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

市の協働のまちづくりに関する施策を推進することを目的にしております。

○11番（山口政夫君）

分かりました。それでは、委員会での協議内容の説明を求めます。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在3回、委員会を開催しております。

まず、第1回目ですけれども、第1回目は日置市における地域自治組織の現状、それから地区公民館の設置の根拠、活動の仕組み、地区公民館を取り巻く社会環境の変化と現在の課題、こういったものを協議をしております。

それから第2回目は、地区振興計画の見直し、適正な地区自治公民館の在り方。

3回目は、今後の地区公民館に係る望ましい交付金や補助制度についてグループワーク等を活用しながら、協議をしているところでございます。

また、委員会とは別に委員や地区公民館、自治会へのアンケートとか、事務局である関係課との協議も並行して進めているところでございます。

○11番（山口政夫君）

それではまた、委員会では条例公民館、あるいは職員の任用の在り方、任意団体の名称等、役員構成等の内容まで協議されているのかお伺いします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在、3回実施したと申し上げましたけれども、現在のところではその人員等については、まだ深い議論には至っておりません。

以上です。

○11番（山口政夫君）

それでは、本日はもう市長欠席ですので、副市長にお伺いしたいと思います。

5年度施政方針の説明書の中に、地域づくりは日置市協働のまちづくり推進委員会において、住民の暮らしを守る自治会を基盤とした最適な地区公民館の在り方を検討すると説明がありました。

最適な地区公民館の在り方について、副市長のお考えをお伺いします。

○副市長（井多原章一君）

お答えいたします。

日置市出身でない私が、日置市の自治組織

のことに付いて答弁するのめどうかなというふうに思いますけれども、一般論として自治会が自治の基礎であるということは、どの地域においても共通しているというふうに思います。その上で、中間支援組織としての地区公民館の在り方については、その自治体の自治の歴史によって様々な考え方があるものと考えております。

現在、協働のまちづくり推進委員会において、地区公民館の体制の見直しについて協議をされておりますので、その議論を待ちたいと思います。

以上です。

○11番（山口政夫君）

副市長のご答弁でした。地域外という副市長の説明ですが、やはり副市長という立場で日置市を考えていただくのは、もう、これ、当然の立場だと思います。そういう意味で、ご答弁をお願いをしたいと思います。

2項目めを答弁頂きましたが、確認事項になると思いますが、さきの地区公民館のヒアリング等で、地区振興計画及びソフト事業の交付金は廃止の方向で今検討、あるいは廃止の方向でありますよという説明がされたら、館長や支援員からお伺いしていますが、間違いないでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

1問目の答弁にもあったように、地区振興計画に基づくこれまでどおりの地域づくり推進事業交付金、いわゆるソフト事業交付金、これについては見直す必要があるということで今、議論を進めております。

直近で、3月中に第4回目の協働のまちづくり委員会が開かれますけれども、そこで最後にしっかりと交付金についての議論をやっていきますので、3月の委員会をもってある程度の方向性が示すことができるというふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

はい、分かりました。でしたら、この答弁もそのような内容が当初、一番最初に欲しかったなというところです。

それと、私も昨年の9月議会で市長に一般質問をした際に、市長から大体答弁いただいた内容がそのまま進んでいるかなと思っております。

時代のニーズに合った体制に検討してまいりますと、条例や交付金の見直しは行っていくたい、早急に取り組んでまいりますというような、以前は答弁を頂いております。

なぜここまで言うか言いますと、やはり、一旦、振興計画が廃止の方向ですね、ソフト事業もなくなりますね、という方向性の説明であっても、地区館の職員さんなどからは、いろいろ、支援員はいるんですか、館長はいけんなるんですか、主任はどうなるんですかという質問を頂きます。そういうことから、早急に方針を示していただきたいという思いがあります。

というのが、今まで同僚議員の地区公民館に関する質問の中でも、今年度の3月中に方針を示し、ちゃんと説明をしますというような答弁もなされておりました。そういうことからしますと、先ほどのこの答弁の中には、協働のまちづくり推進協議会において協議中でありますということでございます。けれど、やはり議会と行政執行部というのは、共通認識で事業の推進を見守っていくべきと考えております。

非常に残念なのは、ここに協議会で協議中とは言ってもある程度、市の方針、市長の方針というのを説明を求めて、その中で議論をしていくべきではないかと思っております。

継続して令和5年度も協議会を開催というような説明ですが、何月頃までに全て決められるのかお伺いします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、協働のまちづくり推進委員会、これ

は昨年の9月に発足をしております。

委員の任期は2年というふうにはなっております。

ただし、令和5年度中に、まず条例地区公民館と地区自治公民館の役割の整理とかを踏まえて、条例地区公民館の設置の方向性、それから人員配置、そして地区自治公民館のエリア、名称、こういったものを令和5年度で協議をしていきたいというふうに考えております。

令和5年度の委員会自体は、6回を想定しております。そこでしっかりと協議をして、特に中間的な報告というところも議会の皆さんへも全協を通して報告ができるというふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

議会への説明を求めようと思いましたが、先に課長のほうから途中経過も含めて説明するというのでございましたので、しっかりと、ですけれども、いつ頃というよりも5年度中はちゃんと協議をしますという説明と理解しました。

それで、というのが、令和6年度からは新しい体制は無理だなというふうに理解します。

ですけれども、駄目でありきじゃなくて、できるだけ速やかな決断を求めたいと申し上げます。

もう、議会への説明も全員協議会ですという答弁を頂きましたので、1問目はこれで終わりたいと思います。

次に、2問目の福祉バスの利用でございます。

これ、私も自治会長時代から十四、五年ずっと疑問で、不思議でありました。なぜかというと、高齢者クラブの市の方々でしょう、自治会長が「あなたの自治会の老人会を高齢者クラブに加入させないから福祉バスは使えないんですよ」という説明を受けまして、物すごく疑問を持っておりました。

この四、五年も担当課のほうにお伺いして、なぜ高齢者クラブだけなんですかということでしたが、昨年から議会で開催しております1期生2期生の研究会で、やはりこの福祉バスの運用、高齢者クラブの問題がテーマとなりまして、そのときにやはり、ちょっと決断しまして、今回質問させていただいて担当課長とお話ししたところ、前向きな答弁を頂きました。

そこで、研修を目的とした利用は内容に応じて検討したいということですが、いきいきサロンや筋ちゃん広場、また、高齢者クラブに所属していない老人会というのが自治会にございます。そういう方々も、研修が目的のスケジュールで利用の申込みをすれば使えますよという内容でいいのか、ご説明願います。

○福祉課長（坂上 誠君）

議員がおっしゃいました団体につきましても、研修を目的とする場合の福祉バスの利用のほうは検討してまいりたいと思います。

○11番（山口政夫君）

検討していけるということは、研修の目的であれば利用可能というふうに理解をしたいと思います。

また、いつ頃からがめどになるか、準備やら大変だと思いますが、大まかでも結構です。運用をいつ頃になるか、でき次第ということであればそれでも結構ですが、答弁をお願いします。

○福祉課長（坂上 誠君）

今後また、いろいろ内容のほうを確認したりとかという作業がございますので、準備ができ次第ということで考えております。

○11番（山口政夫君）

大変、画期的に改善されると思っておりません。準備も必要だと思いますので、準備ができ次第、自治会等を通じて説明を求めたいと思います。

続きまして、3問目の国民保護計画につい

てでございます。

1問目で、日置市の避難所は55か所という説明がございました。

鹿児島県内に1,672か所指定をしております。これは、内閣官房の国民保護ポータルサイトというところに全国の所在地を明記してございます。その中に、有事を想定した避難が可能ですね、というところに、要は地下施設というのが、始良・加治木福祉センター地下駐車場、県民交流センター地下駐車場の2か所だけが登録されておりましたが、今年新たに県庁地下駐車場、鹿児島中央駅地下通路、鹿児島中央地下駐車場、西原商会アリーナ地下駐車場、この6か所が有事のときの避難所として登録をされております。

残念ながら、これ、避難を目的とした施設ではないですよ、皆さんお分かりのように。たまたま地下駐車場だから指定をされていると思っております。

国は、国民の命を守ると言いますが、あらゆる国の強靱化政策とか、様々なところに目を通してみました。

どこにどの程度の武力攻撃、要避難施設建設の計画や政策は一切見当たりませんでした。

本当に国民の命を守るという覚悟があるのかなと不思議でございます。

そこで、副市長にお伺いします。オリンピック作戦というのがご存じでしょうか。お伺いします。

○副市長（井多原章一君）

その名称については聞いた記憶がございませんけれども、中身につきましては詳細を存じ上げておりません。

○11番（山口政夫君）

ご存じない。私も正直、名称は知りませんでした。ただし、人生の先輩方から、終戦が遅かったら、吹上浜に米軍が上陸する作戦があったじゃっどというのは聞いていました。

今回、この国民保護計画を知って調べる中

で調べていきましたら、ちょうど、これ小さいですけど、米軍のアメリカの公文書図書館に保存されている資料が出ております。

終戦が3か月遅れておれば、もうこの作戦は実行されている。要するに、吹上浜、宮崎市、志布志市、この3か所に上陸して鹿児島を占拠し、ここを攻撃の基点とするというような作戦だったと思います。

そういう意味で、やはりここ日置市というのは非常に戦術的にも危ないのかなというのを実感しました。

また、もう1つお伺いいたします。副市長にお伺いします。

与那国島が与那国町ですね、危機事象対策基金というのを設けました。

ご存じでしょうか。

○副市長（井多原章一君）

存じ上げておりません。

○11番（山口政夫君）

実はこれは、与那国町が、昨年9月でしたかね、町議会に執行部のほうの提案で、要するに何かと申しますと、これ、戦争有事というのは国が国会を開いて判断するんですが、事態認定前の避難に必要な費用を支給することを目的とすると、そして予算の一部を積立てをするということであるようです。

町の担当者の説明では、先ほども申しましたとおり「国の事態認定までは時間がかかると想定される。また、その前に避難などに充てるためには、やはり町として基金を積み立てるべきだ」と、なおかつ、「避難生活をおくるのに費用もかかるということで、町民1人当たり金額をお渡しする」と、あえての金額は伏せます。という制度で、議会の審査でもそういうことをすると、有事の危機を議会があおるんじゃないか、町があおるんじゃないかというような意見も出たそうですが、全会一致で可決されております。

また、同時に与那国町議会でも、有事に住

民が避難できるシェルターの早期建設を求める意見書を全会一致で議決し、それと、松野官房長や浜田防衛大臣、それから防衛省、政府のほうに面会をし、避難シェルターの早期設置を求める意見書を手渡され、地下施設がない、それなりの施設が必要だというような、大臣あるいは政府の答弁を確認されたそうです。

先島の、島の皆さんの、町長さん村長さんなんかは、皆さんおっしゃっているのが、国及び県にシェルターなど、住民の安全を確保する施設への支援を国や県に、どの町長さんも村長さんも求められております。皆さんの意見として私も確認したのは、市民を島に残すのは命を守れないと。原則は島民全員、島外避難と。

ただし、職員さん、消防、消防団、警察関係、数十名の職員が残らないといけないと。だからその職員、あるいは消防署員等の命を守るためにはどうしてもシェルターが必要なんですということで、町長も避難シェルターの早期建設も求めています。

そういうことで、副市長に再度お伺いします。

有事の際、日置市民の命をどのように守るか。また、命を守るという、有事ではないです。そこで固くは言いませんが、お気持ちをどこまでお持ちかお伺いします。

○副市長（井多原章一君）

有事の際に、市民の命を守るためにどういうふうなことをしていけないといけないかということのご質問かと思えます。

ウクライナの情勢をマスコミ等で見てみますと、なかなか、ああいう攻撃から逃れることが難しいのではないかというような感想は持っております。

先ほどシェルターの話もございましたけれども、やはり、ウクライナの状況を見ますと、地下鉄のところ避難施設というふうになっ

ております。かなりの深いところにあるんだらうというふうに思います。そういう意味では、避難ごうを造るよりも、そういった地下施設のほうの方が有効ではないかなというふうには感じてはおりますけれども、4万7,000人いる市民全員を収容できるような施設というのはちょっとあり得ないというふうに思っておりますので、どういう対策が必要なのかと、これは、国等との情報を収集をしながら考えていきたいというふうに思います。

○11番（山口政夫君）

私も、副市長と同じ考えです。4万7,000人、5万人という人を一挙に、あるいは数十か所、何百か所でもいいでしょう、避難させるということは非常に難しいと思います。

しかし、やはり最低限、残る、立場で残らないといけない人たちもいるわけですので、それは、国が支援がないとか、どうのこうのじゃなくて、やはり職員や市民の命を守るということを前提にぜひ進めてもらいたいと。

この国民保護の中で、いろいろ避難シェルターを調べてみました。スイスについて紹介させてもらいます。

皆さんご存じのように、スイスは永世中立国で戦争を放棄しております。

だから軍隊も持ってないんだらうという意見の方もありますが、とんでもございません。スイスというのは、自分から戦争はしません。その代わり、来たらとことん戦いますよ。ですから、成人以上の男性は兵役の義務も課されております。そして全男性、年間何百日、予備役として兵役に就かなければならないという法律もございます。

そのような中で調べていきましたら、興味深かったです。先ほど副市長も申されたウクライナの映像を見ると、避難ごうで避難されている映像が流れて、「あっ、ヨーロッパというのは過去の戦争の歴史の中で、命を守る

すべを皆さん準備をされていたんだな」というのを実感しました。

実はスイスも、1960年から避難所の建設を進めてもう六十数年たっております。

この中で——私も、これ、びっくりしました。シェルターの設置率が人口に対して114%の設置率だそうです。現在が850万から870万人ですかね。ちょっと最近では流動しておりますが、この国民が全員避難できると。国の方針で、一人も犠牲者を出さないぞという覚悟の下でスイスは取り組んでおります。

そういう中で——114%設置したということで、最近では少し緩和しております。

これは、国民皆避難ごうを設置しなさいという法律が、憲法ができております。それに従って、家を新築する場合は必ず避難ごうを造ると。

ところが、114%達成できたから緩和して一部の負担金をお支払いすれば、居住する近くの避難シェルターの中に家族の居住スペースを確保できるというところまで改善はしております。改善はしていますが、それぐらい整備をしているということです。

ですから、このようなことから、無理ですよ、国の政策がありませんじゃなくて、やはりまず、できないじゃなくて、どうしようかねということの調査とか議論とか、まず調査を進めるべきではないでしょうか。

先ほど副市長も申されましたように、私も5万人を避難させると、私はもう避難ごうに避難させるよりは近くに避難してもらったほうが良いと思っております。

実は、もう今朝、本当に私の一般質問を見据えたように南日本新聞に「国民保護訓練の実効性に疑問」というような記事が出まして、もうちょっと、今朝びっくりして急遽プリントしてきたんですが、これを見ましても、共同訓練の評価委員として大学の教授が今回の

訓練に出席されて、大まかな枠組みができた程度で、実効性のある姿にはなっていないと。

その中で、万が一の犠牲者少しでも減らすために備えるべきだと。

それと、何でかいうと、南西諸島のことを指されております。そして、新聞紙上でも沖縄や奄美、屋久島でも訓練をされております。ですけど、屋久島の首長さんも、絵に描いた餅だと。

要するに、皆さんももうご存じだと思いますけど、日置市の国民保護計画、目を通されましたでしょうか。100ページに及んでおります。

しかも、国民保護法で国の有事の認定作業というのが物すごい時間がかかる。閣議を開いて、国家安全保障会議を開いて、閣議を開いて決定をして、また国会を開いて、「はい、有事と決定しました」と。

ですから、先ほどの与那国の皆さんは、そういう決定が出る前に島民を避難させるために基金をつくられた。その気持ちはよく分かります。

そこまで、日置市も基金をつくれとは言いません。ですけども、それぐらい危機感を持っていただく必要があるのではないのでしょうか。

それと最後に、計画では訓練をするとなっておりますが、答弁では——ちょっともう時間もありませんが、他の訓練と併せてやりたいというような、基づく訓練の必要と考えますがと、一般災害や原子力の災害訓練と併せてやりたいということですが、この原子力災害訓練も、本当机上ですよ。

実際、市民が動いて行動する、そういうのが実際の実情に沿った訓練じゃないかと思えます。

今後、そういう訓練に努めていただくよう求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（池満 渉君）

次に、8番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

○8番（富迫克彦君）

3月議会最後の質問者となりました。

できるだけ効率的に質問をさせていただいて、早く終わればなと思っております。もうしばらくお付き合いを頂ければと思います。

さて、今週末3月11日は、あの東日本大震災が発生してから12年目を迎えます。

この間には、国内のあちらこちらで地震はもとより、台風災害、また、豪雨災害、自然災害も多発してきているように感じます。

また先日、トルコでは5万人を超える死者が出る大きな地震も発生いたしました。この大地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると同時に、一日も早い復旧復興をお祈りするところであります。

このように、国内だけではなく世界的に自然災害が増えてきている中、市民のライフラインであります道路や水道施設などの社会インフラを守っていただいている建設業界の皆様方といろいろお話しする機会がありますが、昨今の情勢として労働力不足が深刻な中、この建設資材の高騰などを含めて、事業を継続する上で厳しい局面にあるというようなことをお聞きします。

幸い今年令和5年度は、2年に1回の入札参加資格審査の年になります。

そこで、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念を踏まえた市の入札の在り方や、公共事業の発注の在り方など市の状況についてお尋ねしてまいります。

まず、日置市の産業分類別就業人口と市町村内総生産についてであります。

直近の国勢調査、令和2年の調査における産業分類別就業者数について、それと直近の産業分類別市町村内総生産額について、それぞれお尋ねいたします。

2点目は、1月下旬にあった降雪に対する市内業者の方々の協力体制と、その活動内容についてお尋ねします。

3点目は、令和元年度から令和3年度までの3年間に実施された入札結果についてであります。

公共工事の工種別入札件数と落札金額、また、その年度の落札金額の総額について。

次が電子入札でその工事ごとに設定される、最低制限価格と同額、または入札された金額が複数社同じ額で入札され、機械的に抽せんで落札された入札の件数について。

また、その中で、工事箇所の地域外の業者が落札され、工事を施工されたケースで、工事箇所周辺の市民の方々などから苦情等は寄せられていないかお尋ねいたします。

それと、現行の入札制度における課題や改善点は何か、それぞれお尋ねいたします。

4点目は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第7項の基本理念に対する市の考え方、対応についてお尋ねいたします。

大きな2問目は、令和5年度の公共交通政策についてであります。

昨日、同僚議員の質問で、東市来、吹上地域のコミュニティバスが廃止され、乗合タクシーに変わるという答弁がございましたが、その乗合タクシーの路線を検討する上で、最も重要な点は、利用される方々が自分のこととなって考え、実際利用してもらうことが大事だというふうに考えますので、改めて私なりの視点で質問をさせていただきます。令和5年度のコミュニティバス・乗合タクシーの運行計画についてお尋ねし、1回目の質問いたします。

〔副市長井多原章一君登壇〕

○副市長（井多原章一君）

お答えしてまいります。

質問事項1、公共工事の品質確保の促進に関する法律と市の入札状況についてのその

1のア、直近の国勢調査における産業分類別就業者数についてお答えいたします。

令和2年度の国勢調査によりますと、日置市における産業大分類別の就業者総数は、2万1,957人となっています。主に就業者数が多い産業として、医療・福祉業が4,163人、製造業が3,177人、卸売・小売業が3,038人、建設業が2,152人、教育・学習支援業が1,387人の順となっています。

その1のイ、直近の産業分類別市町村内総生産額についてお答えいたします。

鹿児島県統計協会が発行しています市町村民所得推計報告書によると、日置市における令和元年度の総生産額は1,346億6,900万円となっています。

主に、生産額が多い経済活動部門として、保健・衛生社会事業が233億円、製造業が223億円、不動産業が153億円、卸売・小売業が126億円、建設業が106億円の順となっています。

その2、降雪に対する市内業者の協力体制等についてお答えいたします。

1月25日の降雪予報に伴い、建設互助会等と事前に協議し、幹線道路を中心に担当路線を決め、巡回・除雪作業に従事していただくこととしておりました。

今朝より各社担当路線の巡視パトロールを実施し、重機による除雪作業や、融雪剤散布の作業を行っており、31社、総数130名のご協力を頂きました。

その3のア、令和元年度から令和3年度までの公共工事の工種別入札件数等についてお答えいたします。

令和元年度から3年度までの3年間に実施された公共工事は件数順に、土木一式工事605件、54億3,298万549円、舗装工事124件、8億4,971万7,598円、管工事106件、7億550万4,310円、

水道施設工事 99 件、8 億 3,539 万 822 円、電気工事 77 件、8 億 8,754 万 252 円、建築一式工事 65 件、21 億 2,233 万 2,968 円、その他の工事が 89 件、6 億 1,370 万 3,717 円となっています。

年度ごとの落札金額の総額については、令和元年度が 48 億 3,403 万 8,576 円、2 年度が 42 億 3,102 万 5,201 円、3 年度が 23 億 8,210 万 6,439 円となっています。

その 3 のイ、抽せんになった入札の件数についてお答えいたします。

最低制限価格と同額で入札され、抽せんになった入札の件数は、令和元年度 57 件、2 年度 60 件、3 年度 53 件となっています。

その 3 のウ、工事箇所の地域外の業者が落札したケースについてお答えいたします。

令和元年度から 3 年度までの 3 年間で、工事箇所の地域外業者が落札した案件は 35 件ありましたが、工事箇所周辺市民からの苦情等については寄せられておりません。

その 3 のエ、現行の入札制度における課題や改善点についてお答えいたします。

まず 1 点目は、同額入札による、くじの件数の増加であります。建設事業者の皆様におかれては、市の発注見通しに基づき、受注計画を立てられていると思いますが、くじでの落札ということで、言わば運任せの状況にあることは、課題であると捉えています。

改善点としては、価格以外の技術力や品質、地域貢献などを点数化した総合評価方式による入札の対象工事を令和 4 年度から拡大しており、くじの発生件数の抑制を図っているところ です。

2 つ目は、資材単価の高騰に伴う工事価格の上昇であります。これにより、受注できる工事の規模に限られる事業者も出てくるおそれがあります。改善点としては、事業者の格

付に見合った標準金額の柔軟な設定などが挙げられ、令和 5 年度に向けて協議を進めてまいります。

その 4、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 7 項の基本理念に対する市の考え方等についてお答えいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 7 項の基本理念は、地域の実情を踏まえ、地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策、または災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、公共工事の品質が将来にわたって確保されなければならないと規定されています。

市としては、緊急性に応じて随意契約、指名競争入札等、適切な入札・契約方法を選択するとともに、建設業者団体等との災害協定の締結など、災害時の緊急対応の充実強化を図る必要があると考えています。

特に緊急性が高い災害応急対策については、随意契約で発注し、災害復旧工事については、被災地域の地元業者のみの指名競争入札で発注しています。また、市内の建設業関係団体と 6 件の災害協定を締結し、障害物の除去やインフラの応急復旧について協力を頂いています。

続きまして、質問事項 2、公共交通政策についての令和 5 年度のコミュニティバス・乗合タクシーの運行計画についてお答えいたします。

コミュニティバスの運行については、東市来と吹上地域は、令和 4 年度末をもって廃止することから、令和 5 年度は伊集院地域の市街地循環系統のみの運行となります。

コミュニティバスを廃止する東市来と吹上地域については、乗合タクシーの運行に移行し、生活圏を意識した運行エリアの拡大や運行回数の増便など利用者ニーズに対応し、利

便性の向上を図ってまいります。

以上です。

○ 8 番（富迫克彦君）

ただいま答弁を頂きましたので、さらに掘り下げて質問をしてまいりたいと思います。

国勢調査における産業分類別就業者数についてであります。全体で2万1,957人の就業者のうち、建設業の関係で2,152人、率にいたしますと9.8%余りになると思います。また、市町村内の総生産額についてありますが、建設業で106億円余りと、こちら率にすると7.9%余りになるようでございますが、このような建設業の方々、就業者の約1割の市民の方々の生活を支え、かつ総生産においても約8%の金額を稼いでいるということが分かりました。このことについて、副市長はどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○ 企画課長（上村裕文君）

お答えします。

本市の建設業は、市町村民所得推計報告書の生産額や国勢調査の就業者の規模などから考えますと、地域における重要な産業であると認識しています。

以上です。

○ 8 番（富迫克彦君）

ただいま答弁がありましたけども、全国の地方の市町村、いずこもどの団体もほぼ同じかなというふうな感じも思っておりますが、一定の、やはりそういう就業者数と総生産額が見てとれるというふうに思います。

次に、先日、1月下旬の降雪に対する対応でございます。

災害応援協定に基づいて31社130人の方々を取り組まれたということでした。このような活動は、災害協定に基づいて台風や大雨、多発する自然災害に、その都度、建設課の方々や市の産業建設課の方々と一緒になって、台風なんかの場合は、前夜から庁舎内に

待機されたりして、いろんな情報共有しながら、徹夜で対応されているというふうに理解しております。労働力不足が言われる中でありますが、このように総力を挙げて、市民のライフラインを守る、また、できるだけ早急に復旧させるという貢献をされてきています。このことについて副市長はどのように認識されているのかお尋ねいたします。

○ 副市長（井多原章一君）

建設業各社におかれましては、台風や豪雨あるいは今回の積雪のときの対応など、機動力を持って、迅速に対応していただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。

また、先ほど答弁もありますように、建設業は、地域の安心安全を支える守り手ということで、重要な役割を担っていただいていると認識しております。

したがって、一定水準の公共事業の事業量というものも、確保していかないと建設業の皆さんを支えていかなければならないというふうに思っております。

行政だけで支えるのはなかなか難しいですけれども、民間の工事も活発に行われるようにいろいろな施策を打っていかないといけないというふうに思っております。

○ 8 番（富迫克彦君）

ただいま、次の質問の工事の発注額といたしますか、その辺のことについても副市長のほうから答弁がございました。

先ほどありましたように、令和元年度の落札金額は48億3,400万円余り、令和2年度が42億3,100万円余り、令和3年度は23億8,200万円余りということで執行されてきております。

過去の日置市の決算を確認すると、この普通建設事業費の推移というのは、県内を含め、類似団体に比べてもその割合は高くなってまいりました。これは市内の社会インフラの整備

が遅れていることもあって、これまでの決算額になっているというふうに考えております。

今、説明があった入札状況によると、ここ3年間で、令和元年度と3年度を比較すると25億円余り減少しているわけですが、南薩クリーンセンターの負担金の関係もあって、ここ二、三年道路関係の予算を抑制せざるを得ないという状況があることは理解しております。

しかし、地域づくり事業を市の直轄事業として施行されるようになって、300万円前後の案件が入札結果を見てみると減少しているのも事実だと思います。業者の方々が市の公共工事に積極的に参加したいという思いから、指名願を出され、それに基づいて市がそれぞれの工種で格付をされるわけですから、令和3年度と4年度の入札状況を見てみると、先ほど申しました300万円前後の工事発注が少なくなってきたというふうを感じるようです。

これは、格付の中でも土木でいうと、市の業者の方々になるとと思いますが、この方々の入札で参加する機会が減少してきているということになります。

また、その一方では、JVを組んで5,000万円を超えるような工事が若干増えているようにも感じております。

確かに、工事を細分化、工区を分けることで、経費が余分にかかるということにはなりますが、市が格付をする以上、ある程度その格付ごとに、バランスの取れた工事発注をするべきではないかというふうに思いますが、副市長、いかがお考えでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

工区分けについては、各現場条件や工事内容により、分割になじまない工事もございますが、市単独工事等につきましては、格付ごとの受注機会の確保に努めてまいります。

○8番（富迫克彦君）

それから、次の最低制限価額と同額で入札されて、抽せんになった件数ですが、令和元年度が57件、2年度が60件、3年度が53件ということで、このことについては、市のほうとしても、一つの課題という認識をされているようでございます。

また、その抽せんで取られた業者の方々で工事箇所地域外の業者が施工されたケースで苦情等はないかということでしたが、それについては、苦情は寄せられていないということでもありました。この入札結果最低制限価格は、公表される予定価格のおおよそ90%から91%の間で落札されているようです。例えば10社が入札に参加され、極端なケースでは、全ての業者が1円単位まで同額で入札され、それを機械的に抽せんし、落札業者が決まるような仕組みになっているようです。当然、予定価格で落札されても一点、利益が出るよう設計段階で考慮されているというふうには思いますが、最近の物価上昇など日に日に変わる経済状況を考えると、必ずしも、安ければいいということにはならないのではないかと考えます。

また、品質確保の品確法の基本理念からもそぐわないと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

予定価格の算出に用いられる公共事業設計単価につきましては、国、県の動向に応じて改定しております。令和4年度におきましては、8月と2月を除き、各月改定が行われており、適正な設計価格の設定に努めております。

○8番（富迫克彦君）

次の、入札制度における課題や改善点ということでは、先ほど答弁がありましたように、発注者側の思いとしては、できるだけ安くで、品質の高い工事の成果を求めておられるわけ

ですが、今後も総合評価による入札やランクも意識した発注を考えていきたいというような答弁を頂きました。今、建設課長のほうからもありましたように、この入札制度については、国や県の動向も考慮しながら、これまでも変更されてきております。

そこで、4点目になりますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第7項の基本理念に対する市の考え方ですが、品確法が施行されたのは、くしくも平成17年4月です。その頃からISO9001、品質に関する国際基準の認証を受ける取組が進んだのではというふうに思います。

その後、ISO14001、環境に関する取組、最近ではISOの45001、労働安全衛生に関する取組も進みつつあるということも聞いております。その流れを受けて、昨今では持続可能な開発目標SDGsが言われるようになりました。

このISO認証の取得と毎年の維持にはそれぞれの会社で毎年100万円とか200万円、ケースによっては、もっと高額な経費を費やしながら自社のブランド力を上げる取組をされてきております。

日置市では、市政発足の年に、この法律が施行されましたが、残念ながら、日置市がスタートした10日後、市役所の捜索や逮捕者が出るという苦い思い出があります。

この品確法、このような談合などを防ぎながら、地域の社会インフラを守るため業界の育成を進めるということが掲げられております。

この少子化の時代の中で、中小企業の皆さん方は、労働力不足もあり、事業継承が難しくなっていることも聞いております。

先般報道がありましたように、高速道路の無料化に関して、今後の維持補修の経費に多額の予算が必要なため。2115年まで高速道路の無料化を先送りするという報道もあり

ました。

日置市の市道の維持管理についても同様の状況になるというふうに理解します。これまで、物流や人の移動のために道路が必要ということで、将来世代の皆さんの生活向上のために整備が進められてきた社会インフラ、これは道路だけではなく、水路や川また港など様々な分野に及ぶと思いますが、これを造った以上、壊すのもコストなわけですから。これらを利用しながら将来世代が生き生きと活躍できる社会をつくる必要があるというふうに考えております。

これらを守る方々、この分野の業界も一定の力量を維持していかなければ、万が一の災害時に市民生活が麻痺することも考えられます。

当然、先ほどもありましたように行政だけでこれらを守り、維持することは不可能なわけですから、以前、私は熊本県の荒尾市の水道事業の包括業務委託についても質問いたしましたけれども、これまでのように全てを行政が予算を確保して、また、設計し、入札による執行するというような考え方から、地元の業界とある程度維持しながら技術力を高めて、民間の皆さんにお願いできることは積極的にお願ひするような、言い方を変えると市と業界が切磋琢磨しながら品質の高い市民サービスを維持提供するというような基本的な考え方を整理する必要があるのではないかと考えております。

今回、社会体育施設の指定管理もその一つだと思いますが、できるだけ市内の業者の方々とスクラムを組んで、新たなビジネスパターンを創出できるように、行政のほうとしても進めていくべきではないかと思いますが、副市長のお考えをお尋ねいたします。

○副市長（井多原章一君）

人口減少は見込まれている中で、当然税収の伸びもそう期待できない、あるいは減って

いくといったような時代になりつつあるかというふうに思っております。

そうした中で、ご指摘のように行政だけで、やられることを維持管理をしていくと、特に公共施設等をですね、まあ、なかなか難しい時代になりつつあるというふうに思っております。

いわゆる指定管理制度が導入をされて、いろんな施設について、民間の力をかりて、管理をさせていただいておりますけれども、道路に関しても、包括的民間委託をしている、行っている自治体も出てきておりますので、県内他市の動向、あるいは他県の先進地の導入事例等を研究して、どういうビジネスパターンをつくれるのか、研究を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時20分とします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○8番（富迫克彦君）

これまで入札制度の関係について質問させていただきました。これまでも毎年のように建設業界の方々とも意見交換されながら、市の入札制度は見直されてきたというふうに理解しております。

今回の質問で、より品質の高い工事施工を進め、業界全体の底上げといたしますか、技術力の向上を行政としても後押ししていきたい、また格付に合わせた工事発注、バランスも考慮しながら進めていきたいということが確認できました。

この入札制度、先ほどもありましたように、国県の動向といろいろと変わっていかざるを

得ないところがあり大変かと思いますが、引き続き、市内の総生産を支える、また雇用の場の提供ということも視野に入れながら取組を進めていかれることを期待して、次の質問に移ります。

令和5年度のコミュニティバス乗合タクシーの運行計画についてですが、令和5年4月から東市来・吹上地域のコミュニティバスは廃止し、乗合タクシーに移行すると、そういう答弁でございました。

先般、ドローンを使った物流の在り方について、テスト的な取組がされたという報道もありました。確かに、買物に行けない方々、今後増えることは予測されますので、先を見越したデジタルトランスフォーメーションを絡めた大事な取組だというふうに思います。

これと併せて、やはり家にこもるのではなくて外出をしたくなる、またいつでも外出できるような交通体系も必要になってくるのではないかと思います。

今年度のコミュニティバスの廃止により乗合タクシーはどのように充実されるのかお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

令和5年度からは、東市来地域で南神之川・永山線など4路線、吹上地域で吹上・伊作線など2路線を新規で導入をいたします。また、地域境で伊集院町へ買物などで訪れる割合の高い地区につきましては、地域をまたぐ路線も新設をいたします。

さらに、乗合タクシーの運行日数を週2日から週3日へ、それから運行便数についても1日3往復6便から1日4往復8便へ拡充いたします。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

新たな路線設定ということで、利用者のニーズと合致して利用が多く進めればよいなと思いますが、この交通政策については、平

成19年だったと思いますが、私も企画課にお世話になっているときに、民間バス事業者の突然の路線廃止の報道がありまして、当時の職員の皆さんと一緒に、朝夕、路線バスの乗降客数の調査に当たった思い出があります。

これまでは、路線バス事業者が、路線ごとの運行権というのでしょうか、そのような既得権的な部分があって、コミュニティバスの運行に当たっては、この路線とバッティングしないように路線を考えなければならない状況がございました。

昨日の質問で、やはり路線バスの路線を考慮する必要があることも答弁があったかと思いますが、最近は少し状況も変わっているようなこともお聞きしますので、今開かれている公共交通会議での状況についてお尋ねをいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

本市公共交通会議に県のバス協会、バス事業者、こういった関係の機関の皆さんも委員として出席を頂いておりますが、本市の取組につきましても、ご理解を頂いておりますのでございます。

公共交通のルートを設定する上で、議員ご指摘の路線バスと重複しないようにという視点は、現在でも持ち合わせておりますけれども、運転士不足など影響もございまして、バス事業者から減便、運休の提案が増えてきております。

こういったことから路線バスと重複する運行について、以前のように配慮する部分は少なくなってきたというふうに考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

そういう意味では、乗合タクシーは、このバス路線というのは意識せずに、独自の路線を設定できるというふうに理解していいですか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

全く意識しないというわけではございませんで、重複する部分もございまして、意識をしつつ、ある程度、乗合タクシーを導入できるという部分については新たに路線を追加したというところでございます。

○8番（富迫克彦君）

私ども令和3年度から、議員有志で勉強会を立ち上げて、高齢者福祉に関することと、この公共交通に関することについて調査をさせていただきました。先般、1月の市議会全員協議会でその報告をさせていただくと同時に、市長のほうにも紙ベースで議長を介して報告書を提出させていただきました。

県内では、志布志市のチョイソコしぶし、この取組は民間の自動車メーカーからの提案を受けて、市内の金融機関や病院、スーパーなど、スポンサーになっていただいて、1年間ほど試行を行った上で、昨年から志布志市内を循環するような路線で運行が始まりました。

一方で、私どもが政務調査でお尋ねした北九州市のおでかけ交通、北九州市内に7つの路線がありまして、早いところは平成12年から取組が始まっておりました。

私どもがお尋ねした北九州市の枝光本町のおでかけ交通について、少し紹介させていただきますと、この地域は、昭和の時代を支えた八幡製鉄所の周囲にあるところであります。

高度経済成長を支えてこられた多くの社員の方々が地方から就職され、住むために急峻な土地に住宅を建設された地域で、道路も狭く、とても大型バスが運行できるような道路環境にはないところでした。

今では高齢化も進んで、買物を含め、歩いて移動するには大変な坂道のところなんです。そこで、地元のタクシー事業者が自社の創業50周年を機会に地元の商店街と協議しながら、この地域に平成12年に初めておでかけ

交通の制度をつくり、取り組んでこられたところと
ころです。

この地域、今でもいろんな問題を見直し
がされて、利用者ができるだけ利用しやす
いように100m間隔でバス停をつくる――も
ちろん狭い道路ですから道路上にバス停の
看板を置くだけのスペースもないところ
です。そこで人家の壁にバス停の表示があ
ったりしていました。

この北九州市の特徴は、枝光本町の事
例があったこともあって、民間の方々が
中心になってスタートし、後から行政が
車両の購入や運行に関する赤字を補填す
るような形で市が関わるといような形
態で運行されています。

中でも、地元の方々が利用者協議会
をつくって、その方々が中心におられ
ることが一番の特徴だといふうに感じ
ました。やはり、高齢化が進んで免許
返納者が増えるという現実の中で、利
用者目線の路線を考えていかないと
路線を維持するということは難しいん
だろということを感じたところです。

そこで一つの提案ですが、今、公共
交通会議を通じて、乗合タクシーの
路線を検討されています。

今後、市内26地区公民館があります
ので、それぞれの地域性なども考えな
がら、例えば、3つないし4つの地区
公民館をエリアとして、どういう利用
が望ましいのか、その辺を組み合わせ
て検討する、まあ、この組み合わせは
場合によっては小さくなったり大き
くなったりするかもしれませんが、住
民の皆さんやタクシー事業者の皆
さんに北九州市の事例も積極的に紹
介しながら、市民の皆さんが考える
公共交通というような、そのような取
組が必要ではないかと思いますが、副
市長、いかがお考えになりますか、
お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

北九州市のおでかけ交通の制度で
の枝光地区の取組については、拝見
させていただきました。

とさせていただきます。

地域とともに取り組む視点という
のは本当に重要で、まさに地域で
つくり上げる公共交通といった印象
でございます。

本市では、令和5年度から――先
ほどから答弁しておりますけれども、
乗合タクシーを拡充する形で、公共
交通体系を構築してまいりますけ
れども、やはり市民とともにつくり
上げる交通といった視点というの
は、議員がおっしゃるように持ち
合わせた上で、今後の交通体系構
築に努めてまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

そういう意味では、今後、四、五
年、まだまだ超高齢化社会に向か
っていくわけですから、この問題
すぐに100点満点の答えが出る
というふうには思っておりませ
んが、やはり何とか市民の皆
さんを巻き込みながら、利用者
のニーズに合致する、利用率の
高い、そういう公共交通が形成
していければなというふう
に思うところです。このような
形で高齢化が進むことで複合
的に起きてくる行政課題です。

私ども市議会も一緒になって、
それぞれの地域の将来を守る
ために、それぞれが調査しな
がら知恵を出し合い、市民の
皆さんが暮らしやすい日置市
をつくっていければというふう
に思うところです。

以上、申し上げて、私の一般
質問を終わります。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了
しました。

29日は、午前10時から本
会議を開きます。

本日は、これで散会
します。

午後2時31分散会

第 5 号 (3 月 2 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 4号 日置市職員定数条例の一部改正について
日程第 2	議案第 5号 日置市まちづくり応援基金条例の一部改正について
日程第 3	議案第 22号 令和5年度日置市一般会計予算
日程第 4	議案第 23号 令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 5	議案第 24号 令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 6	議案第 25号 令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 7	議案第 26号 令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 8	議案第 27号 令和5年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 9	議案第 28号 令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 10	議案第 29号 令和5年度日置市水道事業会計予算
日程第 11	議案第 30号 令和5年度日置市下水道事業会計予算
日程第 12	議案第 31号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）
日程第 13	閉会中の継続審査の申し出について
日程第 14	閉会中の継続調査の申し出について

本会議（3月29日）（水曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	2番	欠員
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第4号日置市職員定数
条例の一部改正について

△日程第2 議案第5号日置市まちづく
り応援基金条例の一部改正
について

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第4号日置市職員定数条例の一部改正について及び日程第2、議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。声を大にして報告してまいります。

ただいま議題となっています、議案第4号日置市職員定数条例の一部改正について及び議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正についてにつきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第4号日置市職員定数条例の一部改正についてを報告いたします。

本案は、2月21日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月22日、3月13日に委員6人出席の下、委員会を開催し、総務企画部長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、第4次日置市行政改革大綱に基づき、現在の職員定数を維持しながら、効率的かつ機能的な組織にするために見直すものであり、今回の改正は、職員の総定数は変更せずに、各部局ごとの定数を変更するも

のであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、救急出動の件数増や災害対応などあることから、消防職員の定数が5人増えたところであるが5人の根拠はとの問いに、出動の状況や消防体制の在り方、今後の定年年齢の引上げについて消防長と協議して増員の数を決定したと答弁。ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第4号日置市職員定数条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正についてを報告いたします。

本案も、議案第4号と同様に委員会を開催し、総務企画部長、各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、新たにまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源となる寄附金を基金として積み立てることができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、現在は、現年活用しかできなかった企業版ふるさと納税であるが、これから基金積立ができることにより用途が広がると思われるが、企業等への営業活動等は検討されているのかとの問いに、様々な企業と面会する際に、国の制度である企業版ふるさと納税の説明とPRは行っている。今後も営業活動を行い、企業からの協力をお願いしたいと考えるかと答弁。ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第4号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号日置市職員定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号日置市まちづくり応援基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第22号令和5年度日置市一般会計予算

△日程第4 議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第5 議案第24号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第6 議案第25号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第7 議案第26号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第8 議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第9 議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第10 議案第29号令和5年度日置市水道事業会計予算

△日程第11 議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算

○議長（池満 渉君）

日程第3、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算から、日程第11、議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算についてから、議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算についてまでの9件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る3月6日の本会議にて予算審

査特別委員会に付託され、3月10日、13日、15日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め慎重に審査を行いました。その結果を受けて、3月22日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議しました。

初めに、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、財政規律の維持を念頭に、引き続き人口減少の克服と地方創生の取組である、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、第2次日置市総合計画後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策として、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を着実に進める予算編成であります。

歳入においては、一般財源の確保が厳しい状況が続くと見込まれる中、市税等の収納率の向上、利用可能な補助金等の確保、未利用財産の活用、ふるさと納税制度の推進による財源確保、歳出においては、少子高齢化の進行による扶助費の増加、大規模事業の実施などによる公債費の増加など、義務的経費の増加に加えて、光熱水費等の施設管理経費の増加も見込まれています。

特に、令和5年度は仮称「南薩地区新クリーンセンター」の施設整備費に伴う負担金も大幅に増加したところであります。今後も徹底した行財政改革を推進し、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効果が得られるよう、歳出削減と歳入確保を図っている中で、令和5年度当初予算は前年度と比べ、25億9,100万円増の歳入歳出総額それぞれ297億8,100万円で、過去最大の当初予算編成になっております。

主な要因は、先ほど述べた仮称「南薩地区新クリーンセンター」の施設整備に係る負担金が大きな要因となっております。また、予

算を使わないゼロ予算事業については、22事業が挙げられております。

質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、危険空き家解体補助金について、一番急がなければならないのは道路に面した空き家だと思うが、どのように考えるかとの問いに、周辺に影響を及ぼすものが優先的に急がなければならないという認識である。建築係とも連携を取りながら進めていきたいと考えるとの答弁。

財政管財課所管では、ゴルフ場利用税の交付金の金額はどのようにして設定されるのかとの問いに、3月から翌年2月までに入ったゴルフ場利用税を対象として、収入額の10分の7に相当する額を年3回に分けて県から交付されるとの答弁。

企画課所管では、光ファイバー芯線貸付けの歳入は、説明のあった携帯会社の1社だけなのかとの問いに、平成21年、24年度にこの会社のアンテナ基地局を12局作っており、その際、光ケーブルがこの地域に入っていなかったため、芯線を貸し付けた。その携帯会社しか使用しないため1社だけとなっているとの答弁。

地域づくり課所管では、乗合タクシーやコミュニティバスの接続はどのように行われているのかとの問いに、どの公共交通に接続を合わせるかについては、利用者に上手に使ってもらえるよう、出前講座や自治会活動研修会等に出向いて、丁寧な説明を行っているとの答弁。

税務課所管では、法人税の歳入で法人が14法人増えたとの説明であったが、何号法人が増えたのかとの問いに、1号2号法人が増えて、3号4号と7号法人が若干減少したとの答弁。

商工観光課所管では、ふるさと納税額増加のための手だて等は検討しているのかとの問いに、ふるさと納税のポータルサイトを増や

したり、レビューキャンペーンの実施、県人会等でのトップセールス、体験型メニューや富裕層向けの商品開発などを行っているとの答弁。

消防本部所管では、防火衣については電源立地交付金を活用して毎年10着ずつ購入し整備するとのことであったが、整備がなされていない職員は現在どのようにしているのかとの問いに、旧基準の防火衣で対応している。令和6年度該当職員全ての整備が完了するとの答弁。

会計課所管では、伝票保存用のファイルが計上されている。伝票が電子化になると聞いているが必要なのかとの問いに、令和4年度の伝票はまだ紙であり、旧年度の伝票をつづるための予算であるので、令和5年度予算には必要である。ただし、令和5年度から電子決裁になるので、令和6年度の当初予算からはこの部分は大きく削減されるとの答弁。

監査委員事務局所管では、令和5年度から伝票が電子化になり、監査の方法も変わっていくと思われるが、どのように変わるのかとの問いに、伝票が電子決裁になるため令和5年4月分から例月出納検査からパソコン上で監査を行うことになる。初めは、操作方法など慣れるまで時間がかかると思われるとの答弁。

市民生活課所管では、し尿及び浄化槽汚泥運搬業務委託について、各家庭の浄化槽の管理を定期的に業者へ依頼していないケースを把握しているのかとの問いに、把握はしている。定期的な維持管理を行うよう通知を送付し、指導しているとの答弁。

福祉課所管では、食の自立支援事業について1食当たりの単価が今回全地域で統一されているが、それぞれ委託先や人口、面積が異なることから、平等な食事提供ができているのかとの問いに、単価の統一はこれまで議員、監査委員から指摘等があり、今回統一単価に

した経緯がある。今後は各事業所にアンケート調査等を行い、不利益をこうむることがないように十分協議していきたいとの答弁。

こども未来課所管では、保育対策総合支援事業費の保育人材と就職支援事業について、具体的にどのように取り組まれるかとの問いに、保育士確保対策として、保育士を目指す学生が通う大学や専門学校等の養成校と連携して、就職相談会など開催する事業を考えている。また、県外学生の実習先として日置市を選んでいただけるよう情報発信をしていきたいとの答弁。

健康保険課所管では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、5月上旬に感染症法上の位置づけが5類へ移行される見込みであるが、今後ワクチン接種はどうなるのかとの問いに、ワクチン接種は継続する予定であり、当初、予算計上時は具体的な方針が示されなかったため、当面の3か月分の接種費用と接種体制関連費用を計上した。最近になり、現行の特例臨時接種の実施時期が1年延長になったことから、これまでとほぼ同様の事業内容となるとの答弁。

介護保険課所管では、介護予防サービス事業費の介護支援員報酬について、会計年度任用職員の予算が計上されているが、雇用の見込みはあるのかとの問いに、現在の方が継続して雇用できる見込みであるとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、就職センター費の学校給食費保護者支援事業交付金について、ひと月1,000円の補助とした理由は何かとの問いに、小中学生の保護者負担軽減を図る目的から児童1人につきひと月1,000円を11か月補助するもので、総額が昨年と同額程度になるように設定したとの答弁。

社会教育課所管では、文化財費の民俗芸能伝承活動支援事業費について、昨年、文教厚生常任委員会で所管事務調査を行ったが、そ

の内容は反映されているのかとの問いに、令和5年度中に見直しを行えるよう、現在、交付要項の整備を進めている。また、現在、各団体へのアンケート調査を実施し、意見集約を行っているとの答弁。

農林水産課所管では、新商品・新メニュー開発支援事業費について進捗状況はどの問いに、新商品についてはオリーブオイルを使ったドレッシングや、オリーブリーフ茶などの販売が進んできている。今後、県外への市場調査も計画しているとの答弁。

農業委員会所管では、遊休農地の整備に関わる補助について、補助金30万円と面積150a分の補助によって解消できる遊休農地は、全体の何%ぐらいに相当するのかとの問いに、解消される割合については、遊休農地の面積自体は213haあるので、そのうちの僅かであるとの答弁。

農地整備課所管では、農道等施設整備事業の日吉の用地測量業務委託料については、太陽光施設の設置場所であり、ここは以前、道路が崩壊し、治山の施設にまで被害が及んだと記憶しているが、これについて太陽光施設との因果関係などの原因究明はなされているのかとの問いに、排水計算等を実施し、太陽光施設が直接的な崩落の原因でないという分析で県とも協議しているところであるとの答弁。

建設課関係では、都市計画総務管理費の印刷製本費の集約都市形成支援事業住民アンケートについて、内容と目的は何かとの問いに、アンケートについては、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な環境の確保や、子育て世帯、若年層にも魅力的な市街地形成のため、20年後から30年後を見据えたコンパクトシティー化による生活サービスの維持、市街地の人口密度の維持、地域拠点へのアクセスの確保また災害に強いまちづくりについて、立地適正化計画策定を計画しており、事前に

市民の意向を確認する目的である。当該計画では、令和5年度から令和7年度までの債務負担行為の計画をしている。また、アンケートの件数については、2,000件を計画しているとの答弁。

特別委員会にて、分科会の報告を受け質疑を行ったところ、委員より、準要保護の予算について小中学校でそれぞれ何人程度受けられるよう予算になっているのか、また、入学準備金などは小中学校それぞれどのような状況であったのかという質疑はあったのかとの問いに、要保護、準要保護合わせて550人から600人程度の申請があるという想定で予算計上しているという答弁があった。入学準備金については質疑はなかったとの答弁。

また、ほかの委員より、大里川の護岸工事費用負担金の予算が計上されているが、大里川は県の河川であると思われるが、一般会計で支出することに対する質疑はなかったのかとの問いに、この護岸工事は県が行う工事であるが、護岸の上部に市が区画道路を計画しているので、補強のための裏込めコンクリート施工の費用は、市の負担になることで県に負担金として計上しているとの説明があったとの答弁。また、ほかの委員より、ライブコマース作成業務について、ライブ配信を行うことであったがどのような講師を計画されているのかという質疑はなかったのかとの問いに、具体的に料理教室の講師を予定しているとの説明があったとの答弁。ほかにも質疑があったが、質疑を終了。討論に付したところ、委員より、個人番号カードについて、自衛官募集事務について、修学援助制度について、子ども医療費の助成制度の年齢制限等の問題があるので反対するという反対討論がありました。ほかに討論はなく、採決の結果、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ58億2,420万7,000円とし、前年度より2億6,607万7,000円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

国保ヘルスアップ事業費について、タブレットを活用した遠隔での体操教室はどのようなものかとの問いに、本市の医療費で高い割合を占める骨折等の課題解決に向けて、新たにフレイル予防プログラムを導入した。これは身体の状況や認知状況などの評価を行い、タブレットを活用した遠隔体操が受けられるプログラムになっている。対象者は、骨粗しょう症の検診結果で精密検査を必要とする方、低栄養運動機能低下の方など、50代から80代までのリスクのある方で、遠方にお住まいの方でもタブレットの活用により、気軽に参加できる形になっているとの答弁。ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ、委員より分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第24号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算については、全会一致で（発言する者あり）

大変失礼いたしました。

国保のところです。国保につきましては、ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて、分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ、委員より保険税の算定方式が4方式から3方式へと変更されたこと自体は評価するが、それにより税額が上がった世帯もある。また、滞納者について資格証明

書が発行されているが、通常の保険証を交付すべきであると思うので反対との反対討論がありました。

また、ほかの委員より、国民健康保険制度は、地域医療の確立と健康保持増進に大きく貢献しているところであるため、賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,401万5,000円とし、前年度より2,596万4,000円の増額計上となっております。うち、繰入金については3,058万2,000円と、昨年度より1,059万3,000円の増となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

カーバイキングが好評であるとの説明であったが、原価率はどれくらいで計上しているのかとの問いに、原価率は42%で計上しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論をしたところ討論はなく、採決の結果、議案第24号令和5年度日置市国民宿舎事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ9,976万1,000円とし、前年度より2,462万1,000円の減額計上となっております。う

ち、繰入金については5,086万円と、昨年度より49万8,000円の増となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

令和5年度から、ゆーぷるから吹上砂丘荘に調理員の異動等を行うことで、職員のモチベーション維持が課題であると思われるが、所管課として対策は講じているのかとの問いに、職員一人一人と面接を行い、意思確認を行っている二つの施設が4月1日の稼働に向けて人員配置や業務等について、支配人と打ち合わせを行っている。との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論を行ったところ討論はなく、採決の結果、議案第25号令和5年度日置市健康交流館事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ504万円とし、昨年度と同額計上になっております。

質疑については特になく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論を行ったところ討論はなく、採決の結果、議案第26号令和5年度日置市温泉給湯事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ56億7,997万1,000円とし、前年度より6,248万8,000円の減額計上となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

生活支援体制整備事業費の生活支援コーディネーター報酬について、職種と業務内容は何かとの問いに、職種は社会福祉士であり、ケアマネジャーと連携して地域の社会資源とマッチングさせ、情報を掘り起こし、ケアマネジャーに情報提供する業務内容であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ、介護保険料や利用料の負担が重いという声をよく聞く、年金は減らされ、物価は値上がりし、市民の暮らしは一層苦しくなっている、保険料や利用料の値下げが必要であるということで反対との反対討論があり、また、ほかの委員より、国も多くの制度改正を行い、介護サービスの充実等に伴う介護給付費の増大等が保険料や利用料金を値上げしている主な要因であるが、保険料を抑えるために行政も各種予防教室をはじめ、健康保険課と連携して介護保険事業に成果が予算上でも認められているので、賛成との賛成討論がありました。

ほかにも討論はなく、採決の結果、議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億3,702万4,000円とし、前年度より855万1,000円の増額計上となっております。

質疑については特になく、特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ委員より、令和4年10月から医療費が2割負担になった方がいるが、2025年までは、

外来の負担増を月に3,000円以内に抑える配慮措置というのがあるというのを聞く、そのことについて当局から説明や、分科会での質疑はあったのかとの問いに、当局の説明も分科会での質疑もなかったとの答弁。

ほかに質疑はなく質疑を終了、討論に付したところ、委員より、保険料や医療費の負担が重いという声がある、また、75歳以上の高齢者を別枠の医療制度をつくることも差別であると考えるので反対との反対討論があり、また、ほかの委員より、この制度は国の施策であり、各自治体で負担金を納め、広域連合で運用し、その収支報告、決算報告も公表しているので賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号令和5年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和5年度に係る水道事業の業務の予定量では、給水戸数は2万3,200戸で、前年度比255戸増、年間総給水量は491万1,000 m^3 で、前年度比6,000 m^3 減、1日平均給水量は1万3,454 m^3 で、前年度比17 m^3 減と定め、収益的収入及び支出では、収入総額10億2,420万2,000円、支出総額9億8,586万円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、収入総額を2億5,335万円、支出総額8億2,870万8,000円を予定額として定めたものです。

質疑の主なものをご報告いたします。

麦生田地区水道未普及解消事業について、1億4,700万円の予算が計上されているが、令和5年度の予算が全て執行されたら、令和5年度末時点で何%の普及率になる見込みかとの問いに、約62%の普及率になる見込みである、未普及地域が全体で238戸あ

り、そのうち148戸が接続される見込みであり、事業費ベースでは、68.6%の進捗になる予定であるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、水道未普及地域解消事業で接続を断られるケースがあるかという質疑はなかったのかとの問いに、そのような質疑はなかったとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了、討論を付したところ討論はなく、採決の結果、議案第29号令和5年度日置市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第30号令和5年度日置市下水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和5年度に係る業務内容では、両施設で接続戸数は8,512戸で、前年度と同数、年間総排水量は、212万4,202 m^3 で、前年度より1万46 m^3 増、1日平均排水量は、5,820 m^3 で、前年度より28 m^3 増と予定量を定め、収益的収入及び支出では、収入総額8億1,880万3,000円、支出総額5億7,563万7,000円を予定額として定め、資本的収入及び支出では、総収入額1億9,910万円、支出総額4億1,046万4,000円を定めたものです。

質疑の主なものをご報告いたします。

水洗便所等改造資金の融資を行った金融機関に対する利子補給について、水洗便所等改造の対象は個人住宅だけなのかとの問いに、個人住宅に限らず、店舗や事務所も対象になるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付したところ討論はなく、採決の結果、議案第30号

令和5年度日置市下水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから9件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第22号から議案第30号までの9件について一括して討論を行います。

発言通告がありますので、まず山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和5年度の日置市の予算とともに2023年度国家予算を見てみますと、大軍拡によって膨れ上がった予算となり国の財政危機は一層深刻になりました。

軍拡のあおりを受けて暮らしの予算は削減され、コロナ危機と公共料金の値上げや物価高騰で苦境にあえぐ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すためには全くほど遠い戦後最悪の予算となりました。

このような国の悪政から市民の命と暮らしを守るとりでの役割を果たすことが、この日置市の予算には求められています。

日置市の令和5年度の当初予算の問題点のまず初めに、個人番号カード、マイナンバーカードの押しつけをさらに強化する予算となっている点を反対の理由の大きな一つとして申し上げておかなければなりません。

そもそも、法律では任意のはずのカード取得です。本市でもカード取得率アップしておりますが、取得者の7割は2万円分のマイナポイントがもらえたからという理由です。政

府はこれまでマイナポイント事業に、総額2.1兆円もの予算を使ってきました。マイナポイント第2弾のCMは、あの、東京オリンピック談合事件の主役、電通が49.7億円で請負っております。

もうこれ以上、税金を使った普及はやめるべきです。政府の個人情報保護委員会に寄せられた報告では、2017年から21年度までの約5年間で5万6,541人分のマイナンバー情報が漏えいしたり、情報が入ったUSBなどが紛失しています。安全性への懸念や監視社会への不安からカード取得が思いどおりに進まないのは当然です。しかも無理やり促進するためにこれからさらに強権的な施策を進めようと23年4月から12月の期間、従来の保険証を使った場合の窓口負担を12円から18円に引き上げ、カードを使った場合は6円に据え置くとしています。

任意のはずのカード取得で差別するなど、憲法の法の下での平等の原則にも反する大問題です。

我がまち、日置市でこのような国の悪政を市民に押しつけることがないようにと申し上げておきたいと思います。

便利でも必要でもないカードをあめとむちで強引に利用拡大を図り、持ちたくない市民に国言いなりにカードを強制する予算となっています。

次に、自衛官募集事務について申し上げます。

本市は、18歳と22歳の若者の個人情報を住所、氏名、生年月日、男女別を抽出し名簿を作成し自衛隊に提供しています。本人や保護者に知らせることもせず、了承を得ることもなく、同意も得ないままに情報提供することは、私は、自治体としてやるべき仕事ではないと考えます。

鹿兒島市では、情報提供してほしくない人は、除外申請が今年2月1日から受け付けら

れるようになりました。せめて日置市でも除外申請ができるようにするべきです。

また、自衛官を募集するための案内文書を送付する目的なのであれば、生年月日や男女の別の情報などは提供する必要はないと思います。必要最小限の情報提供にとどめるべきだということを提案しておきます。

次に、準要保護について、いわゆる就学援助制度について申し上げます。

義務教育は無償とすると憲法第26条にうたわれております。お金のあるなしにかかわらず教育を受ける権利を保障するために就学援助制度があるのです。申請された方にはできるだけ援助をすべきです。所得の基準があってその基準を基に認定する仕組みになっているのですが、基準の見直しも含め、全員が受けられるように改めて検討すべきです。教育費の負担が大変だからと申請された方が、できるだけ皆さんが就学援助制度を受けられるようにするべきです。制服、帽子、運動靴、上履き、体操服、かばん、学用品、教材費、給食費など、子どもの成長に応じて買換えが必要なものもあり、昔も今も保護者は大変な思いをして子育てをしています。軍事費を削って教育費に回し、名実ともに無償化すべきです。

次に、市職員の雇用の在り方も問題だと考えます。

今のように非正規の会計年度任用職員のほうが正規職員より多くなっているのは、あるべき姿ではないと思います。非正規で働くのは女性が多く、男女の賃金格差にも直結している問題です。ジェンダー平等の視点から見ても問題です。低賃金で不安定な雇用は変えていかなければなりません。専門性や経験の積み重ねなどがきちんと当たり前評価されるべきです。働く人の身分の安定と待遇改善は、住民が質のよいサービスを受ける上でも不可欠です。日置市で働く職員がやりがい

感じながら身分がきちんと保証され、不安なく安心して働くことができるようにすること、改善を求めます。そうしてこそ住民へのサービスもよくなります。誰もが安心して誇りを持って働くことができる日置市にするため自治体は、ほかの職場、民間のほかの職場などのお手本になるべきと考えてます。

さて、現在、本市で実施されている子ども医療費の助成制度は、中学校卒業まで無料となっており、それ以上は高校卒業までは所得制限が設けられております。また、病院の窓口で負担分を一旦払い後日返金される償還方式となっており、全国と比較しても遅れた制度となっています。子どもの命と健康を守ることはもちろん、子育て支援にもつながる病院窓口負担ゼロを高校卒業まで所得制限なしの制度として実施することが早急に強く求められています。既に高校卒業まで無料にしている自治体がありますので日置市は遅れています。

さて、本市の基幹産業である農業の予算につきましては、世界的な食糧危機が叫ばれており、食料自給率をアップさせるため、農家への所得補償や、また農産物の価格保証などが必要と考えます。日置市の基幹産業というのにふさわしい予算計上とはなっていないと考えてます。

さて、この日置市の一般会計予算には、市民の暮らしと福祉をよくするという自治体本来の役割をしっかりと果たすことが求められています。令和5年度日置市のこの当初予算には、ただいま幾つか申し上げましたように、私は、認めることができない問題点がありますので反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（山口初美さん）

引き続き、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

鹿児島県が運営するようになってから平準化が進められ、4方式から3方式へと算定方式が変更されたこと自体は評価をしております。資産割は税金の二重取りであると、これまで私は国保の資産割はなくすよう求めて主張してまいりました。その結果、資産のある方たちの国保税は減額になりましたので、その点はよしと認めます。しかし、資産のない方々の分が平等割や均等割が上がって、負担が増えてしまいました。この点は認めることができません。

いつも繰り返し申し上げておりますが、高過ぎる国保税は引下げが必要です。国保は、国の支援がなければ成り立たない制度です。国が国保への負担金を削ってきましたので、それを元に戻させる必要があります。軍事費ではなく国民の命と健康を守るために、国が予算をしっかりと確保すべきです。国保税の滞納者につきましては資格証明書が発行されておりますが、まずは命を守ることを優先し通常の保険証を交付すべきです。医療を受ける権利を優先した国保行政としていただくことを求めて、本予算への反対討論といたします。

引き続き、議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護する人、される人が安心できる予算となっているかどうか、そういう視点でこの予算を見てみたいと思います。介護保険料は高いとか、介護サービス利用料の負担が重いという声を相変わらずよく聞いております。お

金がなければ介護を受けられない実態があり、まず財布と相談してサービスを削らざるを得ない厳しい実態があります。介護保険料や利用料を引き下げ、負担を軽くすることが求められています。

年金は減らされ、受け取る額がどんどん少なくなっています。様々な物価の高騰など、またコロナの様々な影響を受けて市民の暮らしはますます苦しくなっています。介護の必要な人が安心して必要な介護サービスを受けられるよう、また介護の現場で働く人たちの処遇の改善のために、国がしっかりと予算を確保すべきです。私はこの予算をこのまま認めることはできませんので、反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

次に、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

さて、昨年10月に75歳以上の医療費窓口負担の2倍化が行われました。2倍化以前でも保険料や医療費の負担が重いという声がありましたが、全日本民主医療機関連合会が昨年12月から今年2月までアンケート調査を実施しました。1万5,368人が回答しています。とても重い負担感があると3割の当事者が答えています。それもそのはずです。年金は減る一方なのですから。当事者の声として負担が重いのでリハビリなどのサービスを減らそうかと考えているなど、受診控えの声や薬を減らしたとの声があり、また必要な治療や薬なので受診しなければならない、負担が増えるのは苦しいが生きるために必要。生活費などほかを削ってでも捻出しなければならないと思う。そういう声がありました。

専門家はこの2割負担の制度について、憲法25条や国際人権規約にも違反していると指摘しています。定期受診や投薬を控えれば基礎疾患や慢性的な病気を抱える高齢者にと

って相当程度の病状の悪化を引き起こす原因になります。

さて、2倍化になった人には2025年まで外来の負担増を月3,000円以内に抑える配慮措置があります。しかし、手続が必要です。日置市でもあまり周知されていないようです。先ほどのアンケート調査でこの手続をしていないと回答したのは4,154人でした。その半数が手続の仕方が分からないと回答しました。この配慮措置の利用を日置市でも市民にきちんと周知し、利用を促進する必要があるということを申し上げておきたいと思えます。

後期高齢者は介護が必要になったり、病院などにもとてもお世話になります。今、食糧費や光熱費、水道料などそのほかもろもろ軒並み値上がりしています。しかし、年金は下げられ、受け取る額は減らされています。生活はますます大変になっているのです。政府の社会保障政策の根本は世代間の平等とっておりますが、これは紛れもなく弱い者同士で負担を押しつけ合う仕組みです。これが社会保障とは言えません。税金の使い方を正し、大軍拡は中止して、大企業の内部留保に課税し、所得の低いほど負担の重い消費税は5%に引き下げるべきです。弱い者いじめのインボイス制度の導入もやめるべきです。みんなが誰もが安心して暮らせる社会にするため、政治を大本から変えなければなりません。

まとめといたしまして、年齢を重ねた75歳以上の高齢者を別枠の医療制度をつくり後期高齢者医療制度をつくったことは差別であり、問題です。こんな国はほかにありません。さらに、一定所得がある人の医療費を2割負担としたことも問題です。私はこの予算をこのまま認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、議案第22号に対する重留健朗君の

賛成討論の発言を許可します。

○9番（重留健朗君）

ただいま議題となっております、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度は日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、第2次日置市総合計画後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を着実に進める予算編成です。

令和5年度の当初予算は、前年度と比べ25億9,100万円増の歳入歳出総額それぞれ297億8,100万円で過去最大の当初予算編成となっておりますが、主な要因は、先ほど述べた仮称南薩地区新クリニックセンターへの施設整備に係る負担金が大きな要因となっております。

しかしながら一方で、財政調整基金は令和2年5月に議会が市へ提出した提言の30億円以上の確保もできているところは高く評価いたします。先ほど同僚議員が語る発言された件につきましても、法令や条例等に基づき問題なく計上されていると思われまます。この予算が否決されるようなことがあれば市の機能が停滞し、市民に大きな混乱を招くおそれがあります。

したがいまして、以上の理由で私の賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、議案第23号に対する中村清栄君の賛成討論の発言を許可します。

○1番（中村清栄君）

私は、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、地域医療の確立と住民の健康保持・増進に大きく貢献しているところであります。令和5年度医療費の適正化

の取組、特定健診の取組など令和5年度においても適正に実施されていると考えられており、30歳代の被保険者の特定健診や前年度からの節目ドックも設けており、若い方への受診促進に力を入れているところも見られます。

ほかにも、各種検診、受診の補助、重症化予防教室の運動指導など健康の保持・増進や疾病予防に役立つ予算だと考えます。将来にわたり医療制度を持続させるための努力がなされており、令和5年度には法定外繰入をせず、この財政状況の厳しい中で健全なる予算措置と判断し、また、コロナが少し落ち着いてきた中で特定健診の受診率の向上も期待し、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算について賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、議案第27号に対する漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっています、議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど述べられました反対討論の中身を要約しますと、介護保険料が高く、また介護サービスの利用料金の負担も重く、誰もが安心できる制度になっていない、そういった趣旨の反対討論だったと思います。このことは、長年における国の制度改正や介護サービスの充実等に伴う介護給付費の増大等が保険料や利用料金を押し上げた主な要因であります。

そうした中で、介護保険課では、現在各種予防教室にも一生懸命取り組んでおられます。また、総合事業の中では健康保険課と連携し、健康と介護両面での予防事業として、一体的な事業の実施にも一生懸命努力されています。その成果として、介護認定率は令和5年1月現在で16.5%と、県内でもかなり低い方です。また、介護保険事業に努力成果が認め

られる市町村に交付される保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金も、令和4年度実績で合わせて約2,000万円が日置市に交付されており、その成績は19市の中でも上位となっています。そのほか、介護保険給付費準備基金も令和4年度末で5億1,586万円に積み増しされています。

こうした努力がなされている背景には、安心して介護を受けられる、そういった制度づくりはもとより、また、令和6年度から実施される第9期介護保険事業計画に向けて、保険料の抑制や介護サービスの充実を図る狙いもあるようです。そうした中で、仮に議会が令和5年度の介護保険特別会計予算を否決してしまえば、4月からの介護サービスは全て受けられなくなり、介護保険事業は混乱を招いてしまいます。

今、私ども議会に課せられている課題は、当局と連携して市民の皆さんに理解していただける介護保険事業を目指して、一生懸命努力していくことではないかと認識しています。そのことを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、議案第28号に対する山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

私は、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論いたします。

後期高齢者医療特別会計予算額は、歳入歳出それぞれ8億3,702万4,000円とし、前年度より855万1,000円の増額計上となっています。

歳入の主なものは医療保険料で、前年度より363万1,000円増額の5億4,482万4,000円で、歳出の主なものは鹿児島県広域連合へ前年度よりも602万3,000円

増額の7億9,396万5,000円を収め、鹿児島県広域連合で運営され予算案として審議しました結果、問題のない予算の計上であると申し上げます。

先ほど、同僚の反対討論は議案であります予算案の内容についてではなく、制度への反対と受け取りました。

この制度は昭和48年1972年老人医療費の無料化と高齢者医療制度が制定され、1980年までの8年間で高齢者医療費の支出は4倍と大きく膨れ上がり、はしご受診や乱診乱療が指摘され、高齢者医療費が2025年には25兆円に達し、国民医療費の50%を占めると推計され、保険制度を守るため制度の見直しがなされ、1982年老人保険法が制定されました。

その後も制度の見直しがなされ、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、その後も時代に沿った見直しもなされ現在に至っています。

保険料は所得に応じた所得割と均等割で、均等割でも所得に応じ2割、5割、7割と軽減されています。医療費自己負担金も所得に応じて3割、2割と負担いただき、低所得者は1割負担と軽減するもので、高齢者を差別するのではなく、若年層への負担を減らし、全ての高齢者が安心して医療を受けられるための制度であります。

また、この制度は皆さんご存じのように、国会で審議され国会で議決された国が定めた制度であります。各自治体は都道府県後期高齢者医療広域連合へ負担金を納め、広域連合で運営され、財政状況や決算についても公表されています。

このように、予算内容及び制度内容に関しても何ら問題がないことから、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は賛成すべきと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号から議案第30号までの9件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。

それではまず、採決順位第1の議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号及び議案第30号までの5件を採決いたします。

お諮りします。5件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、採決順位第1の議案第24号から議案第30号までの5件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、採決順位第2の議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第28号までの4件を採決いたします。

まず初めに、議案第22号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第22号令和5年度日置市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第23号令和5年度日置市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第27号令和5年度日置市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第28号令和5年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第12 議案第31号令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）

○議長（池満 渉君）

日程第12、議案第31号令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第31号は令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億7,633万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、活動火山周辺地域防災営農対策事業における、飼料作物確保対策機械購入に伴う予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて繰り越し明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

まず歳入では、県支出金で活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増により、1,184万9,000円を増額計上いたしました。繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増により182万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では農林水産業費で活動火山周辺地域防災営農対策事業費における補助金及び交付金の増により、1,367万2,000円を増額計上いたしました。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和4年度日置市一般会計補正予算（第13号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月21日の招集から本日の最終本会議まで37日間にわたり、令和5年度一般会計予算をはじめ、令和4年度一

般会計補正予算、日置市個人情報保護法施行条例の制定、日置市職員定数条例の一部改正、日置市まちづくり応援基金条例の一部改正、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、日置市子ども・子育て会議設置条例等の一部改正、日置市国民健康保険条例の一部改正など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜りました。

施政方針及び予算説明で申し上げましたとおり、行政がこれまで以上に関係する皆様と連携し、オール日置でマニフェストに掲げました8つの柱につきまして取組を実行してまいります。

また、市政における重要な市議会本会議を療養のため欠席いたしましたことを改めておわび申し上げます。

議員各位におかれましては、十分健康に留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（池満 渉君）

これで、令和5年第1回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池満 渉

日置市議会議員 坂口 洋之

日置市議会議員 並松 安文